畜産農場における飼養衛生管理向上の 取組認証基準(農場 HACCP 認証基準) の理解と普及に向けて

(令和4年度 改訂版)

令和4年7月

公益社団法人中央畜産会

まえがき (令和4年度改訂版)

安全な畜産物を国民に供給するためには、フードチェーンの最上流に位置する畜産農家において、国際的な食品の衛生管理システムのゴールドスタンダードとして世界中で活用されている HACCP の考え方について畜産現場への導入を図っていくことが大変重要となります。

農林水産省では、家畜の衛生管理の基本となる「飼養衛生管理基準」に基づいた 衛生管理を行うことにより、家畜の飼養衛生管理の向上と畜産物の安全性を確保す ることとしています。

真に食品として安全な畜産物を生産する農場を育成すること等を目的として、農林水産省は、「飼養衛生管理基準」に加え、CODEX や ISO の基準に基づき、HACCPに計画、実行、検証、改善を行うための PDCA サイクルを加えた第三者認証基準として、平成 21 年 8 月に「畜産現場における飼養衛生管理向上の取組認証基準(農場 HACCP 認証基準)」、いわゆる農場 HACCP を公表し、以後、関係者によりその推進が図られてきました。

こうした中で、農場 HACCP 認証基準については、公表から 12 年以上が経過しました。

その間、食品安全の国際規格である ISO22000 が平成 30 年に改訂されるとともに、国内における豚熱や高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生、アジア地域などにおけるアフリカ豚熱の急速な拡大等を背景に、令和 2 年に家畜伝染病予防法が一部改正され、飼養衛生管理基準の強化が図られたところです。

こうした状況の変化に対応し、農場 HACCP 認証基準についても、農林水産省は、取 組内容の充実を図るための改正を行い、本年7月12日に新たな認証基準を公表しました。 本冊子は、新たな認証基準に対応して作成したものです。

HACCP を活用した衛生管理が、食品としての畜産物に対する安全性を向上させる方法として広く世の中から認識され必要性が増している中で、本冊子が農場 HACCP の認証に向けて努力を続ける畜産農場及びその指導に当たる関係者の多くの方々に活用され、農場HACCPの普及に役立てていただければ幸甚です。

令和4年7月 公益社団法人 中央畜産会 会長 森山 裕

まえがき

Ι	台	重物の安全性を確保するために ····································	··· 1
	1. 1	食品の安全性確保等のための法整備とその背景	1
	2.	家畜・畜産物の安全性を確保するためのしくみ	2
	3. 3	安全な畜産物生産のための HACCP システム	4
	4. 鳥	農場 HACCP とその導入手順	4
	5. ∄	我が国における農場 HACCP の取り組みの歩み	6
	6. 1	食品の安全を確保するための国際的な動向	6
	7. 扂	農場 HACCP 認証基準の構築 ·····	8
	8. 鳥	農場 HACCP 認証基準の特徴 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	٠٠٠ ج
Π	畜產	産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準	
	(農	場 HACCP 認証基準)の解説	11
第	1章	範囲 、引用文書、用語 ·······	11
第	5 2 章		
		経営者のコミットメント (誓約)	
		HACCP チーム責任者及びチーム員の任命と責任・権限 ······	
		外部コミュニケーション	
		内部コミュニケーション	
	5.	特定事項への備え	
	6.		
	7.	人、設備等の資源の提供と管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
第	53章	- 危害要因分析の準備 ····································	36
	1.	素畜等の原材料及び資材	36
	2.	家畜・畜産物の特性	36
	3.	意図する用途	36
	4.	工程一覧図(フローダイアグラム)及び現状作業、生産環境の明確化と現場で	の
		確認	48
第	5 4 章	ー般的衛生管理プログラムの確立と HACCP 計画の作成 ····································	84
	1.	一般的衛生管理プログラムの確立	84
	2.	危害要因分析(原則 1)	92
	3.	HACCP 計画の作成 ······	103

第 5 章 教育 • 訓練 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	
1. 教育・訓練	112
2. 教育・訓練プログラム	112
第6章 評価、改善及び衛生管理システムの更新	116
1. 内部監査	
2. 情報の分析	116
3. 衛生管理システムの更新	
第7章 衛生管理文書リスト及び文書、記録に関する要求事項	127
1. 衛生管理文書リスト	127
2. 文書、記録に関する要求事項	127
(参考資料)	
農場 HACCP 認証基準の新旧対照表 ······	133
農場 HACCP 認証基準改正に伴う認証審査の実施について	158
飼養衛生管理基準	166
飼養衛生管理基準(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)	166
飼養衛生管理基準(豚、いのしし)	172
飼養衛生管理基準(鶏その他家きん)	180
関連文書等記載例(一覧表)	187
執筆者一覧	190

I 畜産物の安全性を確保するために

畜産物の安全性を確保するために Τ

1. 食品の安全性確保等のための法整備とその背景

畜産物は、食品として人の健康維持に直接かかわるものであり、病原微生物の汚染による疾病 や異物混入による傷害などのない"安全"なものであることが求められ、「安全」は科学的、客 観的に確保される必要があります。一方、"安心"は、人の感性に安堵感、信頼感を与えること によって達成されるものであり、「安心」を科学的に確立することはできません。このため、畜 産物について、その"安全"を科学的、客観的に確保するとともに、常に「安全」な畜産物を提 供してきたという実績により畜産農場に対する"安心"(=信頼)を得ることが極めて重要です。

食品の安全性の確保に関し、平成15年5月に「食品安全基本法」が制定され、同年7月に内 閣直属の「食品安全委員会」が設置されました。この背景として、平成8年の大阪府、岡山県等 における病原性大腸菌 O-157 による集団食中毒事件(患者数約1万人)、平成12年の近畿地方 における大手乳業会社製造による乳製品中の黄色ブドウ球菌毒素(エンテロトキシン)による集 団食中毒事件(患者数約1万5千人)、平成13年の牛海綿状脳症(BSE)の日本国内初の発生、 平成 14 年の国の BSE 対策である「国産牛肉買上げ制度」を悪用した牛肉偽装事件(輸入牛肉 を国産牛肉と偽って助成金を詐取)などがありました。

しかし、その後も病原性大腸菌 O-157 による食中毒が発生し死者が出るなどの事件が続いたことや東 京五輪等の食材調達に対応する必要から、厚生労働省はそれまでの総合衛生管理製造過程を廃止し、平 成30年6月に食品衛生法を一部改正してHACCPの本格的な導入を開始しました。

わが国における食中毒の発生については、平成10年をピーク(事件数約3,000件、患者数約45.000 人)として年々減少傾向にありますが、近年は、生鮮魚介類の生食(不充分な冷凍、加熱を含む)に よるアニサキスの食中毒が増加傾向にあり、ノロウイルスも一定の発生件数を維持しています。その 他の病原微生物の多くは、家畜・家禽の畜産物に由来する食中毒(カンピロバクター、サルモネラ属 菌、ブドウ球菌、病原性大腸菌等)と考えられています(図1及び表1参照)。そのうち、サルモネラ 属菌による食中毒については、平成10年頃から養鶏業界における飼養衛生環境の整備や鶏卵流通業界 における冷蔵保存・流通の徹底や賞味期限の設定などの対策が積極的に講じられてきました。その結 果、令和3年の発生件数は8件、患者数は318人となりました。サルモネラ属菌による食中毒の発生 件数が大幅に減少したことは、これらの対策が功を奏した良い事例と言えるでしょう。

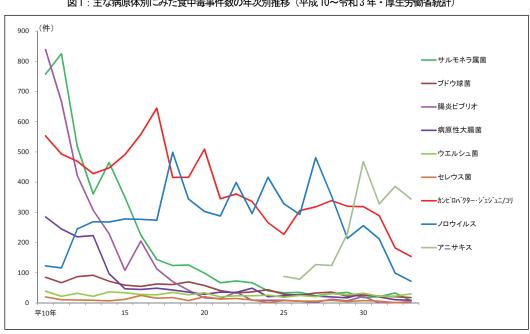


図1:主な病原体別にみた食中毒事件数の年次別推移(平成10~令和3年・厚生労働省統計)

種	類	病 原 体	感染動物・保菌動物	食 品
		サルモネラ属菌	牛、豚、鶏	食肉、鶏卵
		カンピロバクター菌	牛、豚、鶏	食肉
細	菌	リステリア菌	牛、豚	食肉、乳
		黄色ブドウ球菌	牛	乳
		病原性大腸菌	牛	食肉

表1:家畜・家禽が関係する食中毒の原因となる病原体

一方、食品とりわけ畜産物の安全性を確保するためには、畜産物を生産する農場において健康な 家畜・家禽を生産、飼養することが肝要ですが、平成12年にわが国で92年ぶりに口蹄疫が発生し たことや家畜伝染性疾病の発生状況などにかんがみ、農林水産省は、上述の食品安全基本法の制定 に関連した「食品の安全性確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律」に基づき、平 成15年6月、家畜伝染病予防法の一部を改正し、第12条の3で「飼養衛生管理基準」を新たに制 定しました。その後、平成22年における口蹄疫の再発生や高病原性鳥インフルエンザの続発などを みたことから、平成23年3月に家畜伝染病予防法の一部改正が行われました。また、中国、韓国、 モンゴル、ロシアで口蹄疫の発生が報告され、アフリカ豚熱(ASF)は中国においてまん延が拡大 しており、国内においても平成30年には26年ぶりに豚熱(CSF)が発生し、死亡及び捕獲された 野生のいのししの検査結果からも陽性事例が発見されたことから、「豚、いのしし」の飼養衛生管理 基準が令和2年3月に、「牛、水牛、鹿、めん羊、山羊」及び「鶏、あひる、うずら、きじ、だちょ う、ほろほろ鳥、七面鳥」の飼養衛生管理基準が令和2年6月に改正されました。さらに、令和2 年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザの大流行及び豚熱のワクチン接種農場での継続的な発生 を踏まえ、飼養衛生管理基準(全畜種)が一部改訂され、令和3年9月24日に公布されました。

2. 家畜・畜産物の安全性を確保するためのしくみ

畜産物の安全性を確保するためには、生産農場における飼養衛生管理対策を徹底することが重要 です。生産農場から出荷された生産物(畜産物)は、乳業工場、食肉処理施設、GP センター、食鳥 処理場などを経て、一部はさらに食品工場で加工され、流通・販売を通じて消費者へ届けられます。 安全な食品を生産するためには、まず生産農場が原材料として安全な生産物(畜産物)を出荷し、 さらに製造、加工、流通のそれぞれの段階で製品の徹底した衛生管理、安全性の確保に取り組む必 要があり、これによってはじめて消費者に安全な製品を供給することができます。これを「フード チェーンアプローチ」と呼びます。

畜産物のフードチェーンアプローチにおいては、畜産物の生産、加工、流通の各段階でそれぞれ が畜産物の安全性確保のための責務を果たすとともに、各段階が相互に緊密に連携して対応するこ とが求められます(図2参照)。

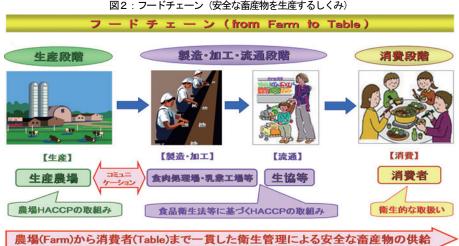


図2:フードチェーン(安全な畜産物を生産するしくみ)

安全な食品製造におけるリスク管理の一つの手法として「HACCP システム」があります。これは、1959年(昭和34年)に米国のNASAが安全な宇宙食を生産するために構築した食品衛生管理システムです。その後、1993年(平成5年)に国連食糧農業機関〈FAO〉と世界保健機関〈WHO〉の合同食品規格委員会である「コーデックス(CODEX)委員会」がHACCPシステムの考え方を取り入れた「食品衛生の一般原則」を策定するとともに、その付属文書として「HACCPシステムとその適用に関する指針」(いわゆる「コーデックスHACCPガイドライン」)を採択し、これが食品の安全性確保のためのグローバルスタンダードとして世界的に広まりました。

現在では、米国、カナダ、EUの一部諸国などで食品製造における HACCP システムの導入が法律で義務化されており、わが国では食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、食品衛生法が改正されています。平成30年6月に公布された「食品衛生法等の一部を改正する法律」で、原則としてすべての食品等事業者は、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施が求められることとなりました。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とすることとされています。 なお、これに伴い同法で定められていた「総合衛生管理製造過程承認制度に関する規定」が削除され、同制度は廃止されました。

食品分野においては、機械や電気製品などの工業製品と異なり、原材料が天然のものであるため 従前の抜き取り検査では食品の安全性を確保することがより難しいという特性を有しています。こ のため、製品ごとの品質のばらつきが大きく、統計的に抜き取りサンプル数などを決定しても、そ の結果の信頼性には限界があるといえます。

HACCP システムは、食品の特性を考慮して、原材料・資材の受け入れから製品出荷までの全ての製造工程で工程ごとに食中毒等の原因物質(病原微生物、化学物質、異物など)が入り込む可能性のある要因(これを「危害要因」といいます)を科学的根拠に基づいて分析・評価し、それぞれの工程ごとに厳重に管理することによって最終製品全てが確実かつ継続的に安全な製品になるという考え方を基本とした衛生管理システムです。言いかえれば、食品の安全にとって"何が危害の原因"となるかを明確にし、その"必須の管理事項"を重点的に管理する手法といえます。

前述の食中毒の原因となっている病原菌の多くは、家畜・家禽が病気を発症せずに保菌状態にあるため(不顕性感染)、農場からそのような病原菌を完全に排除することは困難ですが、農場における一般的な衛生管理対策を強化することによって病原菌による畜産物の汚染を未然に防止することが重要であり、その手段としてHACCP方式に基づく衛生管理システムの導入が有効です。

今日、わが国の消費者は、"食の安全"に高い関心を有し、安全な食品の提供を強く求めています。 一方、畜産経営形態の大規模化や新たな病原体の出現、多国間自由貿易協定など畜産農場を取り巻く情勢が大きく変化してきている中で、農場に口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の病原体が侵入した場合、生産性や畜産経営ひいては社会に及ぼす影響も多大なものになることは、これまでの口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの発生経験から明らかです。

自然に近い環境下にある畜産農場の場合、厳格な衛生管理が行われている食品の製造工場と全く同一レベルで対応することはできませんが、家畜・畜産物の安全性確保の観点から畜産農場においても HACCP の手法を取り入れた衛生管理システムの導入が必要、不可欠なものとなっています。

3. 安全な畜産物生産のための HACCP システム

畜産物が最終製品として人に対して与える危害要因とは、大別して生物的危害要因(病原細菌、ウイルス等)、化学的危害要因(動植物性自然毒、添加物、医薬品、洗浄剤、殺虫剤、農薬、アレルギー物質など)、物理的危害要因(注射針、金属片、ガラス片、プラスチック破片、毛、爪など)の3つがあります。

【生物的危害要因】

▶細 菌:感染型~カンピロバクター、サルモネラ属菌、病原性大腸菌

(陽管出血性大腸菌O-157を除く)、リステリア等

毒素型~黄色ブドウ球菌、ボツリヌス菌等(以上「食品内毒素型」と呼称される)、腸管出血性大腸菌O-157、ウエルシュ菌等(以上「生体内毒素型」と呼称される)

▶ウイルス: ノロウイルス、A型・E型肝炎ウイルス等

【化学的危害要因】

▶自 然 毒:植物性~毒キノコ(アマニタトキシン等)、馬鈴薯の芽

(ソラニン)キョウチクトウ(オレアンドリン)等

動物性~フグ毒(テトロドキシン)、貝毒(テトラミン)等

>化学物質:残留動物用医薬品、残留農薬、洗浄剤、アレルギー物質等

【物理的危害要因】

▶石、木片、ガラス、金属片、注射針、プラスチック、放射性物質等

これらの危害要因の混入を徹底して管理することが必要ですが、そのために農場段階では次の 8つの項目について管理するとともに、加工場や消費者に証明できる状況にしておくことが重要です。

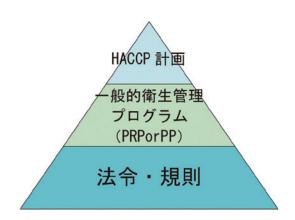
- ①原材料、飲用水が安全である
- ②衛生的な施設、設備で飼育されている
- ③農薬や薬剤が厳重に管理されている
- ④飼育されている家畜や家禽が健康である
- ⑤出荷の際は、安全に搬送している
- ⑥従業員の衛生管理が非常に行きとどいている
- ⑦家畜に対しての、飼育状況や薬剤投与などの情報を提供している
- ⑧伝染病の発生や、天災、飼料の腐敗など緊急時にも備えができている

これらのことを管理し、証明していくための衛生管理システムとして HACCP 方式があります。つまり、生産者にとって HACCP 方式とは、消費者のニーズに応えるための工程管理の証明であり、PL法(製造物責任法)による賠償等のリスク回避、更には生産性を上げる目的を含んだ安全な畜産物の生産システムとなります。

4. 農場 HACCP とその導入手順

HACCP は、Hazard Analysis Critical Control Point の頭文字をとったもので、危害要因分析必須管理点と訳されます。Hazard Analysis(危害要因分析)は人の健康に悪影響を及ぼす可能性のある生物的、化学的及び物理的要因、あるいは状態を挙げて評価することを意味し、Critical Control Pointとは、必須管理点を設定して、そこを重点的に管理することによって、安全性を担保することを意味しています。つまり、HACCPとは、危害要因を分析し、これに基づいて必須管理点を定めることにより管理する手法です。

一方、農場 HACCP では、必須管理点以外にも飼養管理上重視しなければならない点が多くあります。具体的には安全な飼料や素畜、畜舎環境、外部からの汚染などで、多くは一般的な衛生管理の取り組みによって制御できる危害要因です。そのような一般的に管理する部分を一般的衛生管理プログラムといい、HACCP システムで管理する前提条件(Prerequisite Program: PP あるいは PRP: 前提条件プログラム)としています。



その HACCP システムとは、畜産物の安全性のために危害要因を分析、評価し、それぞれの危害要因に対し、1つ1つ予防手段を組み立てて管理することで、最終的な家畜・畜産物の消費者に与える危害を防止しようとするシステムです。

また、一般的衛生管理プログラムの確立にあたっては、全ての法令や規則を遵守することが求められます。法令や規則とは、飼養衛生管理基準を含む家畜伝染病予防法やポジティブリスト制を含む「食品衛生法」、「と畜場法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関す

る法律」(旧薬事法)、「動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令」、「家畜排せつ泄物の管理の適正化及び利用促進に関する法令」、「飼料及飼料添加物の成分規格等に関する省令」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」など、農場を取り巻く全ての法令や規則のことで、一般的衛生管理プログラムは、法律を遵守した上で管理プログラムを決定することが原則です。

農場 HACCP システムを導入する基本的な手順は、下表の中の7原則12手順で進めていきます。この原則・手順そのものは、コーデックス (Codex) 委員会のガイドラインに示されているものであり、農場 HACCP 認証基準もこれに準処しています。農場 HACCP システム構築のためには、特に7原則のうちの原則1である危害要因分析が重要です。ここで危害要因分析を行うと同時に、その管理手段も危害要因ごとに決めていきます。また、原則6では検証の方式を設定しておき、システムが構築され、その後、システムを運用してからも定期的にシステムの検証を行うことで、継続的なシステムの見直しと、改善を行い、さらなる安全な畜産物供給に有効なHACCPシステムに更新されていきます。農場 HACCP 認証基準には、HACCPの7原則12手順のみならず、運用するHACCPシステムを継続的に検証、改善するシステムも盛り込まれています。

「参考」 Codex の HACCP システムとその適用に関する指針について **一7原則12手順一** HACCP チームの編成 手順1 製品についての記述(製品説明書の作成) 手順2 意図する用途の特定 手順3 工程一覧図(フローダイアグラム)の作成 手順4 手順5 工程一覧図(フローダイアグラム)の現場確認 手順6 [原則1] 危害要因分析 (HA) [原則2] 必須管理点 (CCP) の決定 手順7 手順8 「原則3】 許容限界の決定 手順9 「原則4] 監視(モニタリング)方法の確立 手順10 [原則5] 是正措置の確立 手順11「原則6〕 検証方法の決定 手順12 [原則7] 文書化及び記録方法の確立

農場 HACCP は安全な畜産物供給のための継続的改善システムですが、それに伴い生産性が向上し、 事故率の低減、衛生費削減などの実例も報告されています。また、農場側の各記録によりクレームに 対しての原因追求や供給先に対して信頼性の向上等にも有効に機能します。

(参考:「認証農場における農場 HACCP の活用状況」)

https://jlia-farm-haccp.jp/document.html

5. 我が国における農場 HACCP の取り組みの歩み

平成8年度から、畜産現場へHACCPの考え方を導入するため、家畜保健衛生所等による生産衛生の実態(食中毒細菌等の状況)が調査され、平成14年度にはそれらの調査結果をもとに、HACCPの考え方を取り入れた「家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」が作成されました。平成15年度には各都道府県でモデル地域・農場の取組みが推進されるとともに、「家畜伝染病予防法にもとづく飼養衛生管理基準」が策定され、畜産農場において遵守すべき衛生管理規定が定められました。このような取組みが進む中で、自らの取組みを認めてほしいとの農場側からの要望や、農場HACCP普及にあたっては消費者等第三者からの信頼が不可欠であることなどから、平成19年度から2年間にわたり認証基準の検討が行われ、平成21年8月14日付で農林水産省から「畜産農場における飼養衛生管理取組認証基準(農場 HACCP認証基準)」が公表され、統一された基準の下で農場 HACCPが推進されることになりました。

また、近隣諸国及び国内での特定家畜伝染病等の発生状況を踏まえ、令和3年に飼養衛生管理 基準が改正されました。また、令和4年7月には、農場 HACCP 認証基準(第 I 部:認証基準、 第 II 部:畜種別衛生管理規範)も改正されました。

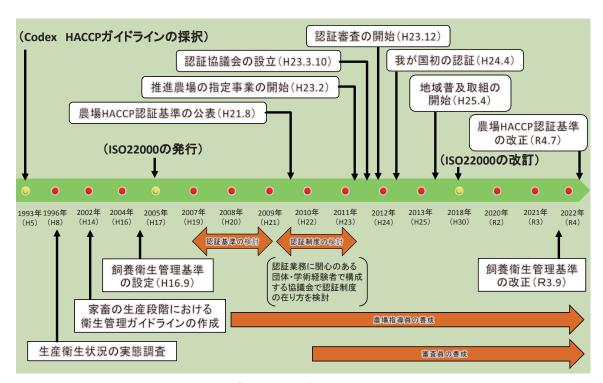


図3:農場 HACCP 認証基準の取り組みの経緯

6. 食品の安全を確保するための国際的な動向

HACCP システムは前述のように 1960 年代、米国航空宇宙局(NASA)で宇宙食の安全を確保するために開発されました。HACCP システムは、すべての製造工程から食中毒などの危害要因(ハザード)を洗い出し、それらを排除・低減するシステムです。それまでの抜き取り検査では抜き取り対象以外の安全性を確保することが出来ませんでしたが、HACCP システムを導入することですべての製品の安全性を確保する仕組みができるようになりました。その後、コーデックス委員会により「HACCP システムとその適用に関する指針 (HACCP ガイドライン)」が採択され (1993 年)、HACCP は国際的な食品安全の手法として認知されるようになりました。

しかし、HACCP はマネジメントシステムを持たないため、PDCA サイクルに基づく改善が図りづらく、さまざまな問題点が指摘されるようになりました。そこで、国際標準化機構(ISO:

International Organization for Standardization)は、2005 年、HACCP と ISO9001 マネジメントシステムを融合させた「ISO22000 食品安全マネジメントシステム (ISO22000:2005)」を発行し、食品安全の国際規格として広く普及しました。2018 年には、建物、設備、洗浄・消毒などの食品安全のための前提条件プログラムの特定と、いくつかの用語の定義の修正及び追加を伴った改訂が行われ、ISO22000: 2018 が発行されています。

―HACCP システムの歴史―

1960:アポロ宇宙計画で宇宙食の微生物危害の防止のため考案

1993: コーデックス委員会により「HACCP システムとその適用に関する指針」 (HACCP ガイドライン) が採択;「食品衛生の一般原則」の付属文書

1997: 改定

2003: 改定 外部専門家の利用、小規模/未発達企業への適用が考慮された

(国内) 1992 (平4):「食鳥処理場における HACCP 方式による衛生管理指針」

(国内) 1995 (平7):「総合衛生管理製造過程承認制度」

2005: ISO22000(食品安全マネジメントシステムーフードチェーンの組織に対する要求事項)

が発行

2007: ISO22003 (食品安全マネジメントシステムー審査および認証を提供する機関に対する

要求事項) が発行

2010: FSSC22000=ISO22000+ISO/TS22002-1 (PAS220) が開発され、GFSI に認定

される

2018: ISO22000 が改訂され、ISO22000: 2018 が発行

ISO22000 は HACCP と ISO9001 を融合したもので、従来の HACCP と比べて、経営者の関与、内部監査(検証)、不適合製品の管理、是正措置などが強く求められています。

<IS022000 の成り立ち>

IS09001 (継続的改善システム) 計画(P) 措置(A) 大 実施(D) チェック(C)

HACCP 各工程の危害分析 食品安全バザードの管理手段 (前提条件、HACCP)

IS022000 (食品安全マネジメントシステム)

7. 農場 HACCP 認証基準の構築

畜産の衛生管理システムの構築にあたっては、家畜と糞尿との分離が難しいなどの食品工場とは違う畜産の特性を理解した上で、HACCP計画や一般的衛生管理プログラムを作成し、それらの継続的改善を図ることが重要となります。それによって、家畜の健康増進と安全な畜産物の生産が可能となり、より高い社会的信用を獲得することができます。

農場 HACCP 認証基準には、従来の一般的な食品製造分野における HACCP と比べ、よりマネジメントシステムの要素が多く取り入れられており、下図のように PDCA サイクル (Plan→Do→Check→Act) に基づく継続的改善が図られるようになっています。

このようにして HACCP とマネジメントシステムを組み合わせることにより、P9の図のように HACCP システムが常に更新(改善)されていくこととなります。農場の規模・特性を考慮して、最初は基礎的なシステムから始めても、次第により精度の高いものに進化させ、生産性向上や食の安全を実現することが可能となります。

農場衛生管理システムによるハザードの管理 (PDCAサイクルによるシステムの進化)

第2章 経営者の責任

> Check 第6章 1. 内部検証

> > 2. 情報の分析

8. 農場 HACCP 認証基準の特徴

第2章 6. システムの見直し 第6章 3. システムの更新

ACT

畜産農場での衛生管理は、食品加工施設の衛生管理とは大きく異なります。そこで、農場 HACCP 認証基準では、畜産農場の特殊性を認識したうえで、安全な家畜・畜産物の生産に活用できる衛生管理システムの構築と継続的改善を実行するための規格が示されています。

以下に、農場 HACCP 認証基準の特徴をまとめました。

1. 相互コミュニケーションにより農場での役割を果たします

食品の安全は、「農場から食卓まで」と言われているように、フードチェーンにおける各段階の事業者が相互に連携を取ることで自らの事業の立場を認識し、食品の安全に対する責務を果たすことによって確保されます。本基準では、農場がフードチェーンの川上に位置することを意識したうえで、相互コミュニケーションを確実に実施することを強調しています。

2. 一般的衛生管理と HACCP 計画により家畜・畜産物の安全を確保します

農場 HACCP は、生産に関わる原材料、作業手順などのすべてについて危害要因分析(HA)を実施し、その結果に基づいて必須管理点(CCP)を決めて、管理を集中させる手法です。畜産物の生産作業

の流れを主軸にして作業手順書等の中に法規制や一般的衛生管理などの事項を集約させていく方法をとり、衛生管理システムを簡素化することを推奨しています。本基準に基づいてシステムを構築することにより、一般的衛生管理と HACCP 計画による、家畜・畜産物の安全を確保するシステムを構築することを可能としています。

3. 継続的改善の仕組みで家畜・畜産物の安全と生産性の向上を図ります

農場 HACCP の特徴は、危害要因分析、制御手段の策定、結果に対する評価、検証、改善・更新へと連続的に進める手法で、衛生管理の継続的改善システムともいえます。畜産分野での HACCP 手法の活用は、家畜の疾病を引き起す要因を分析し、排除または管理するための方策を構築することも可能で、家畜の健康を維持するためにも役立つ手法です。畜産分野における HACCP 手法の活用は、家畜・畜産物の安全の確保と生産性の向上を図ることを可能とするものです。

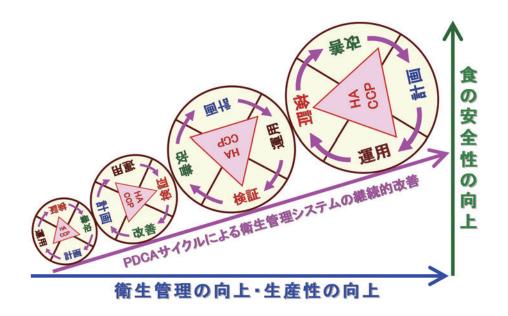
4. 全ての農場において HACCP システムの構築が可能です

農場 HACCP 認証基準は、規模の大小に関係なくすべての畜産農場を対象としています。家畜・畜産物を生産している農場では、農場独自の衛生管理を行っています。これまで実施してきた衛生管理を、より具体的で総合的なシステムへと築きあげることが「農場 HACCP 認証基準」の意図するところです。家族経営規模の農場においても、外部の HACCP 専門家や獣医師あるいは関係機関・団体などの協力を得ることにより、認証基準を満たす衛生管理システムを構築することが出来ます。飼養衛生管理基準等で定められたものを除けば、特別な施設、設備が求められているわけではなく、基本的には仕事の手順を見直すなどのソフト面の拡充で家畜・畜産物の安全を確保するのが本基準の考え方です。

5. 飼養衛生管理基準に効率的に対応することができます

「牛、水牛、鹿、めん羊、山羊」、「豚、いのしし」及び「鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥」の飼養衛生管理基準はそれぞれ改正され、令和3年9月24日に公布されました。今回の改正では、家畜伝染病の予防等を目的とした様々なマニュアルの作成、交差汚染防止のための人、家畜、物等の動線の確認、記録の整備と保管などが義務付けられています。これらに対応するためには、すでに書式等の枠組みが確立されている農場 HACCP の構築に取り組むことで同基準をより確実に遵守することが可能となります。

農場HACCP衛生管理システムの継続的改善



Ⅱ 畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準 (農場 HACCP 認証基準)の解説

Ⅱ 畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証 基準(農場 HACCP 認証基準)の解説

平成 21 年 8 月に農林水産省消費・安全局から公表された「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準(農場 HACCP 認証基準)」の内容について、生産農場での構築の取り組みを推進するため、認証基準における留意すべき事項、生産農場での具体的な取り組みの参考例、畜種別の事例などを逐次以下に紹介します。

国内外の家畜伝染病の発生状況を受けて飼養衛生管理基準が改正され、令和3年9月24日に公布されました(一部猶予期間あり)。さらに、農場 HACCP 認証基準につきましても令和4年7月12日に改正され公布されました(第I部:認証基準、第II部:畜種別衛生管理規範(乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー編))。

これらのことから、今年度の本書の解説はこうした改正に基づいた内容となっております。 (事例はあくまで例であり、畜種、農場の規模、周囲の環境等によって詳細は異なりますので、 各農場に適したものを設定する必要があります。)

また、囲みで示した認証基準(第 I 部)の引用部分について、改正された箇所部分を下線で表示していますが、具体的にどう改正されたかは、本書の参考資料「農場 HACCP 認証基準の新旧対照表」(P133)を参照して下さい。

なお、今後、出来るだけ速やかに改正された農場 HACCP 認証基準に基づいた審査へ移行していく必要がありますが、農場 HACCP 認証協議会は、新たな認証基準の公布日から1年以内に申請された認証審査については、経過的措置を講ずることとしているので、本書の参考資料「農場 HACCP 認証基準改正に伴う認証審査の実施について」(P158)を確認ください。

第1章 範囲、引用文書、用語

1. 範囲

本認証基準は、家畜生産農場(組織)を適用の対象とする。家畜生産農場は、認証の対象となる農場の所在場所、<u>農場の経営者、従事者、組織員数、飼養頭羽数(概</u>数)及び生産物の範囲を、文書によって明確にしなければならない。

2. 引用文書

認証を受けるための文書化及び記録付けに当たっては、本認証基準、「家畜の生産 段階における衛生管理ガイドライン」(平成 14 年 9 月 30 日付け 14 生畜第 2738 号 農林水産省生産局長通知)以外の文書(「食品衛生の一般原則に関わる規則」等)を 引用する場合は、引用する文書を明記しなければならない。

3. 用語

認証を受けるための文書化及び記録付けに当たっては、コーデックス委員会による「危害要因分析必須管理点(HACCP)システム及びその適用のためのガイドライン」及び「食品衛生の一般原則に関わる規則」並びに本認証基準で用いられた用語を原則として使用すること。

【解説】

第1章 1. 認証の範囲では、以下の内容について記載します。

① 家畜生産農場の範囲

農場の所在場所(大臣指定地域^注か)、経営者、家畜管理の従事者(農場長、飼養衛生管理者等)、 組織員数(従業員、臨時雇用者、研修生等)、飼養頭羽数(概数)を簡潔に記載します。

② 生産・出荷する家畜・畜産物の範囲

生乳、肥育牛、肥育豚、生食用殼付卵、肉用鶏などの主な生産物だけでなく、食肉処理される廃用畜、廃鶏や、肥育素牛として出荷されるホル雄子牛、 F_1 子牛、ET 和牛子牛及び素豚、素ひななど、フードチェーンを経て食品の原材料となるものは農場の「生産物」として扱います。生産物については、第3章によりそれぞれの製品説明書等を作成します。

③ 仕事の範囲

素畜、飼料などの主な原材料はどこから供給を受け、どのような飼育方法で何を生産し、 主な生産物及び従たる生産物はそれぞれどこに出荷するかを分かりやすく記述します。

注:農林水産省ホームページには、大臣指定地域等について以下の記載があります。

大臣指定地域とは

家畜伝染病の病原体が野生動物に感染したことが確認された場合に、確認された家畜伝染病の性質及び同病に感染する動物の分布状況を総合的に検討し、家畜での発生リスクが高まっていると判断した場合、農林水産省告示で示す地域であり、当該地域に所在する農場はそのリスクの高まりに応じて追加的に防疫措置を講じる必要がある。

対象疾病

飼養衛生管理の取組強化により、発生リスクを低減できる可能性が高い口蹄疫、CSF及びASFを対象疾病とする。ただし、口蹄疫は、空気伝播により感染が拡大することから、CSF及びASFに比較して、追加的防疫措置の内容は効果的なものに限定する。

なお、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザは、野鳥が感染源として想定されるが、野鳥の飛来範囲は日本全土に及ぶことから、対象疾病にはせず、平時からの対策を基本とし、追加的に防疫措置を講じる仕組みは設定しない。

当面は、豚熱(CSF)について大臣指定地域の設定が検討されていることから、豚の農場においては確認することが必須です。管轄の家畜保健衛生所に問い合わせてください。牛でも、口蹄疫のリスクが高まった場合には大臣指定地域の設定される可能性があります。鶏では、現在のところ大臣指定地域は設定されていません。

[記載事例]

- (1) 農場名:○○農場
- (2) 所在地(対象農場): ○○県○○郡○○町○○番地 電話番号 (大臣指定地域である・ない)。
- (3) 代表者(家畜の所有者)の氏名と連絡先
- (4) 家畜の所有者以外に飼養衛生管理者(畜舎・鶏舎ごとの管理者を含む)がある場合は、飼養衛生管理者の氏名と連絡先
- (5) 組織員数:従業員○名、臨時雇用者○名、外国人技能実習生○名等
- (6) 主な生産物と飼養規模:成乳牛〇頭 育成牛〇頭、繁殖母牛〇頭 肥育牛〇頭、

繁殖母豚○頭 肥育出荷豚○頭、採卵鶏○羽、肉用鶏○羽、等を概数で記載します。

- (7) 生産物の範囲※:生産原材料の受け入れ、家畜・畜産物の生産、家畜・畜産物の出荷等について簡潔に記入します。品種等が限定されている場合は、併せて記載します。 (※生産物の範囲の記入例)
 - 1) 乳用雌牛は主に自家生産、一部は家畜市場から導入し、生乳を○○酪農協に出荷する。ホル雄子牛、F₁子牛は、肥育素牛として2か月齢未満で○○家畜市場へ、廃用牛はと畜場へそれぞれ家畜商を通じて出荷する。
 - 2) ○○家畜市場から 10 か月齢の和牛肥育素牛を受け入れ、肥育牛を生産し、○○と 畜場へ出荷する。
 - 3) 〇〇畜産より繁殖候補豚 (LW) 種雄豚 (D) を導入、肥育素豚を自家生産し肥育 出荷豚を〇〇食肉センターに出荷する。繁殖を終了した母豚は、大貫として〇〇食 肉センターに出荷する。
 - 4) ○○育雛場より採卵鶏(ボリスブラウン)の大雛を受け入れ、生食用殻付卵、規格外卵とも自社 GP センターにインライン出荷する。廃鶏は処理業者(○○)に出荷する。
 - 5) 〇〇育雛センターから地鶏の大雛を受け入れ、〇〇地鶏の肉用鶏を生産し、〇〇 食鳥処理場へ出荷する。
- (8) 出荷先:○○酪農協、○○家畜市場、○○と畜場、○○食肉センター、○○GPセンター、○○食鳥処理場 等、「(7) 生産の範囲」で記入しきれなかった出荷先についても明記します。
- 2. 農場 HACCP 認証基準では、以下の引用文書が紹介されています。
 - 1) Recommended International Cord of Practice General Principles of Food Hygiene CAC/PCP1-1969, Rev.5 (2020) THE CODEX ALIMENTARIUS COMMISSION (食品衛生の一般原則国際的に推奨される実施規格 CAC/RCP 1969 年、第 5 改訂 2020 年 Codex 委員会)
 - 2) Hazard Analysis And Critical Control Point (HACCP) system Guidelines for Its Application (ANNEX) THE CODEX ALIMENTARIUS COMMISSION (危害要因分析必須管理点 (HACCP) システムおよびその適用のためのガイドライン付属文書) Codex 委員会
 - 3) 家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン 平成14年農林水産省監修
 - 4) 家畜の衛生管理ガイドライン解説書 平成 14 年農林水産省監修
 - 注:3)については、農林水産省ホームページで検索できます。

URL: https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_haccp/また、4)に関連して「乳用牛における一般的衛生管理マニュアル」「肉用牛における一般的衛生管理マニュアル」「豚における一般的衛生管理マニュアル」「採卵鶏における一般的衛生管理マニュアル」「ブロイラーにおける一般的衛生管理マニュアル」が同じページに紹介されていますので、これを参考にします。(それぞれのマニュアル名で検索できます。)

上記以外の引用文書としては、以下の文書等が挙げられます。

5) 畜産農場における飼養衛生管理向上の取り組み認証基準(農場 HACCP 認証基準) の理解と普及に向けて(令和4年7月(毎年更新されます))

- 6) 農場 HACCP 構築ハンドブック (平成 26 年 3 月)
- 7) 飼養衛生管理基準(令和3年9月24日公布)
- 8) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(飼料安全法)・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧薬事法)・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)等
- 9) 「HACCP システムとその適用に関する指針」(HACCP SYSTEM AND GUIDELINES FOR ITS APPLICATION, Annex to CAC/RCP l-1969, Rev. 4-2003)
- 10) その他の引用文書
- 3. 用語では、指定されている文献以外の用語を使う場合は明記する必要があります。 農場独自の用語、とくに器具機械や飼料名等を略語等の通称名で書類を作成している場合などは審査員等の第三者には通じません。そのような場合は、用語集を作成します。 農場 HACCP 認証基準では、以下の用語及び定義が紹介されています。
 - HACCP:家畜・畜産物の安全性にとって重大な危害要因(ハザード)を特定し、評価し、コントロールする重要な管理点。
 - HACCP 計画:家畜・畜産物の安全性に重大なハザードのコントロールを確保するために HACCP の原則に従って作成した文書。

逸脱:許容限界が守られないこと。

- 衛生管理区域:飼養衛生管理基準で定められている、病原体の侵入を防止するために衛 生的な管理が必要となる区域。
- 危害要因 (ハザード):健康への悪影響を引き起こす可能性をもつ、家畜・畜産物中の 生物的、化学的又は物理的な要因、あるいは状態。
- 危害要因 (ハザード) 分析: 危害要因 (ハザード) 及び危害が存在する条件に関する情報を収集して、その中のどれが家畜・畜産物の安全性に重要であり、HACCP 計画に記述されるべきかを決めるために評価するプロセス。
- 許容限界: 必須管理点において、家畜・畜産物の安全性に対する危害が起きるのを予防、 排除あるいは許容できる範囲内にするためにコントロールしなければならない最高 値あるいは最低値。

更新:把握した最新情報をシステムや文書などに反映させること。

工程一覧図(フローダイアグラム):家畜・畜産物の生産過程における一連のステップや 作業(オペレーション)を系統的に表現したもの。

工程内作業:家畜・畜産物の主な生産工程で行われる作業。

コントロールする(動詞):決定した基準を確実に保持するために、必要とするすべての 作業を行うこと。

コントロール(名詞):正しい手順に従っており、その中で基準が満たされている状態。

施設:家畜・畜産物が取り扱われるあらゆる建物、又はエリア及びその周辺。

清浄:汚れや埃、土、飼料の残渣、油分、その他の好ましくない物質の除去。

是正措置:必須管理点におけるモニタリングの結果が、コントロールが失われた状態になったことを示す時にとられるべき措置。

- 組織員:家畜生産農場において、家畜・畜産物の生産に関わる全職員。
- 定期作業:家畜・畜産物の生産工程で行われる工程内作業以外の作業のうち、当該農場 において定期的に実施するもの。
- 日常作業:家畜・畜産物の生産工程で行われる工程内作業以外の作業のうち、当該農場 において毎日実施するもの。
- 必須管理点(CCP):家畜・畜産物の安全性に対するハザードを、防ぐ、取り除く、又は 許容レベルまで引き下げるための必須のステップ。
- 不定期作業:家畜・畜産物の生産工程で行われる工程内作業以外の作業のうち、当該農場において必要に応じて不定期に実施するもの。
- モニタリング:必須管理点がコントロール下にあるか否か、一般的衛生管理プログラム が適正に運用されているかを評価するために行う、観察・測定の手順・方法、又は 行動。

第2章 経営者の責任

家畜生産農場において、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を導入するに当たり、当該農場の経営者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

1. 経営者のコミットメント(誓約)

経営者は、安全な家畜・畜産物を継続的に供給するために、次により、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を導入し、これを確実に実施することを明らかにし、家畜生産農場の全組織員、供給者及び出荷先に周知すること。

(1) 衛生管理方針の明確化とその周知

経営者は、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の導入及び法的規制の遵守並びに実施に関する方針(以下「衛生管理方針」という)を作成するとともに、家畜・畜産物の生産に関わる全組織員、供給者及び出荷先に周知すること。なお、衛生管理方針は文書によること。

(2) 衛生管理目標の設定

経営者は、衛生管理方針に基づき、具体的な衛生管理に関する目標(以下「衛生管理目標」という)を設定すること。

衛生管理目標は、 $\underline{\hat{\pi}}$ 6 章 2.の分析結果に基づき、</u>定期的に見直さなければならない。ただし、経営者が必要と認める場合には、随時見直すことができる。

(3) 組織及び組織の役割と権限

経営者は、組織<u>(経営者、HACCP チーム、内部監査員、農場内の全職員等)</u>の全体像を組織図等を用いて明確にし、それぞれの組織の役割と権限を文書化すること

【解説】

第2章

- 1. 「衛生管理方針」は中長期の方針を示すものです。社是、社訓などを入れてもよいですが、 それらのみを記入するものではありません。この文書には、飼養衛生管理基準の1に準拠 することを念頭に、以下の内容を含めることが望まれます。なお、社会情勢の変化などに 対応していることを確認するために、必要に応じて見直し(更新)をします。
 - 1) 健康な家畜及び安全な畜産物の生産が組織の事業目的の一つであること。
 - 2) 健康な家畜及び安全な畜産物の生産に HACCP 方式による衛生管理システムを導入し、 防疫体制を構築すること。
 - 3) 法令・規則を遵守*することにより、家畜伝染病の発生予防・まん延防止に努めること。
 - 4) 供給者・出荷先及び地域の畜産関係者との協力により、衛生管理の向上を図ること*。
 - 5) 衛生管理の重要性を全従業員が認識し、農場衛生管理システムの継続的改善及び更新を図ること。
 - 6) 資源の有効活用に努めること
 - 7) フードチェーン内における組織の役割が適切であること。
 - 8) その他(地域の雇用、町おこしなどに貢献するなど)

注:*4)は、飼養衛生管理基準1.で求められている事項です。

【例:衛生管理方針·養豚農場】

衛生管理方針

当農場は、経営理念に従い養豚に係る全ての生産活動において、下記の事項について優先的かつ継続的に飼養衛生管理の向上に努めます。

- 1. 私たちは、養豚農場として、お客様に「安全」な豚肉をお届けし、「安心」して食していただくことで社会に貢献いたします。
- 2. 私たちは、生産する豚肉の安全性を確保するために、農場 HACCP 認証基準に基づいた衛生管理システム及び防疫体制を構築し、維持し、継続的改善を行い、必要に応じて更新することに努めます。
- 3. 私たちは、衛生管理方針、家畜衛生及び食品衛生に関係する法令、条例、規則及びお客様が求める要求事項を遵守し、家畜伝染病の発生予防、まん延防止に努めます。
- 4. 私たちは、地域の畜産関係者と協力して、衛生管理の向上に努めます。
- 5. 私たちは、豚肉の安全性を確保するため、全従業員に衛生管理方針を周知徹底し、衛生管理の重要性を認識させ、食品安全に関する知識の向上に努めます。また、健康な豚を飼育するために飼養衛生管理向上の目標を定め、衛生管理システムを運用し、実績を検証し、システムの改善を行います。
- 6. 私たちは、持続可能な社会を創ることに貢献するため、資源の有効活用に努めます。
- 7. 私たちは、関連するフードチェーンのほか、お客様にもご理解いただけるように、開設しているホームページを通じて「衛生管理方針」やその他の情報を公開いたします。

〇〇年〇月〇日

代表取締役社長 〇〇 〇〇

2. 衛生管理目標の設定

- ・衛生管理目標には、具体的な衛生管理に関する目標を設定することが求められています ので、まず、可能であれば数値で表わせる目標を2~3項目設定します。
- ・衛生管理に関する目標であることを基礎としますが、農場で設定される数値目標の多く は広い意味での飼養衛生管理に関係していますので、一見して衛生に直結していないよ うに見える項目であっても、農場の生産性に関係する項目であれば問題ありません。
- ・衛生管理目標に定めた数値目標は、年1回程度はHACCPチームが第6章2.の「情報の分析」によりその達成度を確認します。充分な達成度が得られなかったと判定した場合は、その原因を究明し、衛生管理システムの更新を検討します。達成できた場合は、さらに高い目標の設定が可能であるか又は設定項目を変更・追加するかなど、数値目標の更新を検討します。
- ・達成できなかった場合のシステムの見直しや、達成できた場合の数値目標の更新などを 上手に活用することで、生産性の向上に結び付けます。
- ・「畜舎の清掃」「場内の整理整頓」など、計測による数値化ができない項目を衛生管理目標に設定しても問題はありませんが、その場合は評価の方法(点数化など)を検討する必要があります。

【衛生管理目標の例】

乳用牛:衛生的乳質(生乳の細菌数、体細胞数など) 成分的乳質(乳脂肪、乳蛋白、無脂乳固形分など) 繁殖成績(空胎日数、初回授精日数、年間分娩頭数、平均産次数、E.T.受胎率など) 事故率(疾病別事故率、周産期事故率、子牛事故率など)

肉用牛: 枝肉成績(枝肉重量、日齢枝肉重量、ロース芯面積、BMS、格付けなど) 繁殖成績(空胎日数、初回授精日数、未経産初回授精日数、妊娠期間、 供用年数/生涯産次、精液別成績など) 事故率(疾病別事故率、子牛事故率など)

養 豚: 平均生存産指数、年間1母豚当たり離乳頭数、母豚1頭当たり販売額、 母豚1頭当たり飼料費(ベンチマーキングにおける養豚の生産ツリーより) 平均出荷時日齢、平均出荷時枝肉重量、上物率など 事故率(離乳まで、子豚舎・子豚豚房事故率、肥育舎・肥育豚房事故率など)

採卵鶏:ヘンディ産卵率、ピーク産卵率、不正常卵率、生存率など

肉用鶏:年間総生産量、飼料要求率、出荷ロット別育成率(出荷率)・出荷体重など

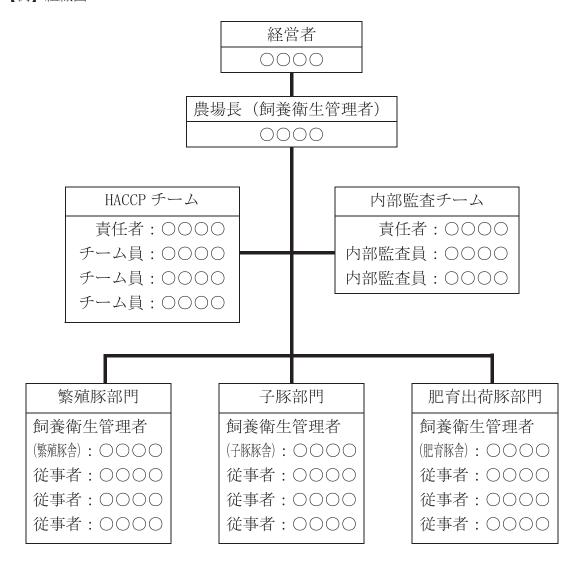
その他: 畜舎 (鶏舎) の清掃、場内の整理整頓など 目標値を計測数値で表せない目標については、点数化 (5段階評価など) をすることにより客観的評価が可能となる。 3. 組織及び組織の役割と権限では、組織図や業務分掌表などにより、経営者、飼養衛生管理者、HACCP チーム、内部監査員、農場内の各部門等について記載します。

会社(企業グループ)に農場が所属し、会社の経営者とは別に農場長などの飼養衛生管理者がいる場合は、権限の委譲等が明確にされていれば飼養衛生管理者を「経営者を代行する者」とし、現地審査の際のトップインタビューの対応をすること等が可能となります。

また、令和3年度の飼養衛生管理基準の改正により、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置することが明記されました。ただし、畜舎構造や頭羽数規模により条件が異なりますので、配置に当たっては必ず管轄の家畜保健衛生所の指導を受けてください。

組織図にすべての職員名が書き込める規模であれば、下記の例を参考にします。 大規模農場で職員名等が組織図内に書き込めない場合は、各部門等の名簿を別途作成します。

【例】組織図



【例】農場における役割と権限

	典・担)アナンナス 須宝し 接ば							2-1-3-2
農場における役割と権限					製品名			
作。	成 終更新	日日	年	月	日	作成者		(FI)
承	認	日	年	月	日	責任者(経営者)		

部門	職位	責任と権限
全体	経営者	農場における最高責任者であり、衛生管理方針の設定、及び組織体制
		などの経営資源の提供、配分に関する意思決定権限を有し、総括的に
		管理統制を行う。主な責任と権限は次のとおりである。
		注:経営者(家畜の所有者)以外の飼養衛生管理者がある場合には、
		任命と権限委譲の範囲を明らかにし、常時連絡を可能とすること(飼
		養衛生管理基準の1参照)
		① 「衛生管理方針」決定及び法規制の周知徹底
		② 「衛生管理目標」を各部門及び各セクションに設定させる
		③ 組織における責任と権限の決定
		④ HACCP チーム責任者および HACCP チーム員の任命
		⑤ 衛生管理システムの見直し
	農場長	 衛生管理システムに於いて、経営者が業務を遂行出来ない場合の代行
	123/11/12	業務、及び経営者を補佐する責任と権限を有する。主な責任と権限は
		次のとおりである。
		注:飼養衛生管理者の任命の有無により、経営者、農場長などの責任
		と権限の範囲に違いが生じる。
		① 「衛生管理方針」の作成、実施、評価、更新
		② 「衛生管理目標」の作成、実施、評価、更新
		③ 内部監査の結果の評価と承認
		④ 「衛生管理システム見直し」の評価と承認
	HACCP チーム	衛生管理システムに必要なプロセスの確立、実施及び維持についての
	責任者	責任と権限を有する。主な責任と権限は次のとおりである。
		① 「衛生管理システム」の確立、実施、評価、更新
		② 「衛生管理システム」に関する教育・訓練の実施
		③ 「衛生管理システム」に関する外部機関との折衝
		⑤ 「衛生管理方針」の周知徹底
		⑥ 「衛生管理システム」の更新について検討し、社長に報告する
		⑦ 内部監査の計画、及び実施の責任者
生産部門	生産部長	衛生管理システムに於いて担当する飼育部門に於ける飼育管理の責
		任と権限を有する。主な責任と権限は次のとおりである。
		① 家畜の取扱及び飼育管理
		② 「飼育管理計画書」の作成及び「飼育管理計画書」に基づく家畜
		の飼育管理
A	And to the state of the state o	③ 生産環境の整備
飼料部門	飼料生産部長	衛生管理システムに於いて担当する飼料部門に於ける飼料生産管理
		の責任と権限を有する。主な責任と権限は次のとおりである。
		① 飼料の取扱及び保管管理
		② 生産部門からの飼料発注管理
		③ 飼料作物の生産・管理

【例】業務分掌表

	_ /I	*/ * / *	* * *					
			业 效	八骨主	£		文書番号	2 - 1 - 3 - 3
	業務分掌表					製品名		
作	成 終更新	日:日)	年	月	日	作成者		E
承	認	日	年	月	日	責任者(経営者)		(FI)

	認証基準の項目	経営者 飼養衛生 管理者	HACCP チーム責任者	従業員 () 部 門						
第2章	第2章 経営者の責任									
1	経営者のコミットメント									
2	HACCP チーム責任者及びチーム員の 任命と責任・権限									
3	外部コミュニケーション									
4	内部コミュニケーション									
5	特定事項への備え									
6	衛生管理システムの見直し									
7	人、設備等の資源の提供と管理									
第3章	危害要因分析の準備	1		1						
1	素畜等の原材料及び資材									
2	家畜・畜産物の特性									
3	意図する用途									
4	工程一覧図(フローダイアグラム)及び現状作業、作業環境の明確化と現場での確認									
第4章	一般的衛生管理プログラムの確立とHAC	C P計画の								
1	一般的衛生管理プログラムの確立									
2	危害要因分析									
3	HACCP 計画の作成									
第5章	教育・訓練									
1	教育・訓練									
2	教育・訓練プログラム									
第6章	評価・改善及び衛生管理システムの更新									
1	内部監査									
2	情報の分析									
3	衛生管理システムの更新									
第7章		る要求事項								
1	衛生管理文書リスト									
2	文書、記録に関する要求事項									

注: ◎印は主管部門、○印は関係部門

2. HACCP チーム責任者及びチーム員の任命と責任・権限

経営者は、HACCP の考え方を取り入れた家畜生産農場の衛生管理システム(以下「衛生管理システム」という)を確立し、実施し、維持するために、次の HACCP チーム責任者及び HACCP チーム員を任命し、それぞれの責任と権限を文書化すること。

(1) HACCP チーム責任者

- ①HACCP チーム責任者は、HACCP 責任者及び HACCP チーム員からなる HACCP チームを統率し、衛生管理システムの確立、実施、評価、更新を確実に実行するものとする。
- ②HACCP チーム責任者は、衛生管理システムが効果的に運用できるように、全従事者の衛生管理システムに対する認識の向上に努めるものとする。
- ③HACCP チーム責任者は、定期的に、かつ、必要と認める場合には、経営者に衛生管理システムの有効性及び適切性に関して報告しなければならない。
- ④HACCP チーム責任者は、家畜生産農場の衛生管理及びHACCP について充分な知識、 経験、能力を有する者から任命するものとする。

(2) HACCP チーム員

- ①経営者は、農場の規模に応じた人数の HACCP チーム員を任命しなければならない。なお、HACCP チーム員には、家畜生産農場の組織員以外で、農場の衛生管理 及び HACCP についての知識、能力を有する者を任命することができる。
- ②HACCP チーム員は、与えられた役割と責任・権限において、衛生管理システムの確立、実施、評価、更新を実現しなければならない。
- ③HACCP チーム員は、農場の衛生管理及び HACCP についての知識、能力を有するものでなければならない。

【解説】

HACCP チームの編成

- 1. HACCP チームの編成は、農場の衛生管理システムを構築するための最初のステップで、 経営者が HACCP チーム責任者及び HACCP チーム員を任命し、さらに任命したことを文書 等で確認できるようにしなければなりません。
- 2. HACCP チーム責任者は、農場の衛生管理に関して経営者の任務を代行する責任があることから、責任と権限を役割分担表などの文書により明確にしておかねばなりません。
- 3. HACCP チーム責任者の責任と権限は (1) の①~④に、HACCP チーム員の任務は (2) ②及び③に規定されています。
- 4. HACCP チーム員は、経営規模に応じた人数を任命します。現場の従事者がいくつかの部門に分かれている場合は、できるだけ各部門から1名は任命するようにします。HACCP チームに農場 HACCP 指導員、管理獣医師など外部機関の専門家の参加を求めることも認められています。中小規模の農場では、経営者自らがHACCP チーム責任者に就く場合もあります。

【例】HACCP チーム員の役割分担

HACCP チーム員 氏名	主な役割
HACCP チーム責任者 ○ ○ ○ ○ (農場指導員養成研修 会・農場 HACCP 審査員研 修会修了)	①HACCP チームを管理、運営する ②衛生管理システムの構築、実施、評価、更新を図る ③全従業員の衛生管理システムに関する教育・訓練を運営する ④衛生パトロールの実施 ⑤衛生管理システム運用の有効性及び改善に関して社長に報告 ⑥(具体的な役割の記載) ⑦ ・・・・・・・
HACCP チーム員 品質管理担当 ○ ○ ○ ○ (農場指導員養成研修 会修了・農場指導員力量 向上研修会修了)	①衛生管理システムの構築、実施、評価、更新を推進する ②(具体的な役割の記載) ③・・・・・・・
HACCP チーム員 ○○部門担当 ○ ○ ○ ○	①衛生管理システムの構築、実施、評価、更新を推進する ②(具体的な役割の記載) ③・・・・・・・
HACCP チーム員 〇〇部門担当 〇〇〇〇	①衛生管理システムの構築、実施、評価、更新を推進する ②(具体的な役割の記載) ③・・・・・・・
外部 HACCP 専門家 (株○○○○ (農場 HACCP 審査員)	①衛生管理システムの構築、実施、評価、更新を支援する ②家畜衛生教育の外部講師 ③(具体的な役割の記載) ④ ・・・・・・・・

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

3. 外部コミュニケーション

経営者は、家畜・畜産物の安全に係る情報を確実に利用可能とするために、次の関係者の<u>リストを作成した上で、これらの者と</u>効果的なコミュニケーションを行い、得られた情報を記録するとともに、その情報の活用の手順及び方法を確立し文書化すること。

- (1) 供給者
- (2) 家畜・畜産物の出荷先、消費者
- (3) 法令・規制当局
- (4) 家畜・畜産物の安全に係るその他の組織

4. 内部コミュニケーション

経営者は、組織内のコミュニケーションが効果的に実施できるように、コミュニケーションの手段及び方法を文書化し、実施すること。

【解説】

認証基準の改正により、外部コミュニケーションに関するリストを作成することが求められました。また、飼養衛生管理基準では、家畜衛生に関する情報の収集や家畜保健衛生所及び管理獣医師による指導の記録、さらには入場者等への入退場の際の消毒及び詳細な記録など、外部・内部コミュニケーションに関して以下の様な遵守事項が求められています。

これらについて、手順を確立し、実践し、記録するには外部・内部コミュニケーション規 定等の文書により規定し、記録簿などを予め作成する必要があります。

- 1. 外部コミュニケーション
 - 1) 地域の同業者、関係者との協力による衛生管理の向上(飼養衛生管理基準の1参照)
 - 2) 家畜保健衛生所からの情報収集、指導遵守、講習会出席等(基準の2・4・6参照)
 - 3)農林水産省ウェブサイトの閲覧(推奨)(基準の2参照)
 - 4) 外部事業者への印刷物・看板等による、入場者ルール等家畜伝染病予防の周知 (牛:基準の3・13・14・15・16・17・18・19・34・35 豚:基準の3・13・14・15・ 16・17・18・19・36・37 鶏:基準の3・11・12・13・14・15・16・17・31・32 参照)
 - 5) 詳細な入場者記録(牛・豚:基準の4・14 鶏:基準の4・12 参照)
 - 6) 観光牧場等(含、幼稚園・学校等の見学)の入場者管理

(牛・豚:基準の4・13・14 鶏:基準の4・11・12参照)

- 7) 家畜保健衛生所、管理獣医師等による検査・指導記録
 - (牛: 基準の2・4・6・21 豚: 基準の2・4・6・22 鶏: 基準の2・4・6 参照)
- 8) 供給者・出荷先、その他外部からの衛生情報、問い合わせ、クレーム等の有無と記録
- 2. 内部コミュニケーション
 - 1) 家畜保健衛生所からの情報・指導内容、農林水産省ウェブサイト情報等の従事者に対する伝達(基準の2・6参照)
 - 2)原料・資材(飼料・薬品等)、施設・機材等、衛生管理システムに関する変更の伝達
 - 3) 施設・器具機械等の不具合を従事者が発見した場合の報告
 - 4) 上記についての伝達方法(朝礼、掲示、回覧、会議等)
- 3. 外部・内部コミュニケーションの手段及び方法は、衛生管理規定書等(農場内部の衛生管理に関する様々な規定)により文書化する必要があります。

【例示】外部・内部コミュニケーション規定							文書番号	
「別小」が前・四部コミュニケーション規定						製品名		
作(最	成 終更新	日 (日	年	月	日	作 成 者		(P)
承	認	田	年	月	日	責 任 者 (経営者)		(P)

- 1. 外部・内部コミュニケーションは、下記により対応するものとする。
- ① 経営者は、衛生管理方針を原材料・資材の供給者、製品の出荷先等には文書で、一般消費者、その他の関係者にはインターネットのホームページ等を活用して周知すること。
- ② 経営者は、生産者組合等の活動等を通じて地域の同業者と家畜衛生管理を中心とした協力体制をとること。
- ③ 経営者は、家畜保健衛生所からの情報を収集し、指導を遵守し、講習会等へ自らが参加 又は担当者を出席させ、これらにより入手した情報は速やかにHACCPチームを通じ て全従業員に伝達すること。また、これらを記録するものとする。
- ④ 経営者は、管理獣医師等からの指導について、速やかにHACCPチームを通じて全従 業員に伝達すること。また、これらを記録するものとする。
- ⑤ 経営者は、農林水産省ホームページの情報を積極的に収集するよう努めること。
- ⑥ 経営者は、日常的に入場する外部業者に対しては文書によって入場者ルール等家畜伝染 病予防対策について周知すること。また、農場出入り口に入場者ルールを掲示するとと もに入場者記録簿を準備し、入場者に記載を依頼すること。
- ⑦ 経営者は、幼稚園、小学校等から農場見学の依頼があった場合は、事前に入場者ルール を送付し、入場者管理を徹底すること。
- ⑧ 経営者は、外部からの問い合わせ、クレーム等の事例があった場合は、その内容及びどのように対応したかを記録するものとする。
- ⑨ HACCP チームは、外部コミュニケーションリストを作成し定期的に更新すること。
- 2. 内部コミュニケーションの手段は、次のとおりとする。
 - ①朝 礼:毎日(農場従業員全員)
 - ②口頭伝達:随時
 - ③掲示板:随時
 - ④HACCP会議: 回/年、出席者:経営者、HACCPチーム責任者、HACCP チーム員、外部専門家
 - ⑤その他:衛生管理システム見直し会議等(※第2章6、第6章2.3に関連する会議)
- 3. 家畜・畜産物の安全に係る情報及び指示事項は、その内容に応じて上記 2. に掲げる手段により速やかに周知徹底するものとする。
- 4. 原材料・資材、生産施設、使用機材等、衛生管理システムに関わる変更が生じた場合、担当者は、変更事項等必要な事項を速やかにHACCPチーム責任者に伝達するものとする。
- 5. 内部コミュニケーションを実施したときは、担当者は、コミュニケーションの内容、対応等を「外部・内部コミュニケーション記録」に記録するものとする。
- 6. HACCPチーム責任者は、HACCP会議の都度、「HACCP会議録」を作成するものとする。

関係する 外部コミュニケーションリスト、緊急連絡網、外部・内部コミュニケーション 文書・記録 記録、HACCP 会議録

【例】外部コミュニケーションリスト

分類	会社名等	連絡先と担当者	農場 担当者	情報交 換頻度
原料・材料 供給者				
出荷先				
法令・規制当局				
施設•設備関係者				
緊急時連絡先				
その他				

【例】 外部 内部 情報連絡票

TOUT THE LIBE IN THE	11H 21	
項目	変更事項等	対応
1. 原材料など		
2. 器具・器材、装置など		
3. 作業手順など		
4. 衛生管理システムなど		
5. 家畜の健康状態など		
6. その他		
	報告年月日:	発行年月日:
	報告者:	HACCP 責任者:

5. 特定事項への備え

- (1) HACCP チームは、発生時に速やかに対応できるように、次に掲げる特定の事項(以下「特定事項」という)への対応について、手順を確立し、保持しなければならない。
 - ①家畜又は畜産物出荷後に、当該家畜又は畜産物の重大な事故が発生した場合
 - ②第3章の2.の事項に関して不適切な事例が発生した場合
 - ③家畜伝染病の発生、又は疑いが生じた場合
 - ④飼料、添加物等に危害の混入が発生した場合
 - ⑤自然災害、又は家畜の飼養管理のための設備の故障等衛生管理システムが機 能しない重大な事態が発生した場合
- (2)経営者は、特定事項が発生した場合に備えて、対応を判断する権限を持つ要員を任命しなければならない。
- (3) HACCP チームは、特定事項が発生した場合には、発生の原因や状況を分析し、適切な改善の措置をとらなければならない。これらの一連の措置は、記録して行わなければならない。

【解説】

- 1.経営者は、家畜伝染病の疑いが生じた場合や家畜・畜産物の回収・廃棄が必要とされる場合などに備えて、対応を判断する権限を持つ要員を可能な限り複数名任命しておかなければなりません。また、特定事項の種類別に連絡網や対応の手順を衛生管理規定書等に定めておくことが必要です。
- 2. ②では、第3章2.3.で作成する製品説明書の「家畜・畜産物の特徴・特性」に対して不適切な事例が発生した場合を想定します。

第1章で述べたように、製品説明書は農場の主な製品だけでなく、フードチェーンを 経て食品の原材料となるすべての製品について作成します。

3. ③では、家畜伝染病の発生、又は疑いが生じた場合に対応するためには、通報ルール を作成することが求められます。

飼養衛生管理基準 5 (1)では、「大規模所有者は、飼養する家畜(家きん)が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。」とされています。「特定症状」については、口蹄疫、豚熱 (CSF)、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ等について防疫指針が示されています (農林水産省ホームページ:特定家畜伝染病防疫指針について)。

これらの疾病は必ずしも明瞭な症状を示すとは限りませんが、まん延防止の観点から、 「疑わしきは通報する。」という心構えが必要となります。

特定症状と確定できない場合でも、家畜(家きん)がどのような状態を示した場合に 通報するかを定め、責任者が不在の場合にも確実に通報が実施されるルールを作成しま す。さらに、通報ルールの作成に当たっては、飼養衛生管理基準で定められた「特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止」「特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止」「毎日の健康観察」及び、大規模所有者に関する追加措置「通報ルールの作成等」などに準拠した内容にする必要があります(牛:基準の5・6・37・38 豚: 5・6・39・40 鶏: 5・6・34・35 参照)。このため、通報に関する取り決めに留まらず、家畜・畜産物の出荷及び糞尿等の場外への持出の停止、家畜防疫員来場までの準備及び対応責任者、農場従事者の帰宅時の着替え・消毒に関するルール等も併せて作成する必要があります。

これらの通報ルール等の作成に当たっては、管轄の家畜保健衛生所の指導を受けること、また、家畜保健衛生所又は管理獣医師の指導によりすべての従業員に特定症状及び通報ルール等についての教育・訓練を充分に実施すること(第5章と関連)が求められます。

また、農場 HACCP 認証農場にはより高い家畜衛生への意識が求められていることから、 大規模農場の基準(成乳牛・和牛 200 頭以上、育成牛・肥育牛・豚 3,000 頭以上、鶏 10 万羽以上等)を満たしていなくても、通報ルールは積極的に作成します。

- 4. ⑤では、自然災害以外にも家畜の飼養管理のための設備の故障等により衛生管理システムが機能しなくなるような重大な事態にも対応できるように準備します。
- 5. ISO22000: 2005 では、7.10.4 項「回収」で製品の回収について詳細に規定されています。農場では製品(家畜・畜産物)の回収が困難なケースもあるため、認証基準には回収について規定されていませんが、出荷先との取り決めで製品回収の可能性があれば特定事項の備えに加える必要があります。

【例】衛生管理規定書

	特定事項への	文書	番号				
	付足事块 10万	製品	1 名	肥育出荷豚			
作成日	年	月	日	作成者			(FI)
承 認 日	年	月	日	責任者			FP

対象事項	家畜伝染病の発生、又は疑いが生じた場合					
	1.対応責任者:HACCP チーム責任者・○○○○(不在時は○○○○)					
	2. 対象となる事例:					
	(1) 特定症状を呈している場合					
	(2) 特定症状以外の症状を呈している場合 (へい死率の急激な上昇等)					
	3. 農場における対応:					
	(1) 特定症状を呈している場合の対応					
	① 特定症状と思われる家畜を発見した担当者は、ただちに家畜保健衛生所に第一報を通報					
	し、HACCP チーム責任者(不在時は代わる者)と共に症状を確認する。					
	② その後は、HACCP チーム責任者(不在時は代わる者)が家畜保健衛生所と連					
	絡を取り、検査等の受入れ体制を整える。					
	③ HACCP チーム責任者は、家畜、敷料、糞尿、資器材等の移動禁止措置をとる。					
対応手順	④ HACCP チーム責任者(不在時は代わる者)は、経営者に連絡する。					
对心于顺	⑤ 経営者は、出荷先等への対応をする。					
	⑥ 経営者は、従事者の帰宅等への手順を検討する。(家畜伝染病等発生時の帰宅マニュアル)					
	(2) 特定症状以外の異状が確認された場合の対応					
	① 突然死又は多頭(羽)数の臨床症状を呈す家畜等の特定症状以外の異状を発見					
	した担当者は、ただちに HACCP チーム責任者(不在時は代わる者)と共に					
	症状を確認する。					
	② 獣医師の診療を受け、対応の判断を獣医師に求める。					
	③ 獣医師の指示に基づき、家畜保健衛生所に連絡するか、又は家畜の健康回復の					
	ための措置を講じる。					
	④ 監視伝染病等の疑いで家畜保健衛生所に届けた場合は、家畜保健衛生所の指					
	示・指導に従う。					
	4. 連絡先:緊急連絡網及び外部コミュニケーションリストに記載のとおり					
	※家畜伝染病の発生に対応して特定症状又は監視伝染病の疑いで家畜保健衛生所					
	に届け出る場合に準備しておくべき記録の参考としては、以下のようなものがあり					
	ます。					
関連する	① 導入畜受入記録 ②飼料・敷料等の受入記録 ③畜舎移動記録 ④投薬記録					
文書·記録	⑤ワクチン接種記録 ⑥病畜治療記録 ⑦製品出荷記録(乳・卵)					
	⑧家畜(家きん) 出荷記録 ⑨死亡畜処理記録 ⑩コンポスト出荷記録 ⑪作業日					
	誌 ⑫水質検査記録 ⑬外来者入出場記録 ⑭海外渡航者記録					
/ J /	⑤洗浄・消毒プログラム実施記録 ⑥農場平面図(排水の処理状況等)					

	特定事項への備え-4								-	
	付化事点、10/1個人-4							品 名		肥育出荷豚
作 (最終	成 終更新	日:日)	年	月	日	作成者				
承	認	日	年	月	日	責 任 者 (経営者)				

山东丰东	
対象事項	飼料に異物の混入が発生した場合
	1. 対応責任者: HACCP チーム責任者・○○○○ (不在時は○○○○)
	2. 異物の種類: ①生物的異物:病原微生物
	②化学的異物:抗菌剤、農薬、カビ、毒素等
	③物理的異物:石、金属、ガラス、木片等
	(注:飼料中への異物の混入は、飼料会社や飼料運搬会社からの連絡に よることが想定される。)
対応手順	 3. 農場における対応: (1) 異物が混入した飼料を給餌した豚を識別し、記録する。 (2) 上記(1) の豚の異常の有無を確認し、異常が認められた場合は、当該豚の出荷を中止する。 (3) 関係者(飼料会社、飼料運搬会社等)と対応策を協議する。 (4) 農場では、次により異物の除去作業を行う。 ①タンクからの汚染飼料の除去 ②タンクの洗浄(必要に応じて消毒) ③餌箱、給餌機、配送剤の洗浄(必要に応じて消毒)
	4. 連絡先: 外部コミュニケーションリスト及び緊急連絡網に記載のとおり
関連する文書・記録	特定事項対応記録、外部コミュニケーションリスト、緊急連絡網、 原材料・資材受入記録

6. 衛生管理システムの見直し

経営者は、第6章により、HACCP チーム責任者に、衛生管理システムを運用させ、 保持させ、定期的に見直させるとともに、必要に応じ、随時見直させなければなら ない。

見直しの結果、改善を必要とする事項があった場合は、文書によって<u>改善の内容を</u>具体的に<u>指示するとともに、</u>改善を実施し、その改善内容を記録しなければならない。

【解説】

- 1. 第2章6.では、「衛生管理システムの見直し」の最終責任者が「経営者」であることを明確に規定しています。「文書による具体的な指示、改善内容の記録」等が求められていることから、要求事項を円滑に実施するために例示 (P33)のような「衛生管理システム見直し規定」を作成することが推奨されます。
- 2. 実際の「見直し作業」は、衛生管理システムや HACCP システムを構築し運用を開始した後に、第6章1.内部監査、2.情報の分析の結果を受けて、3.衛生管理システムの更新と関連して実施します。
- 3. 衛生管理システム見直しのための情報源には、次のような事項があります。
 - ①衛生管理方針の適切性及び衛生管理目標の達成度(第2章1.)
 - ②供給者からの情報、出荷先からのクレーム、法令・規制当局からの情報・指導事項等の外部コミュニケーション活動の分析・評価(第2章3.)
 - ③従業員からの報告・提案等の内部コミュニケーション活動の分析・評価(第2章4.)
 - ④特定事項が発生した場合における発生原因の分析・評価(第2章5.)
 - ⑤前回までの衛生管理システム見直しの結果(第2章6.)
 - ⑥人的資源の確保状況及び設備・機器の整備状況 (第2章7.)
 - ⑦一般的衛生管理プログラムの検証の分析・評価 (第4章1.(2))
 - ⑧HACCP 計画に基づく個々の検証活動(CCP のモニタリングの検証、修正・是正措置の検証、危害要因分析における入力情報更新の検証)の分析・評価(第4章3.)
 - ⑨教育・訓練の有効性(第5章)
 - ⑩内部監査の結果 (第6章)
 - ⑪前回までの農場 HACCP 認証審査結果及びその他の関連情報
- 4. 家族経営規模等で経営者と HACCP チーム責任者が同一である場合などでは、第6章で作成する「内部監査報告書」「情報分析結果のまとめ」等に経営者のコメントを詳述することで第2章6.の実践(経営者の指示と承認)に代えることもできますが、その場合は衛生管理システム見直し規定等にその旨を明らかにしておきます。

【例】衛生管理システムの見直し会議議事録

会議開催日時	
会議開催場所	農場事務所会議室
会 議 出 席 者	
	│○○○○(HACCP チーム責任者・議事録作成担当)
	〇〇〇〇(内部監査責任者)
	○○○○(出荷担当責任者)
	□衛生管理方針及び目標の適切性及び衛生管理目標の達成状況
	□外部コミュニケーションの適切性
	☑内部コミュニケーションの適切性
	□特定事項への備え〜発生の有無及び対応の適切性
	□前回の「衛生管理システムの見直し(経営者に指示)」に関する
松計車項	対応の適切性
検討事項(業款のまった項目に	□人、設備等の資源の提供・管理の適切性
(議論のあった項目に	□一般的衛生管理プログラム運用の適切性
チェック ▽ を入れる)	□HACCP 計画の適切性
	□検証活動の適切性
	□教育・訓練の有効性
	☑内部監査の適切性
	□衛生管理システムの更新活動の適切性
	□文書・記録の管理状況の適切性
検 討 内 容	①出荷禁止牛が出荷牛と同時にパーラーに入ってしまった問題で
	は、出荷禁止牛エリアの清掃が、1人では時間的に困難であった
	ことがチームに共有されていなかったことが問題であった。
	②各部門ともに内部監査に慣れてきたが、平成○○年度の内部監査(年2回)の結果を見ると、2回とも質問事項がほぼ同じで、
	内部監査活動のマンネリ化が懸念される。内部監査員の力量向
	上が今後の課題である。
対 応 策	①「他部門での再発防止のための類似事項の確認」で、他の部門
(決定事項)	に人員不足がないかは確認した。今後は、朝礼や HACCP チーム
	員会議で若い職員が発言しやすい環境を作ることが必要である。 ②内部監査員の力量向上のための教育・訓練を当面年2回(5月
	及び11月)実施する。来年度の本見直し会議では、内部監査が
	適切に実施されたかどうかを評価するとともに、教育・訓練の効
	果を確認するものとする。
経営者の総括	①出荷禁止牛の件では、「他部門での再発防止のための類似事項の
	確認」で他の部門の人員不足もチェックしたことは評価できる。 若い職員の発言しやすい環境づくりは、今後も意識して継続して
	石い戦員の発音してすい泉境ラくりは、7枚も息戦して継続して ほしい。
	②農場 HACCP 認証を取得して1年が経過し、HACCP システムが定着
	してきたことは評価できる。
	今回、内部監査員の力量を更に高めることで、より有効な内部
	監査を確立し、継続的改善を図るよう努めてほしい。

	浩	;/ :	巻押システム	文書番号				
衛生管理システム見直し規定							製品名	
作	成	日	年	月	日	作成者		(EII)
承	認	日	年	月	日	責任者		(EII)

1. 目 的

この規定は、「畜産農場における飼養衛生管理向上のための取組認証基準(農場 HACCP 認証基準)」及び〇〇〇○農場が定める関係規定(以下「認証基準等」という。)に基づき、経営者による衛生管理システムの見直し・更新の手順を明確にすることによって衛生管理システムの円滑な運用を図ることを目的として定めるものである。

2. 責 任

経営者は、認証基準等に基づく衛生管理システムについて、その見直し・更新を 行う責任を有する。

3. 見直し・更新の時期

衛生管理システムの見直し・更新は、年2回(原則として4月及び10月)、内部監査の後やHACCP会議等の場を活用して実施するものとする。ただし、経営者が特に必要と認めたとき、またはHACCPチーム責任者から見直し・更新の提案があったときは、その都度、衛生管理システムの見直し・更新を実施するものとする。

4. 見直し事項

衛生管理システムの見直し・更新は、次の事項について実施するものとする。

- ①衛生管理方針並びに衛生管理目標の適切性及び衛生管理目標の達成状況
- ②外部コミュニケーション情報等(供給者からの情報、出荷先からのクレーム、法令・ 規制当局からの情報・指導事項等)に関する対応の適切性
- ③内部コミュニケーション情報等(HACCP チーム責任者や従業員からの報告・提案 事項等)に関する対応の適切性
- ④特定事項の発生の有無及び対応の適切性
- ⑤人、設備等の資源の提供・管理の適切性
- ⑥一般的衛生管理プログラム運用の適切性
- ⑦危害要因分析及び HACCP 計画の適切性
- ⑧教育・訓練の有効性
- ⑨内部監査の適切性
- ⑩前回の衛生管理システムの見直し・更新に関する対応の適切性
- ⑪文書・記録の管理状況の適切性

5. 見直し・更新の手順等

- (1) 衛生管理システムの見直し・更新は、経営者及び HACCP チーム員のほか、必要 に応じて外部専門家の参加を得て実施するものとする。
- (2) 衛生管理システムの見直し・更新は、衛生管理システム検討課題分析書を用いて 実施するものとする。
- (3) 衛生管理システムの見直し・更新の実施状況については、HACCPチーム責任者が 衛生管理システム見直し・更新書を作成し、経営者の承認・指示を受けるものとする。

関連する文書・記録

衛生管理システム検討課題分析書、衛生管理システム見直し・更新書

7. 人、設備等の資源の提供と管理

経営者は、衛生管理システムを効果的、かつ、効率的に実施及び維持するために、 次に掲げる資源を提供しなければならない。

(1)人的資源

経営者は、業務の質・量に見合った人的資源を確保し、管理しなければならない。

(2) 従事者の知識と能力

経営者は、従事者に求められる知識及び業務遂行能力を把握しなければならない。 経営者は、従事者の知識及び業務遂行能力の保持、向上を図るため、<u>第5章</u>の教育及び訓練をHACCPチーム責任者に行わせなければならない。

(3) 設備・機器の提供と管理

経営者は、必要な設備・機器を提供し、意図された機能が効果的に発揮されるように保持し、管理しなければならない

【解説】

- 1. 経営者は、衛生管理システムの構築、維持、更新に必要な人材、設備、資金を提供しなければならないという規定です。
- 2. 衛生管理システムを構築していくと、設備や人材の不足に気が付く場面があります。 ソフト面の工夫で解決できず、資金がかかる場合は経営者の判断が必要です。
- 3. 従事者の知識と能力の保持、向上は、第5章により実施します。
- 4. 認証基準にはこの項目に関する規定を作成することについて明示されてはいませんが、要求事項を円滑に実施していることを示すためには、例示(P35)のような規定を作成することが推奨されます。
- 5. 飼養衛生管理基準には、下記の設備等についての保持・管理・記録が明記されました。(畜種により、内容には差異があります。)
- ① 衛生管理区域を示す柵・ロープ・カラーコーン及び看板等
- ② 当日に他の畜産関係施設・大臣指定地域を訪問した者及び一週間以内の海外入国者が入場する際のシャワー等施設(当該農場関係者を除く)
- ③ 入退場者用手指等洗浄消毒設備
- ④ 衛生管理区域専用の衣服・靴
- ⑤ 車両消毒施設
- ⑥ 物品持込・持出時の消毒設備
- ⑦ 畜舎(家きん舎)出入り口付近の消毒設備
- ⑧ 畜舎ごとの専用の靴又は靴の消毒設備:牛
- ⑨ 畜舎ごとの専用の衣服(大臣指定地域のみ)と靴の設置と着用、着脱前後の衣服・ 靴等を離して保管するためのすのこ、分離板等: 豚・鶏
- ⑩ 場内で使用する衣服、靴、物品、車両及び施設の洗浄・消毒のための機材及び洗剤・ 消毒薬等
- ① 死体の保管場所
- ② 不要な資材機材の整理整頓
- ③ 野生いのしし生息地域における侵入防止の防護柵 (野外飼育では二重柵): 豚

,	シ は	告华	の姿涯の	退出	上レ名	学理に関 っ	トス	组织	!	文書番号	2 - 7
	RX VI	∄╗┪	♥ク貝伽♥ク	'IVE D	₹ C		<i>y</i> (2)	乃化人	E	製品名	
作(最	成 終更新	日)		年	月	日	作	成	者		Ø
承	認	日		年	月	日	責 (組	任 経営者	者 ^針)		(fi)

1. 人的資源

経営者は、農場長・HACCP チーム責任者に諮り、農場の業務を円滑に遂行するために充分な人員と力量を確保し、配置するものとする。

2. 従業員の専門知識・技術及び業務遂行能力

経営者は、従業員の担当する部署に関する専門知識及び技術習得に必要な教育・訓練の機会を与えるため、時間及び資金を提供するものとする。経営者は、教育・訓練に関する業務を HACCP チーム責任者に実施させる。

- (1) HACCP チーム責任者は、第5章の規定に従い従業員に対する教育・訓練プログラムを作成し実施する。
- (2) HACCP チーム責任者は、第5章の規定に従い従業員の力量評価を実施し、必要に応じて再教育を実施する。
- 3. 設備・機器の提供と管理
- (1) 経営者は、飼養衛生管理基準に示された設備・機器等を設置し、保持・管理し記録する。
- (2) 経営者は、農場長・HACCP チーム責任者に諮り、農場の業務を円滑に遂行する ための器具・機材及びこれを点検・補修するための資金を提供する。
- (3) 作業担当者は、各作業分析シートの後作業手順に従い器具・機材を所定の位置に 戻す際に確認し、異常を発見した場合は直ちに HACCP チーム員又は HACCP チーム責任者に報告する。報告を受けた HACCP チーム責任者は、直ちに異常を確認し、 修理等必要に応じた措置を取る。
- (4) HACCP チーム責任者及び HACCP チームは、施設・設備点検記録を作成し、定期的に点検を実施する。
- (5) 農場長及び経営者は、これらの報告をもとに修理・修繕を実施する。

関連する 教育・訓練規定、教育・訓練実施計画書、力量判定評価表 (第5章) 文書・記録 HACCP 会議録、施設・設備点検記録

第3章 危害要因分析の準備

HACCP チームは、第4章で記述される危害要因分析の準備作業として、次に掲げる事項を実施しなければならない。

1. 素畜等の原材料及び資材

HACCP チームは、次について文書化し、保持し、更新しなければならない。

- (1) 原材料・資材の特徴
- (2) 原材料・資材の予測される危害
- (3) 予測される危害の予防措置
- (4) 原材料・資材の供給者

2. 家畜・畜産物の特性

HACCP チームは、次について文書化し、保持し、更新しなければならない。

(1) 家畜・畜産物の特徴・特性

性状、安全性や安定性に関わる情報

(2) 家畜・畜産物の出荷形態

生体、コンテナ、専用容器、包装形態等

(3) 家畜・畜産物の保証期限及びその条件 法規制や出荷先の規定がある場合は、それに従っていること

(4) 家畜・畜産物の出荷先

出荷先の名称、可能であれば最終消費者までの流通経路及びそれぞれの経路にお ける取扱い

(5) 家畜・畜産物の出荷先への情報 ワクチン接種、薬剤投与歴、出荷日、出荷量等

(6) 家畜・畜産物の流通上の特別な管理

温度・湿度管理、取扱い等特別な管理を必要とする事項

3. 意図する用途

HACCP チームは、以下について文書化し、保持し、更新しなければならない。

- (1) 家畜・畜産物の用途
- (2) 予測される取り扱い

加工の方法、最終調理法等

- (3) 予測される誤った取扱いや使用
- (4) 最終消費者の特定

乳幼児・高齢者・病人等ハイリスク者が最終消費者である場合はその特定

【解説】

1. 原材料及び資材は、例示のような原材料・資材リストにまとめておくことが必要です。 ISO22000 では、使用される原材料(産地、製造方法、特性等)、添加物、製品に接触する材料(包装容器等)などを明確にすることが要求されています。 農場 HACCP では、素畜、精液、受精卵、飼料、飼料添加剤、飲用水、医薬品、消毒薬、敷料などが該当します。さらに、飼養衛生管理基準で新たに「手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等(基準の3 施行猶予期間あり)参照」に関するマニュアルの作成と従事者等への周知が求められたことから、今後は農場内で使用するすべての消毒薬について原材料・資材リストに記載することとなります。上記以外の作業で使用する資器材等は、原材料・資材リストへの記載は求められていません。

- 2. これらの外部から導入するものについては、供給者に安全性を求める必要があります。飼料等は品質保証書、薬品・ワクチンなどは説明書や使用期限を示すもの、水は水質検査結果などが具体的な保証書類となります。敷料として稲わらを使用する場合のように、品質保証書等の入手が困難な場合は受入時の目視確認の徹底などが危害の予防措置となります。
- 3. 改正された飼養衛生管理基準に検査又は記録することが指定されている原材料については、この時点で危害の予防措置の中にこれらを明記する必要があります。
- ① 飲用水が適切であることを示す水質検査記録

(牛・豚:基準の20 鶏:基準の18参照)

- ② 飼料、敷料の安全性を確認する記録 (牛・豚では大臣指定地域における措置、豚では処理済み飼料の記録を含む 牛:基 準の2・7・21 豚:基準の2・7・20・22 鶏:基準の2参照)
- ③ 導入畜(家きん)の種類、頭羽数、健康状態、導入元、導入年月日の記録 (牛:基準の4・22 豚:基準の4・24 鶏:基準の4・19 参照)
- 4. 上記以外の原材料の予測される危害要因に対する予防措置は、実際に実施している措置を記載しておきます。 最終的な危害要因の予防措置は後述の危害要因分析(第4章2.) で検討します。危害要因分析により予防措置が修正された場合は、原材料・資材リストに戻ってこちらも修正します。
- 5. 家畜・畜産物の特性及び意図する用途については、例示のような製品説明書にまとめておくことが必要です。
- 6. 飼養衛生管理基準では、出荷先の名称、出荷畜(家きん)への薬剤投与歴、出荷時の 健康状態等を記録しておくことが求められています。(基準の4参照)
- 7. 製品説明書は、製品の供給先からは品質保証書(遵守保証書)と受け取られます。このため、特に製品の特徴・特性は慎重に記載します。 例えば、「バルク乳体細胞数 30万個/ml以下」と記載すると、それを超えた場合は生乳の廃棄や用途変更等にまで影響しますので、出荷先の規定等を参照し慎重に決定すべきです。
- 8. 農場 HACCP 認証農場は、フードチェーンの川上に位置することを強く意識し、乳幼児・老人・病人等ハイリスク者が最終消費者に含まれる前提で文書を作成します。

【例】 乳用牛農場における『原材料及び資材リスト』

原材料・資材リスト 製品名:生乳 原材料 内 容 及び資材名 自給飼料 (コントラクターに委託生産) 乾草 徴 (チモシー、オーツ 予測される危害 農薬、重金属、異物混入、カビ毒 アルファルファ 予 防 措 置 委託先との契約、カビ毒吸着剤の飼料添加 イタリアン) 供 給 者 県内コントラクター組合 徴 自給飼料(自家生産) 異物、重金属や農薬、病原微生物、二次発酵(変敗) 予測される危害 カビ毒 グラスサイレージ 予 防 措 置 危害分析、堆肥等の投入記録、サイレージ管理手順、 カビ毒吸着剤の飼料添加 自農場 供給 調製済み市販飼料 予測される危害 農薬、重金属、異物の混入、病原微生物、カビ毒 配合飼料(A社) 予 防 措 置 牛用飼料 (A 飼料) の確認、カビ毒吸着剤の飼料添加 供給 者 A 社(指定) 加工済み飼料 大豆粕 予測される危害 農薬、重金属、異物、病原微生物、カビ毒 圧ペントウモロコ 予 防 措 置 牛用飼料 (A 飼料) の確認、カビ毒吸着剤の飼料添加 飼料販売許可メーカー (B社) 供給 徴 要指示医薬品(抗生物質)休薬期間あり 予測される危害 使用期限切れ等による薬効低下 乳房炎軟膏 予 防 措 置 冷暗所保存、使用期限の確認 供 給 獣医師(指示書添付) 動物用医薬品(休薬期間なし) 予測される危害 変性(品質劣化)、異物混入等の不良品 整腸剤 予 防 措 置 供給者の特定(動物用医薬品販売業許可を確認) ルーメン健胃薬 保管期限の遵守(従事者教育) 個体の投与記録 供 給 者 医薬品販売業許可メーカー(C社、D社、E社) 特 自農場敷地から汲み上げ・貯水 徴 予測される危害 異物、化学物質、病原微生物 水 (井戸水) 予 防 措 置 定期の水質検査(許可証を確認) 供 給 自農場 酪農用指定製品 徴 酸・アルカリ・ 予測される危害 変性(品質劣化) 予 防 措 置 酪農用指定品、有効期限の確認 酸性洗剤 供 給 者 酪農用製品の販売業者 (F社)

【例】 乳用牛農場における『製品説明書』

製	品 説 明 書
製品名:生乳	
1. 家畜・畜産物の特徴・特性	 生物的特性 体細胞数○○万個/ml 以下 細菌数○○万個/ml 以下 (注:乳等省令、出荷先の出荷基準及び自農場の衛生管理目標などを勘案して決定します。) 化学的特性 酸度(乳酸%)0.18以下 動物用医薬品=残留基準遵守(食品衛生法) PCB・農薬・洗剤・殺菌剤・防虫防そ剤=ポジティブリスト制度の安全基準遵守 物理的特性 比重(15℃)1.028~1.034 異物の混入防止以上を逸脱した場合は、出荷先の規定に従う
2. 家畜・畜産物の出荷形態	生乳 100%
3. 家畜・畜産物の保証期限 及びその条件	1. 毎日、出荷(5℃以下)→保冷配送 逸脱した場合は 出荷先の規定に従う 2. 乳業メーカーの規定に従って保証期限を決定
4. 家畜・畜産物の 出荷先	指定運送業者 (○○ミルク搬送会社) →○○農協クーラーステーション →契約メーカー (○○乳業)
5. 家畜・畜産物の 出荷先への情報	 出荷時の乳温 出荷時のアルコール凝集検査(陰性) 月3回の成分検査成績 (出荷禁止措置がとられた場合)理由書
6. 家畜・畜産物の流通上の特別な管理	 1. 保冷(4℃)して流通 2. "店頭陳列 3. 賞味期限の明確表示
7. 家畜・畜産物の用途	牛乳へ加工して販売(飲用または加工乳用)
8. 予測される取り扱い	牛乳への加工 (UHT 殺菌)
9. 予測される誤った取扱いや使用	 規定以外の殺菌方法(無殺菌、UHT 以外の殺菌) 規定以外の保管方法(常温保管、冷却不足) 規定以外の加工方法(異物、化学物質混入)
10. 最終消費者の特定	 健康な成人/子供 乳幼児/老人/病人(ハイリスク者)

【例】 肉用牛農場における『原材料及び資材リスト』

【例】						
	原材料	・資材リスト				
製品名:肉用牛						
原材料		内 容				
及び資材名						
	特 徴 7~8	ヵ月齢 ホルスタインのメスと和牛の交雑種				
素牛	予測される危害 病原統	数生物の汚染、注射針の残留				
	予防措置 ワクラ	ゲン接種証明書				
	供給 者 007	7場				
	特 徴 自家共	; 戸水				
#==	予測される危害 病原術	数生物、重金属類等の混入				
井戸水	予 防 措 置 水質核	食査実施(年2回)				
	供給者自家					
	特 徴 配合館	材質: マッシュアンドフレーク				
	予測される危害 カビ、	異物の混入				
配合飼料	予防措置 品質係	R証書				
	供給 者 〇〇館	司料				
	特 徴 輸入館					
717 - 1 1	予測される危害 カビ、	異物の混入				
アルファベール	予防措置品質例	R証書、受け入れ検査(目視検査)				
	供給 者 〇〇鳥	農協				
	特 徴 輸入館					
エテング	予測される危害 カビ、	異物の混入				
チモシー	予防措置 品質係	R証書、受け入れ検査(目視検査)				
	供給 者 〇〇鳥	是協				
	特 徴 配合館	材質: オールマッシュ				
- \n 4+. D	予測される危害 カビ、	異物の混入				
二混特号	予防措置 品質係	R証書、受け入れ検査(目視検査)				
	供給 者 〇〇鳥	是協				
	特 徴 食品	製造副産物 材質: 豆腐粕				
4326	予測される危害 カビ、	異物の混入、腐敗				
おから	予 防 措 置 受ける	れ検査(目視、臭気検査)				
	供給 者 〇〇釘					
		製造副産物 材質: ビール粕				
13 3 1/1/4	予測される危害 カビ、	異物の混入、腐敗				
ビール粕	予防措置 受ける	へれ検査(目視、臭気検査)				
	供給 者 〇〇酉	E 業				
	特 徴 乳酸菌	材質: 粉末				
771.7	予測される危害 カビ、	腐敗、異物の混入				
アクレモ	予防措置受ける	れ検査(目視検査)				
	供給者 000					
l .	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	. ~				

【例】 肉用牛農場における『製品説明書』

製品	品 説 明 書
製品:肉用牛	
1. 家畜・畜産物の特徴・特性	1. 動物用医薬品残留基準遵守製品 2. 注射針混入に対して農場管理規範遵守製品 3. 24~28ヵ月齢の黒毛和牛(父牛)とホルスタ イン(母牛)の交雑種の健康な肉用牛
2. 家畜・畜産物の出荷形態	1. 生体出荷: 4 t 車で5頭、10 t で12頭乗せ 2. 繋ぎ及びバラで出荷
3. 家畜・畜産物の保証期限 及びその条件	1. 農場内で出荷トラックに積み込み後、輸送し、と畜場到着後までの間
4. 家畜・畜産物の 出荷先	1. ○○食肉センター 2. 緊急出荷は地元○○食肉処理場
5. 家畜・畜産物の 出荷先への情報	1. 品種8. 医薬品使用歴2. 出荷頭数9. ワクチン歴3. 素牛導入年月日10. 餌切り時間(半日)4. 個体識別番号11. 水質検査結果5. 生年月日12. 飼料給与記録6. 性別血統7. 健康状態
6. 家畜・畜産物の流通上の特別な管理	1. 輸送中は制限速度内で、横揺れに十分注意する 2. 夏場は出荷を1時間早める(9時を8時に変更)
7. 家畜・畜産物の用途	 テーブルミート用 加工用
8. 予測される取り扱い	1. 加熱後の喫食
9. 予測される誤った取扱いや使用	1. 生食での喫食
10. 最終消費者の特定	1. 健康な成人 2. 乳幼児・老人・病人等ハイリスク者

【例】養豚農場における『原材料及び資材リスト』

【例】養豚農場における『原材料及び資材リスト』						
		原材料・資材リスト				
製品名:肥育出荷	豚					
原材料		内 容				
及び資材名		13 %				
	特 徴	母豚(LW雌豚)				
母豚	予測される危害	病原微生物の汚染				
(購入母豚)	予 防 措 置	ワクチン接種証明書、検査証明書				
	供 給 者	○○種豚会社				
	特 徴	自家採精したD精液				
精液	予測される危害	病原微生物の汚染				
(自家採精)	予 防 措 置	自農場における一般的衛生管理の遵守				
	供 給 者	自家採精				
	特 徴	配合飼料(有薬飼料) 材質:マッシュ				
有薬飼料	予測される危害	供給元からのサルモネラ汚染、カビ毒、腐敗				
1 年 宋 即 付	予 防 措 置	供給者品質保証				
	供 給 者	○○飼料会社				
	特 徴	配合飼料(無薬飼料) 材質:マッシュ				
	予測される危害	供給元からのサルモネラ汚染、カビ毒、腐敗。				
無薬飼料		抗生物質の混入				
	予 防 措 置	供給者品質保証				
	供 給 者	○○飼料会社				
	特 徴	地下水				
-le	予測される危害	病原微生物の汚染				
水	予 防 措 置	水質検査(年1回)				
	供 給 者	自農場				
	特 徴	動物用医薬品				
		材質:抗生物質、駆虫剤、消毒薬、ホルモン製剤、				
 		解熱消炎鎮痛剤、外用薬、鉄剤など				
薬品	予測される危害	品質劣化				
	予 防 措 置	医薬品添付文書 (説明書)				
	供 給 者	各薬品については「薬品一覧表」に別途記載				
	特 徴	動物用医薬品				
ロカエい	予測される危害	品質劣化				
ワクチン	予 防 措 置	国家検定済				
	供 給 者	各ワクチンについては「ワクチン一覧表」に別途記載				
	特 徴	混合飼料				
		材質: 生菌剤、有機酸、酵素剤、ビタミン剤、アミノ酸				
		など				
混合飼料	予測される危害	品質劣化				
	予 防 措 置	供給者品質保証				
	供 給 者	○○薬品				

【例】養豚農場における『製品説明書』

製	品 説 明 書
製品名:肥育出荷豚	
1. 家畜・畜産物の特徴・特性	 三元交雑 (LWD) の肥育豚 約6ヵ月齢、115kgの肥育豚 ポジティブリスト制度の安全基準遵守 注射針における農場内管理基準遵守
2. 家畜・畜産物の出荷形態	 生体で出荷 出荷トラックへの積み込みにより出荷
3. 家畜・畜産物の保証期限 及びその条件	1. 農場内で出荷トラックへの積み込み後に輸送し、と畜場到着まで
4. 家畜・畜産物の 出荷先	1. ○○と畜場→○○ミートグループ
5. 家畜・畜産物の 出荷先への情報	 出荷記録(出荷日、頭数、豚舎番号) 注射針残留の有無 健康状態 薬品使用記録 ワクチン履歴
6. 家畜・畜産物の流通上の特別な管理	1. 出荷豚運搬器材の洗浄と消毒 2. 出荷台の洗浄と消毒 3. 出荷トラックとタイヤの洗浄と消毒 4. 農場入場前の車両の消毒(入場マニュアルの遵守) 5. アニマルウェルフェアに配慮した適正な輸送
7. 家畜・畜産物の用途	1. 加工用 2. テーブルミート用
8. 予測される取り扱い	1. 加熱調理
9. 予測される誤った取扱いや使用	 消費者の購入後の誤った保存方法 消費者の購入後の消費期限の超過 生食及び不十分な加熱
10. 最終消費者の特定	出荷先の食肉加工会社が用途に応じて特定する (健康な成人、乳幼児、老人、病人等ハイリスク者)

【例】採卵鶏農場における『原材料及び資材リスト』

【例】 採卵 類 展 場 に わ け る 『 原 材 科 及 ひ 質 材 リ ス ト 』 原 材 料 ・ 資 材 リ ス ト									
製品名:生食用殻付卵									
	原材料								
		内 容							
及び資材名		## (P籍: 000, 000, 000)							
		生体(品種:〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇)							
大雛	予測される危害	病原微生物の持込							
人 列 田	予防措置	①サルモネラ検査証明書							
	 供 給 者	②ワクチン接種証明書							
		000							
	特数	地下水							
飲用水	予測される危害	大腸菌、重金属類等の汚染							
	予防措置	水質検査(1回/年)							
	供給者	自家農場							
	特徵	主原料;とうもろこし、大豆粕等 材質:マッシュ							
飼料	予測される危害	サルモネラの混入							
成鶏前期用	予 防 措 置	①成分表							
		②サルモネラ検査証明書							
	供給者								
	特 徴	主原料;とうもろこし、大豆粕等 材質:マッシュ							
飼料	予測される危害	サルモネラの混入							
成鶏中期用	予 防 措 置	①成分表							
7-7-7-19 1 793/13		②サルモネラ検査証明書							
	供 給 者								
	特 徴	主原料;とうもろこし、大豆粕等 材質:マッシュ							
飼料	予測される危害	サルモネラの混入							
成鶏後期用	予 防 措 置	①成分表							
PX大河(又为)/口		②サルモネラ検査証明書							
	供 給 者	○○○飼料㈱							
	特 徴	生物学的製剤、国家検定合格済							
IB 生ワクチン	予測される危害	使用期限切れによる効果の低減							
10 生ソクテン	予 防 措 置	国家検定済							
	供 給 者	○○○薬品㈱							

【例】採卵鶏農場における『製品説明書』

製	品 説 明 書
製品名:生食用殼付卵	
1. 家畜・畜産物の特徴・特性	1. 生食用殼付卵 2. 非遺伝子組み換え飼料での飼育
2. 家畜・畜産物の出荷形態	1. 原卵出荷(インライン)
3. 家畜・畜産物の保証期限 及びその条件	1. 集卵日当日出荷
4. 家畜・畜産物の 出荷先	1. 自社GPセンター
5. 家畜・畜産物の 出荷先への情報	1. 採卵鶏の情報(日齢、給与飼料、ワクチン接種歴) 2. 鶏舎・鶏糞サルモネラ検査報告書(1回/月)
6. 家畜・畜産物の流通上の特別な管理	1. インラインによる出荷
7. 家畜・畜産物の用途	1. 生食用 2. 加工用
8. 予測される取り扱い	1. 生食卵として喫食 2. 温度管理された流通
9. 予測される誤った取扱いや使用	1. 消費者の保存の不適切(室温保存)
10. 最終消費者の特定	1. 一般消費者

【例】肉用鶏農場における『原材料及び資材リスト』

【例】肉用鶏農場における『原材料及び貸材リスト』 原材料・資材リスト							
 製品名:肉用鶏	15.						
原材料							
及び資材名		内 容					
人 0 黄籽石	特 徴	伝染性気管支炎、マレック病ワクラ	 チン接種溶み				
	予測される危害	病原微生物の持ち込み	/ 4]及[至[月]。//				
初生雛	予防措置	①サルモネラ検査証明書					
1/7 工	1 60 16 6	②ワクチン接種証明書					
	 供 給 者	○○種鶏場					
	特 徴	自家井戸水					
	予測される危害	大腸菌、有害物質の混入					
水	予防措置	水質検査実施(年2回)					
	供給者	自家地下水					
	特徴	抗コクシジウム剤、飼料添加物入り	材質:クランブル				
	予測される危害	カビ、腐敗、サルモネラ汚染	何貝・ノフマンバ				
前期飼料	予防措置	供給者の遵守証明書					
	供給 者						
	特徵	抗生物質、ビタミン添加物入り					
	予測される危害	カビ、腐敗、異物、サルモネテの混入	材質:マッシュ				
 中期飼料	予防措置	①供給者の遵守証明書					
1 \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	1 100 11 12	②サルモネラ検査証明書					
	 供 給 者						
	特 徴	抗生物質、ビタミン添加物入り					
	予測される危害	カビ、腐敗、異物、サルモネテの混入	材質:マッシュ				
後期飼料	予 防 措 置	①供給者の遵守証明書					
		②サルモネラ検査証明書					
	供給 者						
	特 徴	無薬飼料	, ,				
	予測される危害	品質劣化、サルモネラ汚染	材質:マッシュ				
仕上げ飼料	予防措置	①供給者の遵守証明書					
		②サルモネラ検査証明書					
	供給者						
	特 徴	局方品	材質:液体				
小字告にした	予測される危害	品質劣化					
精製水	予 防 措 置	供給者品質保証書					
	供 給 者	○○薬品					
伝染性ファブリ	特 徴	生ワクチン	材質:凍結品				
伝染性ファフリ キウス嚢病(IB	予測される危害	品質劣化					
TYA義柄(IB D) ワクチン	予 防 措 置	国家検定済、薬品会社遵守証明書					
	供 給 者	○○薬品					

【例】肉用鶏農場における『製品説明書』

【別】内用駒長物にわける『殺叩呪切音』	J		
製品名:肉用鶏(生鳥)	品 説 明 書		
1. 家畜・畜産物の特徴・特性	 動物用医薬品残留基準遵守製品 非遺伝子組み換え飼料での飼育 		
2. 家畜・畜産物の出荷形態	1. 通常期 8 羽、夏季 7 羽/コンテナ 2. 8, 000 羽/回 (4t トラック 4 台)		
3. 家畜・畜産物の保証期限 及びその条件	1. 農場内の斃死は農場の責任 2. 輸送中の斃死は運送会社の責任		
4. 家畜・畜産物の 出荷先	1.○○食鳥処理場		
5. 家畜・畜産物の 出荷先への情報	 1. 飼育舎の構造 2. 種鶏業者名 3. 品種及び系統 4. 素雛導入年月日及び飼育期間 5. 出荷数 6. 疾病及び事故履歴 		
6. 家畜・畜産物の流通上の特別な管理	1. 夏期は7羽詰めで輸送する 2. 輸送中は制限速度内で、横揺れに十分注意する		
7. 家畜・畜産物の用途	1. 加工用 2. テーブルミート用		
8. 予測される取り扱い	1. 加熱後の喫食 2. 温度管理された流通		
9. 予測される誤った取扱いや使用	1. 消費者の保存の不適切(室温保存) 2. 生食での喫食		
10. 最終消費者の特定	一般消費者		

4. 工程一覧図(フローダイアグラム)及び現状作業、生産環境の明確化と現場での確認

HACCP チームは、以下に従い、工程一覧図並びに現状の工程内作業、日常作業及び生産環境を明確にし、文書化し、現場で確認し、必要に応じて更新し、保持しなければならない。

(1) 工程一覧図の作成

HACCP チームは、すべての作業工程の順序及び相互関係並びに原材料・資材が使用される工程の段階を図式化した工程一覧図を作成しなければならない。

- (2) 現状作業(工程内及び日常定期・不定期作業)の明確化
 - ① 工程内現状作業の明確化

HACCP チームは、すべての工程内作業の現状について、作業の目的、目的を阻害する可能性のある要因、それを防ぐ注意点、使用する資機材及び作業の手順・方法を明確にしなければならない。作業の手順・方法は、準備作業、実施する作業、実施後の作業に分けて記述しなければならない。

② 現状の日常作業及び定期・不定期作業の文書化 HACCP チームは、工程内作業以外で、日常的及び定期・不定期に実施しているすべての作業について、作業を実施する時期(間隔)・頻度及び作業の目的、目的を阻害する可能性のある要因、それを防ぐ注意点、使用する資機材、作業の手順・方法

を明確にしなければならない。作業の手順・方法は、準備作業、実施する作業、実施後の作業に分けて記述しなければならない。

(3) 生産環境の文書化

- ① 敷地、畜舎等の施設、主な設備及び道路等周囲の状況を明確にしなければならない。
- ② 農場内の交差汚染の予防を考慮した、清浄度区分(ゾーニング)及び人、家畜、物の流れ(動線)を検討しなければならない。
- ③ 敷地、道路、施設、主な設備等の配置を示した平面図上に、清浄度区分を明示し、人、家畜、物、生産物等の流れをトレースし、各種動線図を作成しなければならない。

(4) 工程一覧図及び現状作業、生産環境の現場確認

HACCP チームは、工程一覧図及び工程内現状作業、現状の日常作業及び定期・不定期作業、並びに生産環境は正しく現状を反映したものであることを現場で確認し、必要であれば修正しなければならない。

【解説】

- 1. 家畜・畜産物の生産に関わる原料、資材等の受入・保管から作業工程の順序及び相互関係を図式化した工程一覧図(フローダイアグラム)を作成します。
- 2. 乳用牛や養豚一貫経営の場合などは、作業工程が多岐にわたるため 1 枚のフローダイ アグラムにすべての工程を書き込むことは困難です。その場合には、全体を表す図を 作成した上で部門別のフローダイアグラムを作成します。(P51 参照)

- 3. フローダイアグラムとあわせて、農場における現状作業を文書化して明確にします。便宜上、主な生産工程に関わる作業を「工程内作業」とし、時間軸に基づいて記載します。時間軸につながりにくい作業は、「日常作業」、「定期作業」および「不定期作業」に分類します。「日常・定期・不定期作業」については、フローダイアグラムの図の中に示す(P51参照)、あるいは別途整理表等を作成するなどにより明確化します(P58参照)。
- 4.「工程内作業」と「日常・定期・不定期作業」について、それぞれの作業目的、作業 頻度、作業を阻害する要因やそれを防ぐ注意点などを文書化した作業分析シートを作 成します。この時、フローダイアグラムの各作業工程とそれに対応する分析シートの 整理番号を整合します。作業分析シートの内容は、従事者の教育・訓練や飼養衛生管 理基準に定められた衛生管理マニュアルとして使用できるものを目指します。
- 5. 改正飼養衛生管理基準に準拠するため、以下の項目について作業分析シート、マニュア ル又は規定等が作成されているかを確認します。
 - ① 導入家畜の健康状態の確認・管理
 - ② 農場に立ち入る者の制限、更衣・履き替え・消毒(畜種によって異なります。)
 - ③ 農場に持ち込む物品や車両の制限・処理・管理
 - ④ 給与水、飼料、敷料等の処理・管理
 - ⑤ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒
 - ⑥ 衛生管理区域内への野生動物及び愛玩動物の侵入防止
- 6. 実際の文書構築作業では、作業分析シートの作成過程でフローダイアグラムの修正の必要が判明することがあり、これらの文書の構築は並行して実施することが重要です。フローダイアグラムの完成度70%程度で作業分析シートの作成に移ることをお勧めします。
- 7. 飼養衛生管理基準では、衛生管理区域の設定とこれを示す表示、「衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。」と定められており、まずこれに基づいて農場外からの汚染を防止します。さらに、農場内の清浄度区分と交差汚染予防を考慮した、人、家畜、飼料、水、糞尿、死亡畜等の動線、消毒設備等衛生対策設備の設置箇所を平面図等に示すこと、併せて野生動物の防護柵や除草・石灰散布の範囲を明確にすること及び埋却用地の準備が求められています。
- 8. 農場内を生産環境に応じて区域分けし、それぞれの清浄度区分を決定します。農場の 平面図等に清浄度区分を色分けするなど解り易いように表示します。

清浄度区分区域(例)

区 分 1: 搾乳室、分娩室、子豚舎 等

区分2: 牛舎、肥育施設、鶏舎、飼料保管庫等

区 分 3: 更衣室、事務所 等

区 分 4: 堆肥舎、浄化槽、畜舎内道路、 動力機械室、配電室等

- 9. 清浄度区分を示した平面図を基に、危害要因の清浄区への混入、交差汚染の防止に配慮して、家畜、死亡家畜、飼料、水、糞尿、人、製品(卵、牛乳、家畜)等の動きの方向を矢印などで表示した「動線図」を作成し、文書化していきます。 人工授精時の精液、ワクチン接種時のワクチンの動線は、それらの作業をする人の動線として考えます。
- 10. 文書化したフローダイアグラム及び作成した作業分析シート、平面図 (清浄度区分)・動線 図等の生産環境の内容が現状を正しく反映しているかを現場で確認し、記録します。 ある程度文書化が進んだ時点で、現場確認を実施します。現場確認をしてみると、机上で作成した文書と実際の現場の動きの違いが感じられることが多々あります。現場確認の経験は、その後の文書構築に参考になります。

現場確認は、文書作成から概ね3か月以内に実施します。この期間が開きすぎている場合は、信頼度が低いと判定されます。

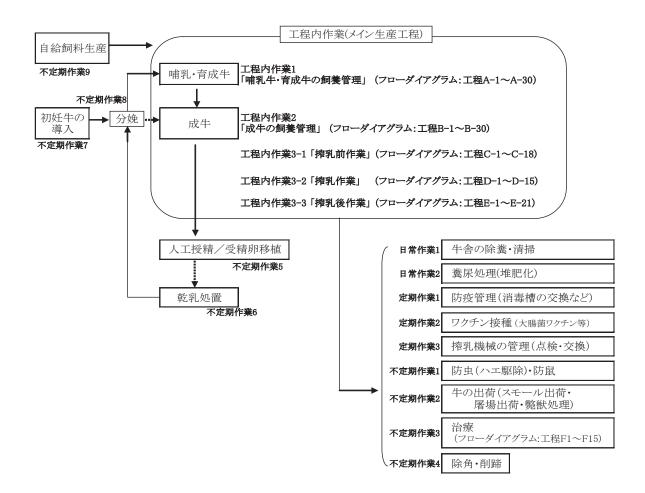
現場確認は、文書の作成者と作成者以外の確認者(指導員等)が立ち会って実施します。 確認者及び承認者(責任者)の署名又は押印が必要となります。

フローダイアグラム、作業分析シート、平面図、動線図を作成することで、家畜・畜産物の生産工程や生産環境を明確にし、次のステップである危害要因分析(第4章)へと進みます。

乳用牛農場における文書化例

【例】1. 乳牛管理全体のフローダイアグラム

製品名: 生乳

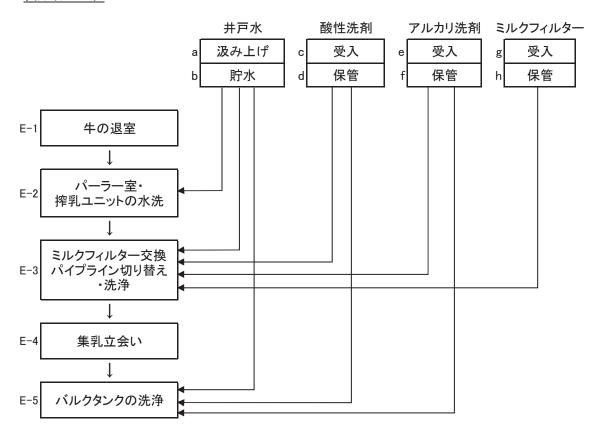


【説明】

- ・上記の例では、すべての作業工程の相互関係を示した、全体的なフローダイアグラムを作成しています。乳用牛農場では生産工程が多岐にわたるため、1枚の工程一覧図(フローダイアグラム)に作業工程の詳細を表すことができません。このような場合は、上記例のように全体を表す工程一覧図を作成し、「搾乳」「飼料給与」「哺乳・育成」など部門別に詳細な工程一覧図を作成します。養豚一貫経営等の場合も、必要に応じて「繁殖」「肥育」などの部門別に工程一覧図を作成します。
- ・すべての作業は、工程内・日常・定期・不定期作業に分類します。主たる生産工程(乳用牛農場では、飼養管理・搾乳など)を「工程内作業」と規定します。それ以外の作業の内「牛舎の除糞・清掃」のように毎日実施する作業は「日常作業」、「搾乳機械の管理(点検・部品交換)」のように定期的に実施することが明らかな作業は「定期作業」、「治療」のように定期的ではない作業は「不定期作業」に分類します。日常・定期・不定期の分類は、農場の事情によって異なります。
- ・「日常作業」「定期作業」「不定期作業」は多くの場合、線図(ダイアグラム)で表すことができませんが、上記の例のように全体的なフローダイアグラムの中に記入するか、あるいは作業整理表等に記載してすべてが一覧できるようにします。また、すべての作業に No.を付し、後に作成する作業分析シート、危害要因分析表等と整合するようにします。

【例】2. フローダイアグラム 「3-3 搾乳後作業」

製品名:生乳



作成日:	作成者:
現場確認日:	確認者:
承認日:	責任者:

T1	列】:	3.	工程内	整理 No. 製 品 名	E-3 生乳			
作成	〕 足新日)		年	月	日	作成者		FD
現場確	崔認 日		年	月	日	確認者		(FI)
承認	器 目		年	月	日	責任者		(FI)

	<u> </u>					
対象工程	ミルクフィルタ	マー交換・パイプライン切り替え・洗浄				
	工程の目的	搾乳後のパイプライン汚染除去				
	目的阻害	1. 洗剤の不足による洗浄効果低減				
	要因	2. 洗浄水の温度不適による洗浄効果低減				
	注意点	1. パイプライン切り替え忘れによるバルクへの洗剤混入				
工程の内容	注意点	2. 洗剤の補充、洗浄水の温度管理				
		① ミルクフィルター				
	 使用資器材	② 自動洗浄装置				
	次	③ 酸性洗剤				
		④ アルカリ洗剤				
		準備作業 → 本作業 → 後作業				
	【準備作業】					
	① 自動洗浄装置の酸性洗剤、アルカリ洗剤の残量を確認する。					
	② ミルクフィルターの在庫を確認する。					
	【本作業】					
	③ フィルターパイプの周辺を水洗する。					
	④ ミルクフィルターを交換し、使用済みフィルターを廃棄する。					
明 化 字 长	⑤ フィルター交換をチェックシートに記載する。					
現状実施手順	⑥ パイプライン切り替えを2名で実施する。1名が切り替え、他の1名が					
	チェックシートに記録する。					
	⑦ 自動洗浄装置の表示を確認し、自動洗浄を開始する。					
	⑧ 洗浄水の温度に異常のないことを確認する。					
	⑨ 洗浄終了後エアを圧送し、ミルクラインに残った洗浄水を排出する。					
	【後作業】					
	⑩ ミルクホース内の洗剤残留の有無を確認する。					
	① 洗浄完了をチェックシートに記録する。					
関連する	チェックシート	`				
文書・記録						

	【例	ij】	4.	日常	日常作業分析シート			整理 No. 製品名	日常作業-2 生乳
作 (最;	成 終更新	日 目)		年	月	日	作成者		(FI)
現場	易確認	日		年	月	日	確認者		
承	認	日	·	年	月	日	責任者		

_	Γ.					
対象工程	糞尿処理(たい)肥化)				
	工程の目的	糞尿の適切な処理(戻し堆肥、販売用堆肥)				
	目的阻害	水分調節、温度管理等の不備による堆肥の不充分な発酵				
	要因					
	注 意 点	朝の搾乳時に実施する				
工程の内容		① スクレーパー				
		② バケットローダー				
	使用資器材	③ 堆肥発酵施設				
		④ 廃白土				
		⑤ 戻し堆肥				
		準備作業 → 本作業 → 後作業				
	【準備作業】① 廃白土の在庫を確認する。② フリーストール牛舎の牛糞がスクレーパーによって集められていることを確認する。					
現 状 実 施 手 順	4 牛糞に廃する。5 発酵施設で6 発酵の進んで7 冬季、梅雨を促す。	ローダーを使って、牛糞を発酵施設へ運ぶ。 白土と発酵済みの戻し堆肥を適度に混ぜ、水分調節を で発酵を促す。 んだ堆肥を堆肥舎へ移動する。 雨期などは状態によって切り返しを実施し、さらに発酵				
	【後 作 業】 ⑧ バケットローダーを洗浄する。 ⑨ 発酵施設の温度など発酵の状態を観察する。					
関連する文書・記録	作業日誌					

	【例	[]	5	定其	旧作業な	がたい	ート	整理 No.	定期作業 3-②
	NV:		5. 定期作業分析シート				製品名	生乳	
作(最	成 終更新	日)		年	月	日	作成者		(F)
現場	易確認	1 日		年	月	日	確認者		
承	認	日		年	月	日	責任者		

対象工程	ライナーゴム・	・パッキン類の交換					
	 工程の目的	1. ライナーゴム劣化による乳房炎発生の防止					
	工作》口口	2. パッキン劣化による真空圧不足の防止					
	 目 的 阻 害	1. 交換間隔の延長による部品類の劣化					
	要因	2. ライナーゴムの装着不備(ねじれ等)による乳房炎の					
	安囚	発生					
工程の内容		1. 規定の頻度(3か月毎)で交換する。					
	注 意 点	2. 廃棄乳用バケットミルカーのライナーゴムも同時に交					
		換する。					
		① ライナーゴム					
	使用資器材	② パッキン類					
		③ 工具					
		準備作業 → 本作業 → 後作業					
	【準備作業】						
	① ライナーゴムを定期的に発注する。						
	② ミルクラインに沿ってパッキン類の劣化がないかを確認する。必要に応						
	じて、継ぎ目を外し確認する。						
	【本作業】						
現状実施	③ ライナーゴムは手順書に従って一斉交換する。						
手 順	④ 劣化したパッキン類を交換する。						
	【後作業】						
	⑤ 工具等を	†付け、古いライナーゴム等を適切に廃棄する。					
	(a) ライナーゴムの交換及びパッキン類の交換箇所名を作業日誌に記録 □						
	する。						
	つった。						
	① 人次区1 地向は、						
関連する	ライナーゴムス	を換手順書、作業日誌					
		SON TO THE TENTE PER SON TO THE SON THE SON TO THE SON TO THE SON TO THE SON TO THE SON THE SON TO THE SON THE SON THE SON TO THE SON THE SON THE SON THE SON THE SON					
入首:此郷							

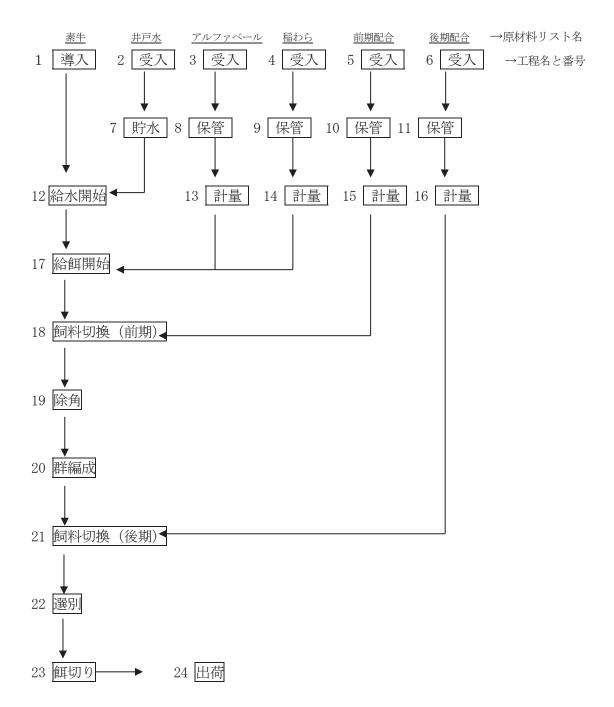
【存	利】 6	 6.不定	期作業	 6分析シ	/ ー ト	整理 No.	定期作業 1-②
	72		製品名	生乳			
作 成 (最終更		年	月	目	作成者		
現場確	認日	年	月	目	確認者		
承 認	日	年	月	目	責任者		

対象工程	防鼠(ネズミの駆除)					
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	工程の目的	農場内の防鼠による衛生管理(感染症の防止)と施設の保全				
	目的阻害 要因	1. 不充分な防鼠による感染症の発生、配線ケーブル等の 破損 2. 殺鼠剤による生乳、飼料の汚染				
工程の内容	注 意 点	 生乳、飼料への混入がなく、作業者の安全を確保した正しい殺鼠剤の取扱いをする。 定期的に実施する。 				
	使用資器材	 ① 殺鼠剤 ② 殺鼠剤を混ぜるための油脂、魚肉、種子など ③ 作業着、マスク、ゴム手袋等 				
	【準備作業】	準備作業 → 本作業 → 後作業				
	① 作業着、マスク、ゴム手袋を装着する。② 殺鼠剤の説明書を参考に、油脂、魚肉等に混ぜた毒餌を作る。					
現状実施	【本作業】③ 過去に鼠又はラットサインを発見した個所を中心に、毒餌を設置する。④ 毒餌の設置個所以外の場所は整理整頓し、他の餌になるものや隠れやすい場所のないようにする。					
手 順	設置する。	週間は設置場所を観察し、毒餌を食べた跡がある場合は再度 回し、鼠の死体を回収する。				
	8 1週間後に 9 毒餌を食べ	置個所を作業日誌に記録する。 ご設置した毒餌を回収する。 べた痕跡、その後の鼠の生存状況などから殺鼠剤の効果を推 宜殺鼠剤の種類を変更する。				
関連する文書・記録	殺鼠剤の説明書	小作業日誌				

肉用牛農場における文書化例

【例】1. フローダイアグラム

製品名: 肉用牛



【例】2. 日常作業及び定期・不定期作業整理表

製品名:肉用牛			
日常作業項目	実施頻度	定期・不定期作業項目	実施頻度
25. 給餌管理	2 回/日	31. 牛舎消毒	週1回
26. 給水管理	2 回/日	32. ハエ駆除	不定期
27. 牛・飼槽の見回り	2 回/日	33. 除糞·敷料交換	週1回
28. 消毒槽の清掃	1回/日	3 4. 除草	不定期
29. ワラ切り	1回/日	35. 排水溝掃除	不定期
30. カッター整備	1 回/日	37. 牛舎の大掃除	不定期
		38. 踏込み消毒槽	1回/日
		39. ビタミン剤投与	ビタミン欠乏時
		40. 除角	導入後
		41. ネズミの駆除	不定期

【例】:	3. 工程	:内作業	分析シ	/ 一ト	整理 No. 製 品 名	1 肉用牛
作 成 日 (最終更新日)	年	月	日	作成者		(FI)
現場確認日	年	月	日	確認者		(FI)
承 認 日	年	月	目	責任者		

対象工程	導入							
	工程の目的健康な素牛の安全な導入							
	目的阻害 要因	 搬入時の素牛・従業員の怪我 素牛による感染症の持ち込み 導入牛の逃走 						
工程の内容	注意点	1. 人員等を充分に準備して実施する。 2. 滑走防止のため、敷料(おが屑)を準備する。						
	使用資器材	① ホイールローダー② スコップ、箒、ブラシ、ロープ③ 敷料(おが屑)④ 導入牛チェックリスト⑤ 導入台⑥ フォークリフト						
		準備作業 ⇒ 本作業 ⇒ 後作業						
現 状 実 施 手 順	 【準備作業】 ① ホイールローダー、スコップ、箒、ブラシを使用して、導入するパドックの床、飼槽、ウォーターカップを清掃し、敷料を入れ替える。 ② セリ名簿を基に導入牛チェックリストを作成する。 ③ 導入台、ロープを準備し、通路にも敷料を撒いておく。 【本 作 業】 ④ 家畜車が到着したらフォークリフトで導入台を家畜車の後方に設置し、脱出防止柵を固定する。 ⑤ 個体識別番号と健康状態を確認し導入牛チェックリストに記入しながら1頭ずつ移動してパドック内に係留する。 ⑥ 元気低下、鼻汁、歩行異常等に該当する牛は、病畜パドックへ移動する。 ⑦ 全頭移動後、すべての牛が落ち着いていることを確認したら、パドックの扉を固定し1頭ずつ頭絡を外す。 							
	【後 作 業】 ⑧ 脱出防止柵を外し、フォークリフトで導入台を撤収する。 ⑨ 家畜車周辺、通路等をスコップ、箒などで清掃する。 ⑩ 個体識別番号の届け出をする。							
関連する文書・記録	導入牛チェック	プリスト、個体識別番号記録						

【例】4	4. 工程	整理 No.	2 2			
	•	. 111 /	.JJ VI 4	•	製品名	肉用牛
作 成 日 (最終更新日)	年	月	日	作成者		(FI)
現場確認日	年	月	日	確認者		(FI)
承 認 日	年	月	日	責任者		

	T					
対象工程	選別					
	工程の目的	薬剤・注射針残留のない健康な牛を相場に合わせて適切に 市場に出荷する。				
	目的阻害 要因	1. 治療記録の見落としによる薬剤・注射針残留牛の出荷 2. 健康状態等の確認不足による販売価格の低下				
工程の内容	注意点	 出荷の前日までに実施する。 薬剤・注射針残留記録を確認する。 月齢、健康状態から出荷順を考慮する。 				
	使用資器材	① 飼養管理記録簿② 治療記録簿③ 出荷判定表④ 出荷送り状				
	② 飼養管理記さらに治療して出荷半	準備作業 → 本作業 → 後作業 市場状況を確認する。 登録簿により月齢、健康状態を確認して出荷候補牛を選抜し、 承記録簿から休薬期間中でないこと、残留針のないことを確認 財定表を作成する。				
現 状 実 施 手 順	様、被毛光 ④ 出荷判定表 ⑤ 出荷送りサ 【後 作 業】 ⑥ 飼養管理記	長に従って出荷候補牛の個体識別番号を確認し、健康状態(歩 だ沢)に異常のないことを観察する。 長を基に出荷送り状を作成する。 大を出荷先に FAX する。 出荷先に FAX する。 出荷第二録簿、出荷判定表を所定の位置に戻し、出荷送 イルする。				
関連する文書・記録	飼養管理記録簿、治療記録簿、出荷判定表、出荷送り状					

	【例		5.	日常	的作業分	が析シ	ート	整理 No. 製 品 名	25 肉用牛	
作(最	成 終更新	日 日)		年	月	日	作成者		Œ	<u>:</u>]]
現場	易確 認	3. 日		年	月	日	確認者		Œ	
承	認	日		年	月	日	責任者		Œ	<u>:</u> []

対象工程	給餌管理							
		牛の月齢、肥育ステージに応じた飼料給与						
	目 的 阻 害 1. ミキサーフィーダーの撹拌過剰による粗飼料の切断長 要 田 2. 高温、カビなどによる変敗							
工程の内容	要因							
工性切門谷	注意点	<u> </u>						
		① ホイールローダー④ 飼料設計表						
	使用資器材	② スコップ、箒 ⑤ 作業日誌 ③ ミキサーフィーダー						
		準備作業 🗘 本作業 🗘 後作業						
現 状 実 施 手 順								
	⑧ 粗飼料、及び TMR のパドック毎の給与量を作業日誌に記録する。⑨ フォークリフトを所定の位置に戻す。⑩ ミキサーフィーダーの内部を清掃し、所定の位置に戻す。							
関連する文書・記録	飼料設計表、作業日誌							

	【例		6.	定期	明作業分	が析シ	ート	整理 No. 製 品 名	31 肉用牛	
作(最	成 終更新	日 日)		年	月	日	作成者			ED
現場	易確 認	3 日		年	月	日	確認者			
承	認	日		年	月	日	責任者			

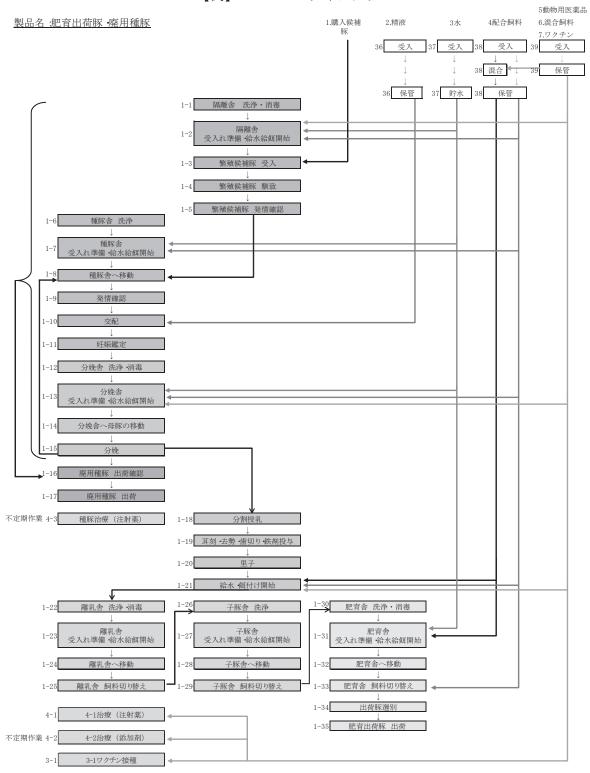
1							
対象工程	牛舎消毒						
	工程の目的	場内の消毒による疾病の予防					
	目的阻害	消毒薬希釈濃度の誤りによる消毒効果の低減					
	要因						
	注意点	1. 消毒薬希釈濃度を確認する。					
工程の内容	住 息 点	2. パドックが空房の状態で実施する。					
		① 合羽、長靴、ゴム手袋、マスク、ゴーグル					
	 使用資器材	②消毒薬					
	DC / 14 / 14	③ 散布機					
		④ 作業日誌					
		準備作業 → 本作業 → 後作業					
	【準備作業】						
	① パドック、飼槽、通路、壁が充分清掃されていることを目視確認する。						
	② 消毒時の合羽、ゴム手袋、マスク、ゴーグルを着用する。						
	③ 消毒薬調虫	をマニュアルに従って散布機に水を定量入れ、計量カップで消					
	毒薬を軽量	毒薬を軽量・充填し、充分に撹拌する。					
	7-						
	【本作業】						
現状実施	4 散布機で牛床、通路、壁、柱に消毒薬を充分に散布する。						
手 順	⑤ 風通しの良い状態を保ち、乾燥する。						
	U AMM UV KV M M K K V 、 FUM y V O 。						
	【後 作 業】						
		k 浩! 水切りをする					
	⑥ 散布機を水洗し、水切りをする。						
	⑦ 合羽、長靴、ゴム手袋等を片付ける。 ② 佐港口書は2000またまた。						
	⑧ 作業日誌に消毒したパドック等を記録する。						
	3 旧母衆の信	E庫を確認し、少量の場合は発注する。					
囲油ナッ	消毒薬調整マニュアル、作業日誌						
関連する 文書・記録							
人 百							

【例】7	7.不定	整理 No. 製 品 名	4 1 肉用牛			
作 成 日 (最終更新日)	年	月	日	作成者		(FI)
現場確認日	年	月	日	確認者		
承 認 日	年	月	日	責任者		(FI)

	B1.00 / 3 3 3	Market A.).				
対象工程	防鼠(ネズミの					
	工程の目的	農場内の防鼠による衛生管理(感染症の防止)と施設の保全				
	目 的 阻 害	1. 不充分な防鼠による感染症の発生、配線ケーブル等の破損				
	要因	2. 殺鼠剤による生乳、飼料の汚染				
		1. 飼料への混入がなく、作業者の安全を確保した正しい殺				
工程の内容	注 意 点	鼠剤の取扱いをする。				
		2. 日常の巡回時にラットサインを見逃さない。				
		① 殺鼠剤				
	使用資器材	② 殺鼠剤を混ぜるための油脂、魚肉、種子など				
		③ 作業着、マスク、ゴム手袋等				
		準備作業 → 本作業 → 後作業				
	【準備作業】					
	① 作業着、マスク、ゴム手袋を装着する。					
	② 殺鼠剤の説明書を参考に、油脂、魚肉等に混ぜた毒餌を作る。					
	W.L. Kee NGW					
	【本作業】					
	③ 過去に鼠又はラットサインを発見した個所を中心に、毒餌を設置する。					
	④ 毒餌の設置個所以外の場所は整理整頓し、他の餌になるものや隠れやすしい場所のないようにする					
現状実施	い場所のないようにする。 ⑤ 設置後1週間は設置場所を観察し、毒餌を食べた跡がある場合は再度設					
手 順	世する。					
	⑥ 場内を巡回し、鼠の死体を回収する。					
	3777272					
	【後作業】					
	⑦ 毒餌の設置個所を作業日誌に記録する。					
	⑧ 1週間後に設置した毒餌を回収する。					
	③ 毒餌を食べた痕跡、その後の鼠の生存状況などから殺鼠剤の効果を推測					
	し、適宜殺鼠剤の種類を変更する。					
関連する	殺鼠剤の説明書	青、作業日誌 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —				
文書・記録						
L	I .					

養豚農場における文書化例

【例】1. フローダイアグラム



【例】2. 日常作業及び定期・不定期作業整理表

製品名:肥育出荷豚・廃用種豚			
日常作業項目	実施頻度	定期・不定期作業項目	実施頻度
2-1従業員の農場入場	毎日	3-1ワクチン接種	2回/週
2-2給餌管理(人工乳給与)	2回/日	3-2豚舎内空間消毒	1回/週
2-3給餌管理(自動給餌ライン)	2回/日	3-3注射針の廃棄	1回/月
2-4給水管理	2回/日	4-1仔豚治療(注射薬)	不定期
2-5豚舎の見回り	2回/日	4-2仔豚治療(添加剤)	不定期
2-6踏込み消毒槽交換	1回/日	4-3種豚治療(注射薬)	不定期
		4-4虚弱豚の隔離	不定期
		4-5/11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-	不定期
		4-6ネズミ駆除業者依頼	不定期

	2	一个担点	h 作 業	ム垢さ	/ _	整理 No.	1-12
【例】3.工程内作業分析シート						製品名	肥育出荷豚・廃用豚
作 成 F (最終更新日)	1	年	月	目	作成者		Ð
現場確認日	1	年	月	П	確認者		
承 認 日	1	年	月	目	責任者		Ð

対象工程	分娩舎の洗浄・消毒				
	工程の目的 分娩舎と機器材の衛生状態を保つ				
	目 的 阻 害1. 不充分な洗浄・消毒による有機物、病原微生物の残存要 因2. 消毒薬希釈濃度の誤りによる消毒効果の低減				
工程の内容	注 意 点 1. 徹底した洗浄・消毒・乾燥 2. 消毒薬希釈濃度を確認する。				
	使用資器材① ミルクフィルター② 自動洗浄装置 ③ 酸性洗剤 ④ アルカリ洗剤				
	準備作業 → 本作業 → 後作業				
現 状 実 施 手 順	【準備作業】 ① 高圧洗浄機を点検し、準備する。 ② 消毒時の合羽、ゴム手袋、マスク、ゴーグルを着用する。 ③ 分娩舎の洗浄・消毒マニュアルに従って散布機に水を定量入れ、計量カップで消毒薬を計量・充填し、充分に撹拌する。(消毒時) 【本 作 業】 ④ 給餌機内の残滓を除去する。 ⑤ ストール内と通路の除糞をする。 ⑥ 高圧洗浄機で天井、壁、柵、床、フィーダーを温水洗浄する。 ⑦ 有機物の残存がないことを目視確認する。 ⑧ 約1日、室内を乾燥する。 ⑨ 散布機で天井、壁、柵、床、フィーダーを消毒する。 ⑩ 約1日、乾燥する。(温水洗浄の温度、消毒薬の種類・濃度は、分娩舎の洗浄・消毒マニュアルに準ずる。)				
	【後作業】 ① 高圧洗浄機は使用後充分に水抜き等のメンテナンスをする。 ② 散布機は水洗し、水切りをする。 ③ 合羽、長靴、ゴム手袋等を片付ける。 ④ 作業日誌に高圧洗浄・消毒を記録する。 ⑤ 消毒薬の在庫を確認し、少量の場合は発注する。				
関連する文書・記録	分娩舎の洗浄・消毒マニュアル、作業日誌				

T.A	面	 1 丁£	3.大小/仁学	とした:	/—	整理 No.	1-14
Kı	【例】4.工程内作業分析シート						肥育出荷豚・廃用豚
作。成果終現	戈 日 更新日)	年	月	目	作成者		
現場研	在認 日	年	月	目	確認者		
承談	忍 日	年	月	目	責任者		

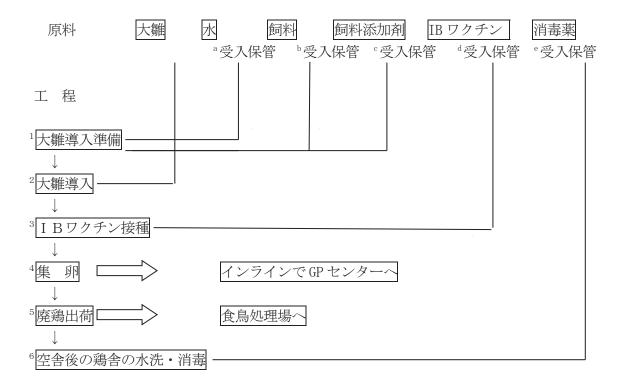
1. A. T. 10	1) Lt. A	C n to 和				
対象工程		12 12 12				
	工程の目的	分娩舎へ母豚を安全に受け入れる				
	目 的 阻 害	1. 病原微生物の汚染				
	要因	2. 母豚、作業員の怪我				
	注意点	1. 衛生的で安全な移動をする。				
工程の内容	住 息 点	2. 分娩予定日の1週間前までに移動する。				
		① 繁殖豚台帳				
		② 母豚カード				
	使用資器材	③ コントロールパネル				
		④ 仕切り板				
		⑤ 作業日誌				
		準備作業 ⇒ 本作業 ⇒ 後作業				
	【準備作業】					
	① 繁殖豚台帳の情報から分娩豚カードを作成し、移動日を決定する。					
	② 妊娠豚舎から分娩豚舎への移動通路を清掃する。					
	③ コントロールパネルで分娩舎の室温が適正であることを確認する。					
	④ 移動先の分娩豚房の給餌機、ピッカーに異常のないことを確認する。					
*** . I	【本作業】					
現状実施	⑤ 移動予定の母豚の健康状態を確認する。					
手 順	⑥ 仕切り板等を使用して、妊娠豚舎から分娩豚舎へ母豚を移動する。					
	⑦ 各分娩房に母豚を導入後、尻止めを設置する。					
	⑧ 分娩房ごとに分娩豚カードを設置する。					
	[44. II: **]					
	【後作業】					
	① 仕切り板を片付ける。② なむ スカナス かき はまする					
	⑩ 移動通路を除糞、清掃する。					
	① 作業日誌に移動を記録する。					
 関連する	繁殖豚台帳 4	分娩豚カード、作業日誌				
文書・記録		1 1 1 1 1 1 No. 1 Pro				

【例】:	5. 不定	整理 No.	4-1			
	, , ,	製品名	肥育出荷豚・廃用豚			
作 成 日 (最終更新日)	年	月	目	作成者		Ð
現場確認日	年	月	目	確認者		(FI)
承 認 日	年	月	目	責任者		

		,						
対象工程	子豚治療							
	工程の目的	疾病子豚の治療						
	目 的 阻 害 1. 病原微生物の蔓延							
	要 因 2. 注射針の残留							
	次 本 上	1. 衛生的な器具の取り扱いを	する。					
工程の内容	注意点	2. 注射針の取り扱いに注意す	~る。					
		① 注射器、注射針	⑤ カラースプレー					
	使用資器材	② 薬剤	⑥ 治療記録簿					
	区川 頁 冊 们	③ アルコール綿	⑦ 注射針在庫管理表					
		④ ツールボックス	⑧ 薬剤管理表					
		準備作業 → 本作業 🕏	後作業					
	【準備作業】							
	① 事務所保管	·庫から注射器、注射針、アルコ	ール綿、獣医師の指示書に従					
	った治療薬	を準備する。						
	② 注射針の持ち出し本数を機材担当者と治療担当者で確認する。							
	③ 各器具と薬剤をツールボックスにセットする。							
	【本作業】							
	④ 体調不良豚を確認する。							
	⑤ 獣医師の指示に従った用量・用法で投薬し、治療豚はカラースプレーで							
現状実施	マークする。							
手順	⑥ 1頭ごとに注射針を交換する。							
	⑦ 治療記録簿に治療歴を記録する。							
		別 注射針が豚体内に残留した場合は可能な限り除去する。除去不能な場合はイ						
		装着して治療記録簿に記載する。						
	すべてにイヤータグを装着する。注射針紛失の場合も残留と同じ扱いとする。							
	【後作業】							
		が悲を観察する。						
		数を機材担当者の下で確認し、						
		で使用済み針は医療廃棄物管理は	, , , , , , , ,					
	① 注射器は洗浄、煮沸滅菌、乾燥後保管庫に返却する。							
		を用量を薬剤管理表に記録し、例 ・1455年 - 1877年 - 18774年 - 1877年 - 18	ありと楽品保官庫に返却する。					
関連する 文書・記録	繁殖脉台帳、分	分娩豚カード、作業日誌						

採卵鶏農場における文書化例

【例】1. フローダイアグラム (インライン方式)



【例】:	7 工程	山大作業	分析シ	/ _	整理 No.	6
TOU A	2 • ⊥_13±	製品名	生食用殼付卵			
作 成 日 (最終更新日)	年	月	目	作成者		(FI)
現場確認日	年	月	П	確認者		(FI)
承 認 日	年	月	日	責任者		Ð

対象工程	鶏舎の清掃・ス	火洗・消毒				
	工程の目的	鶏舎の清浄化(空舎時)				
	目的阻害	1. 病原微生物の残留				
	要因	2. 煙霧作業時の薬剤吸引事故				
		1. 徹底した有機物の除去と消毒				
	注意点	2. 作業時のマスク等着用と安全な換気の徹底				
工程の内容		① 作業用衣類、箒、スコップ、デッキブラシ、ゴムベラ、				
		一輪車				
		② 動力噴霧器				
	使用資器材	③ 煙霧機				
		④ 消毒薬				
		⑤ グルタルアルデヒド製剤				
		⑥ ふき取り検査キット、検査マニュアル				
		準備作業 → 本作業 → 後作業				
	【準備作業】					
	① 作業用衣類、箒、スコップ、デッキブラシ、動力噴霧器、煙霧機を準備する。					
	② 消毒薬、煙霧用グルタルアルデヒドを準備する。					
	【本作業】					
	③ スコップと	:一輪車で除糞作業を実施する。				
	④ 箒で清掃す	-る。				
現状実施	⑤ 動力噴霧器	⑤ 動力噴霧器とデッキブラシで水洗し、ゴムベラで水切りを行う。				
- 5 根 - 5 順	⑥ 汚れの残っていないことを目視確認し1日乾燥する。					
子 順	⑦ 動力噴霧器で消毒し1日乾燥する。					
	⑧ 鶏舎内の施設修理を行う。					
	⑨ グルタルアルデヒドの煙霧を実施し 180 分以上待って換気する。					
	⑩ ふき取り検査の採材をする。					
	【後作業】					
	① 作業実施領	まに作業日誌に記録する。				
	⑫ 作業実施領	Fに使用機材を水洗・乾燥し片付ける。				
	③ ふき取り核	査でサルモネラ陰性を確認し、検査記録簿に記録する。				
関連する	作業日誌、ふき	ら取り検査マニュアル、ふき取り検査記録簿				
文書・記録						

【例】3. <鶏舎の清掃・水洗・消毒> 作業実施記録

鶏舎名: 号鶏舎 期間:平成 年 月 日~平成 年 月 日

作業日程	作業項目	実施月日	作業者	確認者
1~5 日目	フード室・ラック下の掃除			
6~8 日目	天井・ラック上の掃除			
9 日目	水洗準備			
10~16 日目	水洗			
17 日目	天井スリット・集卵ベルト出入口・その他封鎖			
	ホルマリン薫蒸			
18 日目	ガス抜き(換気)			
19日目	消毒(除糞ベルト、壁、床)			
20 日目	乾燥・舎内修理			
21 日目	消毒(餌樋、フード室、床)			
22 日目	乾燥 ・舎内修理			
23 日目	消毒(ケージ、舎内全体)			
24 日目	乾燥 ・拭取り検査採材			
25 日目	大雛導入			

消毒薬使用量:

洗浄消毒終了確認者:

確認年月日:

【例】4. <鶏舎の清掃・水洗・消毒> 検査記録

	7月10 71770	1月世/ 火且心哟	•	
1)目視検査	適	不適	日 付: 責任者:	
2) サルモネラ検査	陰性 検査報告書:	陽性 年 月 日 受	責任者:	
処置記録		日付:	責任者:	

【例】5.工程内作業分析シート					整理 No. 製 品 名	2 生食用殼付卵
作 成 日 (最終更新日)	年	月	目	作成者		(FI)
現場確認日	年	月	П	確認者		(FI)
承 認 日	年	月		責任者		

対象工程	大雛の導入					
	工程の目的	安全で衛生的な大雛の導入				
	目 的 阻 害 1. 病原微生物の侵入					
	要因	2. 大雛、従業員の怪我				
	注意点	1. ワクチン接種済み大雛の導入				
工程の内容	12. /2. ////	2. 作業時の安全確認	1			
		① 照明装置コントロールパネル	⑤ 捕獲網			
	 使用資器材	② フォークリフト	⑥ 箒・スコップ・台車			
	区川貝冊们	③ 鶏コンテナ	⑦ 大雛導入記録表			
		④ コンパネ				
		準備作業 ⇒ 本作業 ⇒ 後	後作業			
	【準備作業】					
	① 鶏舎及び追	6路の衛生状態を確認する。				
	② 照明装置の)照明装置の照度(5-10 ルクス)、照明時間(10 時間以上)を確認する。				
	③ 室温を確認	習する。				
	④ ウォーターピックの作動を確認する。					
	⑤ 給餌機の作	動を確認する。				
	【本作業】 ⑥ 大雛運搬車からフォークリフトで鶏コンテナを降ろす。					
現状実施						
手順	⑦ 鶏コンテナをケージ前に配置する。					
1 ///	⑧ 大雛をケージに入れる。					
	9 脱走したナ	、雛を安全に捕獲する。 (コンパネ、	捕獲網使用)			
	10 導入済ケー	-ジを運搬車に戻す。				
	① 導入羽数を	と確認し、同時に健康状態を確認する	ప్ ం			
	【後 作 業】					
	1 ② 大雛導入記	② 大雛導入記録表に羽数、健康状態等を記録する。				
	⑬ 鶏舎内、通路を清掃する。(箒、スコップ、台車使用)					
④ 出荷元からのワクチン接種済証明書、サルモネラ陰性証明書、位						
	アイルする	,),				
関連する	大雛導入記録	長、 出荷元からのワクチン接種済証明	引書・サルモネラ陰性証明			
文書 · 記録	書・伝票、					
t.	•					

【例】6. 導入記録表

大雛の導入記録表				
1. 導入準備点検				
1) 導入鶏舎消毒の終了月日: 平成 年	月日			
2) 導入使用器材消毒の確認 : □ (チェ)				
3) 給水確認 : □ (チェッ				
4) 給餌機の作動等の確認 : □ (チェ)				
5) 空調機の作動等の確認 : □ (チェ)				
	チェック)			
7) 飼料(銘柄) 確認 : □	(チェック)			
確認年月日:	確認者:			
2. 大雛の導入実施記録				
導入年月日:平成 年 月 日 ~	月日			
鶏舎番号:				
1日目: 月 日 天候 気温	作業従事者(約 名)			
鶏 種 :				
羽 数 :				
日 齢 :				
収容後の健康状態: 元気 元気なし				
事故死羽数 :				
事故原因: 外傷 圧死	熱死			
2日目: 月 日 天候 気温	作業従事者(約 名)			
鶏 種 :				
羽 数 :				
日 齢 :				
収容後の健康状態: 元気 元気なし				
事故死羽数:				
事故原因: 外傷 圧死	熱死			
3日目: 月 日 天候 気温	作業従事者(約 名)			
鶏 種 :				
羽 数 :				
日 齢 :				
収容後の健康状態: 元気 元気なし				
事故死羽数:				
事故原因: 外傷 圧死	熱死			
作業リーダー:	確 認 者 :			
3. 使用資器材の洗浄消毒記録				
実施年月日:				
実施者:				
対象資器材: コンパネ				
その他				
作業リーダー:				
確 認 者 :				

	【例】7. 工程内作業分析シート					3
T.D.1.		r ii i i - X	:JJ 701 ~	T'	製品名	生食用殼付卵
作 成 日 (最終更新日)	年	月	日	作成者		(FI)
現場確認日	年	月	日	確認者		(FI)
承 認 日	年	月	日	責任者		

対象工程	IB ワクチン接	重 重				
	工程の目的	IB 抗体の付与				
	目的阻害	1. ワクチンの劣化による免疫付与の低下				
	要因	2. 血清型の選択ミス				
			 Eしく実施する。			
工程の内容	注 意 点 2. 管理獣医師のワクチネーションプログラムに従い					
		る血清型で2回以上実施する。				
		① IB ワクチン	④ スキムミルク			
	使用資器材	② 薬液自動混入機	⑤ ハイポ			
		③ 専用容器	⑥ 煮沸消毒器			
	準備作業 → 本作業 → 後作業					
	【準備作業】					
	 薬液自動混入機を準備する。 投与前2時間、大雛への給水を中止する。 マニュアルに従い専用容器で水・スキムミルク・ハイポを調整する。 ワクチンを加え、溶液を作る。 					
	【本作業】	え 記入機にワクチン溶液をセットする。				
現状実施						
手順	⑥ 薬液自動混入機経由の水道バルブを開ける。⑦ ワクチン溶液がなくなったら水道バルブを閉める。					
1 ///		通常の給水を開始する。	√ 0			
	【後作業】					
	⑨ ワクチン技	発種記録簿に記録する。				
	⑩ ワクチンの	容器を医療廃棄物処理する。				
	① 専用容器を煮沸消毒する。② 薬液自動混入機の内部を洗浄・消毒する。					
	③ 給水の状態	を確認する。				
関連する		アニュアル、ワクチネーションプログ	ラム、ワクチン接種記録			
文書・記録	簿、廃棄物処理	里記録簿				

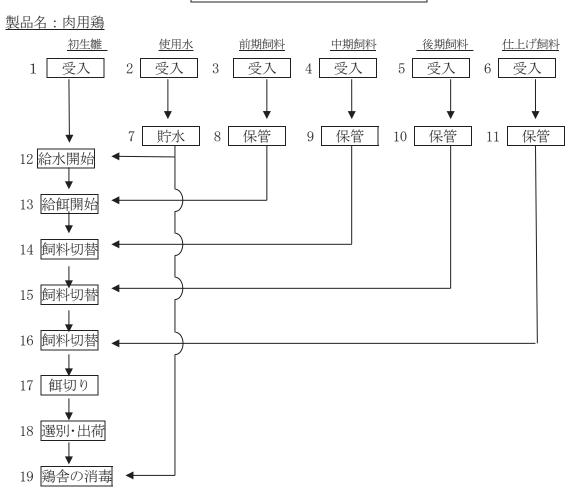
【例】:	8 . 工程	内作業	分析シ	整理 No. 製品名	5 生食用殼付卵	
作 成 日 (最終更新日)	年	月	日	作成者	X 11	(f)
現場確認日	年	月	日	確認者		
承 認 日	年	月	日	責任者		

対象工程	廃鶏出荷(業者	廃鶏出荷(業者委託)				
	工程の目的	廃鶏の出荷				
	目 的 阻 害	病害虫・病原微生物の侵入				
工程の内容	要因					
	注 意 点	病害虫・病原微生物の侵入を防止する。				
	使用資器材	① 廃鶏業者の運搬車				
		準備作業 ⇒ 本作業 ⇒ 後作業				
	【準備作業】					
	① 700 日齢前後で日程を調整し、廃鶏業者に依頼する。					
	【本作業】					
現状実施	② 廃鶏業者の作業により廃鶏を食鳥処理場へ搬出する。					
手 順	③ 出荷伝票にサインする。					
	④ 死鶏があった場合は、死鶏処理マニュアルに従って処理する。					
	【後作業】					
	⑤ 廃鶏出荷を記録し、出荷伝票写しをファイルする。					
関連する	廃鶏出荷記録簿	算、死鶏処理マニュアル				
文書・記録						

肉用鶏農場における文書化例

【例】1. フローダイアグラム

製品工程図



【例】 2. 日常作業及び定期・不定期作業整理表

製品名:肉用鶏			
日常作業項目	実施頻度	定期·不定期作業項目	実施頻度
20. 見回り	都度	26. 除糞	アウト後
21. 踏み込み消毒槽の薬	1回/日	27. 水洗	アウト後
液交換			
22. 事務所の清掃	1回/日	28. 消毒(1回目)	アウト後
23. 温•湿度、換気管理	都度	29. 消毒(2回目)	アウト後
24. 手指消毒槽の	1回/日	30. 煙霧消毒	アウト後
薬液交換			
25 死亡・淘汰鶏の除去	1回/目	31. 鶏舎周辺の清掃	都度
		32. 除草	都度
		33. ネズミ駆除	都度
		34. 害虫駆除	都度
		35. IBDフクチン接種	3週齢時
		36. ND ワクチン接種	1週齢時と3週齢時

【例】3. 鶏舎の清掃・水洗・消毒 検査記録

1) 鶏舎目視検査	適	不適	日 付: 責任者:	
2)器具目視検査	適	不適	日 付: 責任者:	
3)細菌検査	サルモネラ菌:	: 10 未満 10 以 陰性 陽性 年 月 日 受		
処置記録		日付:		責任者:

【例】4. 工程内作業分析シート					整理 No. 製 品 名	1 ブロイラー
作 成 日 (最終更新日)	年	月	日	作成者		(FI)
現場確認日	年	月	日	確認者		
承 認 日	年	月	日	責任者		

初生雛の受け刀	(h					
T10 0 0 11						
工程の目的	健康な初生雛の受け入れと適	切な飼育開始				
目 的 阻 害	農場内への疾病の持ち込み					
要因						
注 意 点	初生雛到着時の状態確認を確認	実に行う。				
	① ブルーダー	⑥ 餌				
	② 給水ダルマ	⑦ 餌付け箱				
使用資器材	③ 給水ニップル	⑧ ヒナコンテナ				
	④ チックガード	9 台車				
	⑤ チックマット					
	準備作業 ⇒ 本作業 □	〉後作業				
【準備作業】						
① ブルーダー	ーを設置し、導入前日より給温を	を開始する。 (季節による温度				
調整に注す	-る。)					
② 給水ダルマ	② 給水ダルマを設置する。					
③ 給水ニッフ	プルをセットする。					
④ チックガー	-ドとチップマットを設置し、措	散き餌を行う。				
⑤ 餌付け箱に	二餌を入れる。					
		ゲナを降ろし台車を使用して				
(8) 羽数(箱数)を飼育管理記録簿に記録しなる	がら雛をガード内に解放する。				
【後作業】						
⑨ ヒナコンラ	テナを搬出する。					
⑩ 雛の状態と	: 鶏舎内温度・湿度を観察し、賃	飼育管理記録簿に記録する。				
⑪ 羽数(箱数	な雛受け入れ伝票と照合し、	写しをファイルする。				
雛受け入れマニ	ニュアル、飼育管理記録簿、雛芸	受け入れ伝票				
	要 意 () () () () () () () () () (要 因 注 意 点 初生雛到着時の状態確認を確認 ① ブルーダー ② 給水ダルマ ③ 給水ニップル ④ チックガード ⑤ チックマット 準備作業 ① ブルーダーを設置し、導入前日より給温を調整に注する。) ② 給水ダルマを設置する。 ③ 給水ニップルをセットする。 ④ チックガードとチップマットを設置し、指 ⑤ 餌付け箱に餌を入れる。 【本 作 業】 ⑥ 到着前にガード内の温度を確認する。 ⑦ チックバンが農場に到着したら、ヒナコン鶏舎内に搬入する。 ⑧ 羽数(箱数)を飼育管理記録簿に記録しなる。 				

【例】	5.	一种	小作業	分析シ	/ —	整理 No.	1 8
T Day	υ.	_L_(±:	1115	י ועינג:	1.	製品名	ブロイラー
作 成 (最終更新日)		年	月	П	作成者		(II)
現場確認日	∃	年	月	日	確認者		
承 認 [3	年	月	日	責任者		(II)

対象工程	選別・出荷				
	工程の目的	薬剤残留のない健康な鶏の出荷			
	目 的 阻 害	1. 薬剤残留			
	要 因	2. 伝染性疾患の外部への蔓延			
工程の内容	 注	1. 無薬飼料への切り替え確認実施			
		出荷時の鶏の状態確認実施 ホッパー			
	 使用資器材	① パッパー② レール			
	区川县市内	③ コンテナ			
	<u> </u>	準備作業 → 本作業 → 後作業			
現 状 実 施 手 順	② 出荷前日と 録する。③ 食鳥処理子 を上げて、【本 作 業】④ 出荷業者が ⑤ 業者が鶏を ⑥ 出荷羽数	は、出荷業者と定めた出荷計画を確認する。 出荷当日の朝に鶏の健康状態を観察し、飼養管理記録簿に記 定時間の12時間前までに餌モーターの電源を切りホッパー 飼料給与を終了する。 ご到着したら、レール・コンテナを鶏舎内に入れる。 ニコンテナに入れ、レールに乗せて出荷用運搬車に運ぶ。 (箱数)を確認し、出荷伝票を受け取る。			
関連する	⑦ 業者が運搬車で食鳥処理場へ運搬する。【後 作 業】⑧ 鶏舎から出荷用レールを撤去する。⑨ 死鶏が残された場合は、死鶏処理マニュアルに従って処理する。飼育管理記録簿、出荷伝票、死鶏処理マニュアル				
文書・記録					

	【例		6.	日常	的作業分	が析シ	ート	整理 No. 製 品 名	2 5 ブロイラー
作(最	成 終更新 l	月∃)		年	月	日	作成者		(F)
現場	易確 認	、日		年	月	日	確認者		(EII)
承	認	日		年	月	日	責任者		Ø

対象工程	死鶏、虚弱鶏の除去				
	工程の目的	死鶏、虚弱鶏からの感染症伝播を防ぐ。			
	目的阻害	死鶏、虚弱鶏の見逃しによる感染症の伝播			
	要因				
工程の内容	注意点	死鶏が多い場合や局所に集中している場合は、通報ルール に従う。			
	使用資器材	① 紙袋 ② 一輪車			
		準備作業 → 本作業 → 後作業			
	【準備作業】 ① 紙袋、一輪車を準備する。				
現 状 実 施 手 順	回収する。 ③ 一輪車で、 ④ 死鶏は死鶏 分する。	9鶏舎内に入り、死鶏及び元気がなく生育の悪い虚弱鶏を袋に それぞれの処理施設に搬出する。 湯処理マニュアル、虚弱鶏は虚弱鶏淘汰マニュアルに従って処 弱鶏の羽数を飼育管理記録簿に記録する。			
	⑦ 死鶏の羽数	別数が通常より多い場合は、管理獣医師に連絡する。 なが通常の倍又は局所に集中している場合は、通報ルールに従 管理獣医師、家畜保健衛生所に連絡する。			
関連する文書・記録	死鶏処理マニュ	アル、虚弱鶏淘汰マニュアル、飼育管理記録簿、通報ルール			

	【例		7.	定期	明作業分	析シ	ート	整理 No. 製 品 名	2 8 ブロイラー
作(最)	成 終更新	月)		年	月	日	作成者		(fi)
現場	易確 認	1 日		年	月	日	確認者		(FI)
承	認	日		年	月	日	責任者		印

対象工程	消毒(1回目)						
	工程の目的	出荷後の鶏舎内の有害微生物の消毒					
	目 的 阻 害 不充分な消毒による有害微生物の残存						
	要因						
 工程の内容	注 意 点	薬剤濃度の遵守					
		① 作業着、マスク、ゴーグル					
	使用資器材	②動力噴霧器					
		③ 発泡ノズル					
		④ カチオン系動物用殺菌消毒薬					
		準備作業 ⇒ 本作業 ⇒ 後作業					
	【準備作業】						
	① 除糞、水洗、乾燥が充分であることを目視確認する。不充分な場合はや						
	り直す。						
	② 消毒時の作業着、マスク、ゴーグルを着用する。						
	③ 動力噴霧器のホースに発泡ノズルを取り付ける。						
	= 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
	④ 貯水タンクに水500Lを貯水し計量カップで殺菌消毒薬10Lを正確に計量してタンク内に入れ、撹拌する。						
78 15 45 46	重しくダン	70円に入れ、規拝する。					
現状実施	.						
手 順	【本作業】						
	⑤ 動力噴霧器	のスイッチを入れ発泡ノズルを開き、泡状の消毒薬が出るこ					
	とを確認す	<i>⁻</i> る。					
	⑥ 鶏舎の天井→壁→床面の順で消毒薬を満遍なく散布する。						
	【後作業】						
	⑦ 作業日報に記録する。						
	⑧ 一昼夜乾燥する。						
関連する	洗浄消毒管理手	手順書(SSOP-3)、作業日報					
文書・記録							
I							

【例】	3. 不定	整理 No. 製 品 名	3 3 ブロイラー			
作 成 日 (最終更新日)	年	月	日	作成者		(FI)
現場確認日	年	月	日	確認者		(FI)
承 認 日	年	月	日	責任者		

対象工程	防鼠(ネズミの	駆除)			
	工程の目的	鶏舎内の防鼠による衛生管理(感染症の防止)と施設の保全			
	目 的 阻 害	1. 不充分な防鼠による感染症の発生、配線ケーブル等の破損			
	要因	2. 殺鼠剤による飼料の汚染			
		1. 飼料への混入がなく、作業者の安全を確保した正しい殺			
工程の内容	注 意 点	鼠剤の取扱いをする。			
		2. 日常の巡回時にラットサインを見逃さない。			
		① 殺鼠剤			
		② 殺鼠剤を混ぜるための油脂、魚肉、種子など			
		③ 作業着、マスク、ゴム手袋等			
	【游はまん光】	準備作業 → 本作業 → 後作業			
	【準備作業】				
	① 作業着、マスク、ゴム手袋を装着する。				
	② 殺鼠剤の説明書を参考に、油脂、魚肉等に混ぜた毒餌を作る。				
	【本作業】				
	③ 過去に鼠又はラットサインを発見した個所を中心に、毒餌を設置する。				
	④ 毒餌の設置個所以外の場所は整理整頓し、他の餌になるものや隠れやす				
	い場所のないようにする。				
現状実施	⑤ 設置後1週間は設置場所を観察し、毒餌を食べた跡がある場合は再度設				
手 順	置する。				
	⑥ 場内を巡回	し、鼠の死体を回収する。			
	【後作業】	hard to the like of the state of Art 1 are			
		個所を作業日誌に記録する。			
		設置した毒餌を回収する。			
		た痕跡、その後の鼠の生存状況などから殺鼠剤の効果を推測 鼠剤の種類を変更する。			
		取用の種類を変更する。 路を予測し、穴、隙間などがあれば侵入を防ぐよう補修する。			
		purc 1 Mi C(1)((b)(lift)な C M のM Mi MX)(で Mi (A)(A) 「間 lift) (A)			
 関連する	 殺鼠剤の説明書	·、作業日報			
文書・記録					

第4章 一般的衛生管理プログラムの確立とHACCP 計画の作成

HACCP チームは、次の手順により定める衛生管理システムの基礎となる一般的な衛生管理プログラム(以下「一般的衛生管理プログラム」という)を確立するとともに HACCP 計画を作成し、それに基づく活動を実施し、運用し、その有効性を確実にしなければならない。

1. 一般的衛生管理プログラムの確立

HACCP チームは、安全な家畜又は畜産物の生産を行うため、次により、一般的衛生管理プログラムを確立しなければならない。

- (1) 一般的衛生管理プログラムを確立する場合、家畜伝染病予防法第12条の3に基づく飼養衛生管理基準を基礎とし、適切な情報(法令・規則、家畜衛生管理ガイドライン、コーデックス委員会の「食品衛生の一般原則に関わる規則」及び「危害要因分析必須管理点(HACCP)システム及びその適用のためのガイドライン」等)に基づくものとすること。特に次の事項については、病源体の侵入防止の観点から効果的に実施されるよう、その作業手順に留意すること。
 - ①農場に立ち入る者の制限
 - ②農場に立ち入る者の更衣・作業 靴の履き替え・消毒
 - ③農場に持ち込む物品及び農場内に出入りする車両の制限・処理・管理
 - ④給与水、飼料、敷料等の処理・管理
 - ⑤導入家畜の健康状態の確認・管理
 - ⑥農場への野生動物の侵入防止措置
 - ⑦衛生管理区域内への愛玩動物の持ち込み及び当該区域内での飼養の禁止
 - ⑧農場域内の整理整頓及び消毒
- (2) 管理方法は、<u>第3章で作成した文書や</u>、作業手順書、作業マニュアル等の文書により定めること。それぞれの一般的衛生管理プログラムは、第Ⅱ部の畜種別衛生管理 規範を参考にすること。
- (3) 一般的衛生管理プログラムに基づく作業が適切に行われているか否か、作業後の様態 や効果についてのモニタリングの必要性を検討し、モニタリングを行う場合には、その 記録の方法を明確にすること。
- (4) 一般的衛生管理プログラムの検証は、計画的に実施され、検証結果に基づき、必要に応じて修正すること。また、当該検証及び修正は記録し、当該記録は保持すること。
- (5) 一般的衛生管理プログラムの維持管理のための活動は、文書化すること。

【解説】

1. 一般的衛生管理プログラムは、ISO22000 では前提条件プログラム (Prerequisite Program) と呼ばれるもので、HACCP を構築するための土台となるものです。農場 HACCP では、第1章~第3章で構築してきたマニュアルやルールに加え、第4章の危害要因分析、第5章の教育・訓練、第6章の検証・分析・システムの更新までの、ほぼすべての部分がこれにあたります。

- 2. 飼養衛生管理基準の改正により衛生管理マニュアルの作成や記録について細かく規定され、農場 HACCP 認証基準もこれに合わせて改正されました。農場 HACCP では、一般的衛生管理プログラムを確立する場合に飼養衛生管理基準を基礎とすることが規定されていますので、各農場の構築したシステムが飼養衛生管理基準のすべてに対応できているかについて、対応表などを作成することで確認します。 (例示 P86~91)
- 3. 対応表の作成など、この項に関する実際の作業は、農場 HACCP システムの構築がほぼ出来 上がった最終段階で実施することとなります。
- 4. 認証基準の改正で、一般的衛生管理プログラムを確立する場合に、特に、次の事項について効果的に実施されるよう、その作業手順に留意するとされたことから、項目の漏れがないかを確認します。
 - ① 農場に立ち入る者の制限
 - ② 農場に立ち入る者の更衣・作業 靴の履き替え・消毒
 - ③ 農場に持ち込む物品及び農場内に出入りする車両の制限・処理・管理
 - ④ 給与水、飼料、敷料等の処理・管理
 - ⑤ 導入家畜の健康状態の確認・管理
 - ⑥ 農場への野生動物の侵入防止措置
 - (7) 衛生管理区域内への愛玩動物の持ち込み及び当該区域内での飼養の禁止
 - ⑧ 農場域内の整理整頓及び消毒
- 5. 対応表などで確認した結果、飼養衛生管理基準に充分に対応しきれていない部分があった場合には、作業分析シート、マニュアル、ルールなどを追加作成して補充します。この作業は、農場の構築した衛生管理システムの完成度を図る一つの指標となります。そのため、実際の構築においては仕上げの段階で実施することとなります。
- 6. 第4章1. (3) において、一般的衛生管理プログラムに基づく作業が適切に行われている か否か、作業後の様態や効果についてのモニタリングの必要性を検討することとされている が、例えば、(1) で示された①~⑧の作業項目を手始めに、その中から、作業の適切性、作 業の効果について確認するためのモニタリングを行う必要性がある作業項目を選定し、更に、 その場合の具体的な記録の方法等について検討する等の試みが行われているかを確認します。
- 7. 一般的衛生管理プログラムの検証は第6章1. 内部検証 2. 情報の分析で、検証結果に基づく修正および更新は第6章3. 衛生管理システムの更新で実施することができます。
- 8. 農場が遵守すべき法令等は、「食品衛生法」「と畜場法」「動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令」「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」など、多岐にわたっています。
 - 法令等は一部が改正されたり、附則が付けられることも多く、農場がこれらのすべてについて把握するのは、困難なことであると思われます。これらを遵守するためには、家畜保健衛生所からの最新情報を常に把握し、指導を受けることが重要です。

飼養衛生管理基準(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊:令和3年9月24日公布(一部猶予期間あり))と 一般的衛生管理プログラム対応表(例)

	T	ַ װַצַּםטוּ <u>.</u>	射生管埋フロクフム対応表(例) □	
		飼養衛生管理基準	キーワード	一般的衛生管理プログラム等対応
		1 家畜の所有者の責務	 家畜伝染病発生予防まん延防止 関係法令順守 農場の防疫体制構築 地域の同業者、関係者との協力 所有者以外の飼養衛生管理者の責務 	衛生管理方針、特定事項への備え 衛生管理方針、その他全般 危害要因分析、工程一覧図・作業分析シート・ 平面図動線図の作成等 4. 外部コミュニケーション 5. 組織図、役割と権限の文書化
		2 家畜防疫に関する最新情報の把 握及び衛生管理の実践	1. 家保の情報を必ず確認 2. 家保の講習会に出席 3. 農水省ウェブサイト閲覧 4. 防疫体制・飼養衛生管理状況の定期的な点検・改善 5. 衛生対策設備の平面図等 6. 家保の検査・指導	1. 外部コミュニケーション記録 2. 教育・訓練等 3. 外部コミュニケーション記録 4. 内部検証、情報の分析、衛生管理システムの更新 5. 平面図・動線図作成 6. 外部コミュニケーション記録
	人に関する事項	3 飼養衛生管理マニュアルの作成及 び従事者等への周知徹底 (令和4年2月施行)	1. 各種衛生対策マニュアルの作成 2. 獣医師等専門家の意見反映 3. 従事者へのマニュアル (冊子配布・看板) と 家畜伝染病予防の周知 4. 外部事業者へのマニュアル (冊子配布・看板) と家畜伝染病予防の周知	1. 飼養衛生管理マニュアルの作成 2. 構築指導、内部検証(外部専門家) 3. 作業分析シート等の文書化と教育・訓練 4. 外部コミュニケーションの徹底
I 家畜防疫に関する基本事項	項	4 記録の作成及び保管	1. 記録の作成及び保管(1年間以上) 2. 詳細な入場者記録 3. 観光牧場等での入場者管理 4. 従事者の海外渡航歴 5. 導入家畜の情報 6. 出荷畜の情報 7. 健康観察記録・治療記録 8. 家保・管理獣医師の指導記録	1. 文書、記録に関する要求事項 2. 入場者マニュアル、外部コミュニケーション 3. 家畜防疫員の指導記録 4. 従事者の衛生マニュアルと記録 5. 導入家畜の危害要因分析と記録 6. 出荷記録と外部コミュニケーション 7. 健康観察記録・治療記録 8. 家保・管理獣医師の指導記録
基本事項		5 大規模所有者が講ずる措置 (令和 4 年 10 月施行)	 特定症状 家保への通報ルール 畜舎ごとの飼養衛生管理者 	1. 教育・訓練 2. 特定事項への備え、通報ルール作成
		6 獣医師等の健康管理指導	1. 健康管理指導	1. 管理獣医師等の指導記録
		7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	1. 大臣指定地域の追加措置 (管理基準 14.21.の徹底)	1. 入場者ルール (他の畜産施設立入者のシャワー in等) 及び危害要因分析 (大臣指定地域の原材 料の可否(家保指導))
	飼養環境に関する事項	8 衛生管理区域の設定	1. 衛生管理区域の設定 2. 区域の明確化 3. 消毒・衣服靴の交換を行わずに行動する範囲の網羅 4. 出入口の最少化、原材料の持込み・死体の持出し場所の境界位置への設置	1. 衛生管理区域の設定 2.3.4. 衛生管理区域、清浄度区分を明確にした平 面図の作成と交差汚染防止のための動線の確認 及び死亡畜保管場所等の再検討
	関する	9 放牧制限の準備 (令和3年10月施行)	1. 放牧の停止又は制限	1. 放牧停止時、出荷制限時の畜舎の確保
	事項	10 埋却等の準備	1. 死亡畜の埋却用地、焼却、化製	1. 埋却用地の明確化(平面図等)、家保の指導記録等
		11 愛玩動物の飼育禁止	 1. 猫等愛玩動物禁止 2. 観光牧場等での飼育場所限定 	1. 飼養衛生管理マニュアル等への記載 2. 飼育場所と交差汚染対策の明確化
	する事項	12 密飼いの防止	1. 密飼い	1. 家保、管理獣医師等の確認と指導の記録
Ⅱ 衛 生 管		13 衛生管理区域への必要のない者 の立ち入り制限	1. 立ち入り制限 2. 看板 3. 観光牧場	1. 入場者ルールの徹底と記録 2. 衛生管理区域の設定と看板設置 3. 規則作成、家畜防疫員の指導記録
Ⅱ衛生管理区域への病原体の侵入防止	人に関する事項	14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置	1. 他の畜産施設、大臣指定地域の立入者	1. 入場者ルールの徹底と記録、海外からの入国者 のシャワーin
病原体の侵	る事項	15 衛生管理区域に立ち入る者の手 指消毒等	1. 入退場者用消毒設備	1. 入場者マニュアルの徹底と記録、外部コミュニ ケーション
		16 衛生管理区域専用の衣服及び靴 の設置並びに使用	1. 衛生管理区域専用の衣服及び靴	1. 作業分析シート (飼養衛生管理マニュアル) の 作成と交差汚染防止の徹底
		i	i .	

	物品	17 衛生管理区域に立ち入る車両の 消毒等	1. 消毒設備 (車両) 2. 車両消毒 (運転席等の対策を含む)	1. 車両消毒設備の設置 2. 入退場車両ルールの徹底と外部コミュニケーション
		18 他の畜産関係施設等で使用した 物品等を衛生管理区域に持ち込む 際の措置	1. 他の畜産施設で使用した物品	1. 原則持込禁止のルールと消毒設備等
	物品に関する事項	19 海外で使用した衣服等を衛生管 理区域に持ち込む際の措置	1. 海外で使用した衣服及び靴	1. 入場者ルールへの記載と教育・訓練 (特に海外研修生等)
	項	20 飲用水の給与	1. 飲用に適した水	1. 水質検査記録、消毒(必要に応じて)
		21 安全な資材の利用	1. 大臣指定地域の農産物	1. 危害要因分析、家保の指導
	する事項	22 家畜を導入する際の健康観察等	1. 導入時の健康観察 2. 一定期間の隔離的管理	1. 導入時健康観察記録 2. 導入畜の作業分析シート及び記録
		23 畜舎に立ち入る者の手指消毒等	1. 消毒設備(入場者)	1. 消毒設備の設置、マニュアルの作成と教育・ 訓練
	人に関する事項	24 畜舎の入口における靴の交換又は消毒	1. 畜舎ごとの専用の衣服及び靴	1. 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置マニュア ル、交差汚染防止の動線図等
	物品に関	25 器具の定期的な清掃又は消毒	1.器具の清掃・消毒・1頭ごとの交換等	1. 注射針・人工授精器具等の消毒に関する作業分析シート及び記録
衛生管理区	物品に関する事項	26 畜舎外での病原体による汚染防 止	1. 必要のないものの持ち込み禁止	1. 飼養衛生管理マニュアル等への記載
Ⅲ衞生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	野生動物に関する事項	27 野生動物の侵入防止のための死 体の適正な保管	1. 死体の保管場所と野生動物の侵入防止	1. 死体保管場所の明確化 (平面図等) と死体保管 の作業分析シート等
9病原体による		28 給餌設備、給水設備等への野生 動物の排せつ物等の混入の防止	1. 野生動物の排泄物	1. 給餌・給水設備に野鳥・野生動物の排泄物混入 防止措置の作業分析シート及び記録
污染拡大		29 ねずみ及び害虫の駆除	1. ねずみ及び害虫の駆除	1. ねずみ及び害虫駆除の作業分析シート及び記録
止	飼養環境に関する	30 衛生管理区域内の整理整頓及び 消毒	1. 機材等の整理整頓 2. 除草	1. 機材等整理整頓マニュアル 2. 除草の記録等
	項に関する事	31 畜舎等施設の清掃及び消毒	1. 畜舎等の定期的な清掃・消毒	1. 飼養衛生管理マニュアルに基づいた清掃・消毒 とその記録
	する事項	32 毎日の健康観察	1. 毎日の健康観察 2. 出生・死亡状況の確認	1. 日常健康観察記録 2. 分娩記録、死亡畜記録
	人に関す	33 衛生管理区域から退出する者の 手指消毒等	1. 入退場者用消毒設備	1. 入場者マニュアルの徹底と記録、外部コミュニケーション
衛生	物品に関する事項	34 衛生管理区域から退出する車両 消毒	1. 消毒設備(車両) 2. 車両消毒(運転席等の対策を含む)	1. 車両消毒設備の設置 2. 入退場車両ルールの徹底と外部コミュニケーション
管理区域が	する事項	35 衛生管理区域から退出する物品 の消毒等	1. 家畜排泄物の付着又はおそれのある物品	1. 飼養衛生管理マニュアルに基づいた洗浄・消毒 とその記録
Ⅳ衞生管理区域外への病原体の拡散防止	家	36 家畜の出荷又は移動時の健康観 察	1. 家畜の出荷 2. 死体・排泄物の移動	1. 出荷の作業分析シート及び記録 2. 死体・排泄物移動の作業分析シート及び記録
)拡散防止	家畜に関する事項	37 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	1. 特定症状の家保への通報 2. 特定症状時の移動禁止	1. 家保への通報ルール 2. 特定事項への備え、教育・訓練
	事 項	38 特定症状以外の異状が確認され た場合の出荷及び移動の停止	1. 特定症状以外の異状 2. 監視伝染病でないことの確認まで移動禁止	1. 特定事項への備え、管理獣医師・家保との外部 コミュニケーション 2. 特定事項への備え、教育・訓練

飼養衛生管理基準 (豚:令和3年9月24日施行) と一般的衛生管理プログラム対応表 (例)

		飼養衛生管理基準	キーワード	一般的衛生管理プログラム等対応
		1 家畜の所有者の責務	1. 家畜伝染病発生予防まん延防止 2. 関係法令順守 3. 農場の防疫体制構築 4. 地域の同業者、関係者との協力 5. 所有者以外の管理者の責務	1. 衛生管理方針、特定事項への備え 2. 衛生管理方針、その他全般 3. 危害要因分析、工程一覧図・作業分析シート・ 平面図動線図の作成等 4. 外部コミュニケーション 5. 組織図、役割と権限の文書化
		2 家畜防疫に関する最新情報の把 握及び衛生管理の実践	1. 家保の情報を必ず確認 2. 家保の講習会に出席 3. 農水省ウェブサイト閲覧 4. 防疫体制・飼養衛生管理状況の定期的な点検・改善 5. 衛生対策設備の平面図等 6. 家保の検査・指導	1. 外部コミュニケーション記録 2. 教育・訓練等 3. 外部コミュニケーション記録 4. 内部検証、情報の分析、衛生管理システムの更新 5. 平面図・動線図作成 6. 外部コミュニケーション記録
	人に問	3 飼養衛生管理マニュアルの作成 及び従事者等への周知徹底	1. 各種衛生対策マニュアルの作成 2. 獣医師等専門家の意見反映 3. 従事者へのマニュアル (冊子配布・看板) と 家畜伝染病予防の周知 4. 外部事業者へのマニュアル (冊子配布・看板) と家畜伝染病予防の周知	1. 衛生管理マニュアルの作成 2. 構築指導、内部検証(外部専門家) 3. 作業分析シート等の文書化と教育・訓練 4. 外部コミュニケーションの徹底
I 家畜防疫に	人に関する事項	4 記録の作成及び保管	1. 記録の作成及び保管(1年間以上) 2. 詳細な入場者記録 3. 観光牧場等での入場者管理 4. 従事者の海外渡航歴 5. 導入家畜の情報 6. 出荷畜の情報 7. 健康観察記録・治療記録 8. 家保・管理獣医師の指導記録	1. 文書、記録に関する要求事項 2. 入場者マニュアル、外部コミュニケーション 3. 家畜防疫員の指導記録 4. 従事者の衛生マニュアルと記録 5. 導入家畜の危害要因分析と記録 6. 出荷記録と外部コミュニケーション 7. 健康観察記録・治療記録 8. 家保・管理獣医師の指導記録
家畜防疫に関する基本事項		5 大規模所有者が講ずる措置 ((3)は令和5年4月施行)	1. 特定症状 2. 家保への通報ルール 3. 畜舎ごとの飼養衛生管理者 4. 監視伝染病に備えた対応計画(死体の焼却又 (は埋却含む)	1. 教育・訓練 2. 特定事項への備え、通報ルール作成
		6 獣医師等の健康管理指導	1. 健康管理指導	1. 管理獣医師等の指導記録
		7 家畜伝染病の発生リスクの高まり に対する準備	1. 大臣指定地域(いのししCSF 陽性地域)の追加措置 (管理基準14.22.26.28.の徹底)	1. 入場者ルール (他の畜産施設立入者のシャワー in等)、危害要因分析 (大臣指定地域の原材料 の可否(家保指導))、飼養衛生管理マニュアル (畜舎ごとの専用衣服・靴、畜舎外での病原体 による汚染防止)
	飼養環境に関する事項	8 衛生管理区域の設定	1. 衛生管理区域の設定 2. 衛生管理区域境界の柵の設置 3. 消毒・衣服靴の交換を行わずに行動する範囲の網羅 4. 出入口の最少化、原材料の持込み・死体の持出し場所の境界位置への設置	1. 衛生管理区域の設定 2. 衛生管理区域境界柵の設置 3. 4. 清浄度区分を明確にした平面図の作成と交差 汚染防止のための動線の確認及び死亡畜保管場 所等の再検討
	関する事	9 放牧制限の準備 (令和3年4月1日施行)	1. 放牧の停止又は制限	1. 放牧停止時、出荷制限時の畜舎の確保
	項	10 埋却等に備えた措置 (令和6年4月施行)	1. 死亡畜の埋却用地、焼却、化製	1. 埋却用地の明確化(平面図等)、家保の指導記録等
		11 愛玩動物の飼育禁止	 猫等愛玩動物禁止 観光牧場等での飼育場所限定 	1. 衛生管理マニュアル等への記載 2. 飼育場所と交差汚染対策の明確化
	する事項	12 密飼いの防止	1. 密飼い	1. 家保、管理獣医師等の確認と指導の記録
■衛生管		13 衛生管理区域への必要のない者 の立ち入り制限	1. 立ち入り制限 2. 看板 3. 観光牧場	 1. 入場者ルールの徹底と記録 2. 衛生管理区域の設定と看板設置 3. 規則作成、家畜防疫員の指導記録
衛生管理区域への病原体の侵入防止	人に関する事項	14 他の畜産関係施設等に立ち入っ た者等が衛生管理区域に立ち入 る際の措置	1. 他の畜産施設、大臣指定地域の立入者	1. 入場者ルールの徹底と記録、海外からの入国者 のシャワーin
病原体の原	事項	15 衛生管理区域に立ち入る者の手 指消毒等	1. 入退場者用消毒設備	1. 入場者マニュアルの徹底と記録、外部コミュニ ケーション
受入防止		16 衛生管理区域専用の衣服及び靴 の設置並びに使用	1. 衛生管理区域専用の衣服及び靴	1. 作業分析シート又はマニュアルの作成と交差汚 染防止の徹底

		17 衛生管理区域に立ち入る車両の 消毒等	1. 消毒設備(車両) 2. 車両消毒(運転席等の対策を含む)	1. 車両消毒設備の設置 2. 入退場車両ルールの徹底と外部コミュニケーション
		18 他の畜産関係施設等で使用した 物品等を衛生管理区域に持ち込 む際の措置	1. 他の畜産施設で使用した物品	1. 原則持込禁止のルールと消毒設備等
	物品に関する事項	19 海外で使用した衣服等を衛生管 理区域に持ち込む際の措置	1. 海外で使用した衣服及び靴	1. 入場者ルールへの記載と教育・訓練(特に海外研修生等)
	する事項	20 飲用水の給与	1. 飲用に適した水	1. 水質検査記録、消毒(必要に応じて)
		21 処理済み飼料の利用	1. 食品循環資源	1. 定められた加熱の記録
		22 安全な資材の利用	1. 大臣指定地域の農産物	1. 危害要因分析、家保の指導
	関する事項	23 衛生管理区域への野生動物の侵 入防止	1. 野生いのしし生息区域	1. 防護柵の設置と定期的な破損状況の確認・修繕、 柵周囲の除草の記録
	する事項	24 家畜を導入する際の健康観察等	1. 導入時の健康観察 2. 一定期間の隔離的管理	1. 導入時健康観察記録 2. 導入畜の作業分析シート及び記録
		25 畜舎に立ち入る者の手指消毒等	1. 消毒設備(入場者)	1. 消毒設備の設置、マニュアルの作成と教育・ 訓練
	人に関する事項	26 畜舎ごとの専用の衣服靴の設置 並びに使用(大臣指定地域)	1. 畜舎ごとの専用の衣服及び靴	1. 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置マニュア ル、交差汚染防止の動線図等
衛生	事項 事項	27 器具の定期的な清掃又は消毒	1. 器具の清掃・消毒・1 頭ごとの交換等	1. 注射針・人工授精器具等の消毒に関する作業分析シート及び記録
- 垣区域内		28 畜舎外での病原体による汚染防止 (大臣指定地域)	1. 畜舎間家畜移動	1. 畜舎間通路、洗浄消毒済みケージ・リフトを使用する 作業分析シート、動線図
Ⅲ衞生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	野生動物に関する事	29 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	1. 防鳥ネット	1. 飼料保管庫、堆肥舎、死体保管場所に、編み目 2cm以下のネット設置と定期点検
病原体によ		30 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止	1. 野生動物の排泄物	1. 給餌・給水設備に野鳥・野生動物の排泄物混入 防止措置の作業分析シート及び記録
る汚ュ	項	31 ねずみ及び害虫の駆除	1. ねずみ及び害虫の駆除	1. ねずみ及び害虫駆除の作業分析シート及び記録
拡大防	関する	32 衛生管理区域内の整理整頓及び 消毒	1. 機材等の整理整頓 2. 除草	1. 機材等整理整頓マニュアル 2. 除草の記録等
 IE	関する事項飼養環境に	33 畜舎等施設の清掃及び消毒	1. 畜舎等の定期的な清掃・消毒	1. 衛生管理マニュアルに基づいた清掃・消毒とそ の記録
	する事項	34 毎日の健康観察	1. 毎日の健康観察 2. 出生・死亡状況の確認	1. 日常健康観察記録 2. 分娩記録、死亡畜記録
	る事項人に関す	35 衛生管理区域から退出する者の 手指消毒等	1. 入退場者用消毒設備	1. 入場者マニュアルの徹底と記録、外部コミュニケーション
IV 衛 生	物品に関する事項	36 衛生管理区域から退出する車両 消毒	1. 消毒設備(車両) 2. 車両消毒(運転席等の対策を含む)	1. 車両消毒設備の設置 2. 入退場車両ルールの徹底と外部コミュニケーション
管理区域	する事項	37 衛生管理区域から退出する物品 の消毒等	1. 家畜排泄物の付着又はおそれのある物品	1. 衛生管理マニュアルに基づいた洗浄・消毒とそ の記録
Ⅳ衛生管理区域外への病原体の拡散防止	Ė	38 家畜の出荷又は移動時の健康 観察	1. 家畜の出荷 2. 死体・排泄物の移動	1. 出荷の作業分析シート及び記録 2. 死体・排泄物移動の作業分析シート及び記録
体の拡散防	家畜に関する事項	39 特定症状が確認された場合の早期 通報並びに出荷及び移動の停止	1. 特定症状の家保への通報 2. 特定症状時の移動禁止	1. 家保への通報ルール 2. 特定事項への備え、教育・訓練
上	る事項	40 特定症状以外の異状が確認され た場合の出荷及び移動の停止	1. 特定症状以外の異状 2. 監視伝染病でないことの確認まで移動禁止	1. 特定事項への備え、管理獣医師・家保との外部 コミュニケーション 2. 特定事項への備え、教育・訓練

飼養衛生管理基準 (鶏その他家きん:令和3年9月24日公布(一部猶予期間あり)) と 一般的衛生管理プログラム対応表(例)

		飼養衛生管理基準	日生官理プログラム対応表(例 	一般的衛生管理プログラム等対応	
	人に関する事項	1 家きんの所有者の責務	1. 家きん伝染病発生予防まん延防止 2. 関係法令順守 3. 農場の防疫体制構築 4. 地域の同業者、関係者との協力 5. 所有者以外の管理者の責務	1. 衛生管理方針、特定事項への備え 2. 衛生管理方針、その他全般 3. 危害要因分析、工程一覧図・作業分析シート・ 平面図動線図の作成等 4. 外部コミュニケーション	
		2 家畜防疫に関する最新情報の把握 及び衛生管理の実践	1. 家保の情報を必ず確認 2. 家保の講習会に出席 3. 農水省ウェブサイト閲覧 4. 防疫体制・飼養衛生管理状況の定期的な点検・改善 5. 衛生対策設備の平面図等 6. 家保の検査・指導	5. 組織図、役割と権限の文書化 1. 外部コミュニケーション記録 2. 教育・訓練等 3. 外部コミュニケーション記録 4. 内部検証、情報の分析、衛生管理システムの更新 5. 平面図・動線図作成 6. 外部コミュニケーション記録	
		3 飼養衛生管理マニュアルの作成及 び従事者等への周知徹底 (令和4年2月施行)	1. 各種衛生対策マニュアルの作成 2. 獣医師等専門家の意見反映	1. 衛生管理マニュアルの作成 2. 構築指導、内部検証(外部専門家) 3. 作業分析シート等の文書化と教育・訓練 4. 外部コミュニケーションの徹底	
I 家畜防疫に関する基本事項		4 記録の作成及び保管	1. 記録の作成及び保管(1年間以上) 2. 詳細な入場者記録 3. 観光牧場等での入場者管理 4. 従事者の海外渡航歴 5. 導入家きんの情報 6. 出荷家きんの情報 7. 健康観察記録・治療記録 8. 家保・管理獣医師の指導記録	1. 文書、記録に関する要求事項 2. 入場者マニュアル、外部コミュニケーション 3. 家畜防疫員の指導記録 4. 従事者の衛生マニュアルと記録 5. 導入家きんの危害要因分析と記録 6. 出荷記録と外部コミュニケーション 7. 健康観察記録・治療記録 8. 家保・管理獣医師の指導記録	
争項		5 大規模所有者が講ずる措置	1. 特定症状 2. 家保への通報ルール 3. 畜舎ごとの飼養衛生管理者 4. 監視伝染病に備えた対応計画(死体の焼却又 は埋却含む)	1. 教育・訓練 2. 特定事項への備え、通報ルール作成	
		6 獣医師等の健康管理指導	1. 健康管理指導	1. 管理獣医師等の指導記録	
	飼養環境に関する事項	7 衛生管理区域の設定	1. 衛生管理区域の設定 2. 柵の設置 3. 消毒・衣服靴の交換を行わずに行動する範囲の網羅 4. 出入口の最少化、原材料の特込み・死体の特出し場所の境界位置への設置	1. 衛生管理区域の設定 2. 柵の設置 3. 4. 清浄度区分を明確にした平面図の作成と交差 汚染防止のための動線の確認及び肢体保管場所 等の再検討	
		8 埋却等の準備 (令和4年10月施行)	1. 家きん死体の埋却用地、焼却、化製	1. 埋却用地の明確化(平面図等)、家保の指導記 録等	
		9 愛玩動物の飼育禁止	1. 猫等愛玩動物禁止 2. 観光牧場等での飼育場所限定	1. 衛生管理マニュアル等への記載 2. 飼育場所と交差汚染対策の明確化	
	関する事項家きんに	10 密飼いの防止	1. 密飼い	1. 家保、管理獣医師等の確認と指導の記録	
п		11 衛生管理区域への必要のない者の 立ち入り制限	1. 立ち入り制限 2. 看板 3. 観光牧場等	1. 入場者ルールの徹底と記録 2. 衛生管理区域の設定と看板設置 3. 家畜防疫員の指導記録	
衛生管理区	人に関する事項	12 他の畜産関係施設等に立ち入った 者等が衛生管理区域に立ち入る際 の措置	1. 他の畜産施設等立入者	1. 入場者ルールの徹底と記録、海外からの入国者 のシャワーin	
衛生管理区域への病原体の侵入防止		13 衛生管理区域に立ち入る者の手指 消毒等	1. 入退場者用消毒設備	1. 入場者マニュアルの徹底と記録、外部コミュニケーション	
の侵入防止	BP	14 衛生管理区域専用の衣服及び靴の 設置並びに使用	1. 衛生管理区域専用の衣服及び靴	1. 作業分析シート又はマニュアルの作成と交差汚染防止の徹底	
正	関す物 15 衛生管理区域に立ち入る車両の消 事に 項 寿等		1. 消毒設備(車両) 2. 車両消毒(運転席等の対策を含む)	1. 車両消毒設備の設置 2. 入退場車両ルールの徹底と外部コミュニケーション	

		16 他の畜産関係施設等で使用した物 品等を衛生管理区域に持ち込む際 の措置	1. 他の畜産施設で使用した物品	1. 原則特込禁止のルールと消毒設備等	
		17 海外で使用した衣服等を衛生管理 区域に持ち込む際の措置	1. 海外で使用した衣服及び靴	1. 入場者ルールへの記載と教育・訓練 (特に海外研修生等)	
		18 飲用水の給与	1. 飲用に適した水	1. 水質検査記録、消毒(必要に応じて)	
	関する事項	19 家きんを導入する際の健康観察等	1. 導入時の健康観察 2. 一定期間の隔離的管理	1. 導入時健康観察記録 2. 導入畜の作業分析シート及び記録	
	人に関する事項	20 家きん舎に立ち入る者の手指消毒 等	1. 消毒設備(入場者)	1. 消毒設備の設置、マニュアルの作成と教育・訓練	
	うる事項	21 家きん舎ごとの専用の衣服靴の設置並びに使用	1. 家きん舎ごとの専用の衣服及び靴	1. 家きん舎ごとの専用の衣服及び靴の設置マニュ アル、交差汚染防止の動線図等	
皿衛	物品に関する事項	22 器具の定期的な清掃又は消毒	1. 器具の清掃・消毒	1. 器具等の清掃・消毒に関する作業分析シート及 び記録	
衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止		23 家きん舎外での病原体による汚染 防止	1. 必要のないものの持ち込み禁止	1. 衛生管理マニュアル等への記載 2. 飼育場所と交差汚染対策の明確化	
内における	野生動物に関する事項	24 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	1. 防鳥ネット	1. 飼料保管庫、堆肥舎、死体保管場所に、編み目 2cm以下のネット設置と定期点検	
病原体に		25 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止	1. 野生動物の排泄物	1. 給餌・給水設備に野鳥・野生動物の排泄物混入 防止措置の作業分析シート及び記録	
6る汚染拡		26 ねずみ及び害虫の駆除	1. ねずみ及び害虫の駆除	1. ねずみ及び害虫駆除の作業分析シート及び記録	
大 防止	事項の養環境に関する	27 衛生管理区域内の整理整頓及び消 毒	1. 機材等の整理整頓 2. 除草	1. 機材等整理整頓マニュアル 2. 除草の記録等	
		28 家きん舎等施設の清掃及び消毒	1. 家さん舎等の定期的な清掃・消毒	1. 衛生管理マニュアルに基づいた清掃・消毒とそ の記録	
	関する事項	29 毎日の健康観察	1. 毎日の健康観察 2. 孵化・死亡状況の確認	1. 日常健康観察記録 2. 孵化、死亡記録	
	事項 事項	30 衛生管理区域から退出する者の手 指消毒等	1. 入退場者用消毒設備	1. 入場者マニュアルの徹底と記録、外部コミュニケーション	
IV 衛 牛	物品に関する事項	31 衛生管理区域から退出する車両消毒	1. 消毒設備(車両) 2. 車両消毒(運転席等の対策を含む)	1. 車両消毒設備の設置 2. 入退場車両ルールの徹底と外部コミュニケーション	
管理区域表	する事項	32 衛生管理区域から退出する物品の 消毒等	1. 家きんの排泄物の付着又はおそれのある物 品	1. 衛生管理マニュアルに基づいた洗浄・消毒とそ の記録	
衛生管理区域外への病原体の拡散防止	家きんに関する事項	33 家きんの出荷又は移動時の健康観察	1. 家きんの出荷 2. 死体・排泄物の移動	1. 出荷の作業分析シート及び記録 2. 死体・排泄物移動の作業分析シート及び記録	
拡散防止		34 特定症状が確認された場合の早期 通報並びに出荷及び移動の停止	1. 特定症状の家保への通報 2. 特定症状時の移動禁止	1. 家保への通報ルール 2. 特定事項への備え、教育・訓練	
	る事項	35 特定症状以外の異状が確認された 場合の出荷及び移動の停止	1. 特定症状以外の異状 2. 監視伝染病でないことの確認まで移動禁止	1. 特定事項への備え、管理獣医師・家保との外部 コミュニケーション 2. 特定事項への備え、教育・訓練	

2. 危害要因分析(原則1)

HACCP チームは、次により、すべての原材料及び作業工程に存在する危害を列挙し、予防手段を文書化すること。当該文書は、保持し、必要に応じて更新しなければならない。

(1) 危害の列挙

すべての原材料及び作業工程に危害となる要因が存在するか否かを、適切なワークシートを用いて列挙すること。当該ワークシートは、保持し、更新しなければならない。

(2) 危害の特定と予防手段

危害が存在するとしたそれぞれの原材料及び作業工程について、危害に対する管理手段を一般的衛生管理プログラム又はHACCP計画で管理するかを選択すること。

管理手段の選択は、次の基準により決定しなければならない。

- ① 起こる可能性のある生物的、化学的、物理的危害がこの工程に存在するか又は入る可能性があるか。
- ② 管理条件によりその危害は増大するか又は制御されるか。
- ③ 発生頻度や重篤性からみてその危害は、HACCP 計画で扱うほど重要か又は一般的衛生管理プログラムで管理可能か。
- ④ HACCP 計画又は一般的衛生管理プログラムで扱うとした理由は何か。
- ⑤ 危害を予防、排除又は減少させる実施可能で効果的な制御手段があるか、具体的にどのような手段か。

危害要因分析の過程で一般的衛生管理プログラムの修正・改善の必要性が生じた場合は、修正すること。

【解説】

- 1. 第1章~第3章で作成した文書に基づいて、危害要因分析を実施します。 原材料・資材リストに記載したすべての原材料・資材及び工程内、日常・定期・不定期作業分析シートごとに「生物的・化学的・物理的な危害要因(ハザード)」の有無を、危害要因分析表を用いて洗い出します。
- 2. 生物的危害要因としては、サルモネラなどの病原細菌や人獣共通感染症、生乳の出荷基準を超えた細菌数などがあげられます。牛の飼養衛生管理基準には、新たに 36 家畜の出荷又は移動時の健康観察で「家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除く」ことが明記されました。これも、と畜場における食肉汚染を防ぐ意味で生物的危害要因となります。

化学的危害要因としては、抗生剤等の残留、生乳のパイプライン洗浄液の混入のほか、カビ毒も これに含まれます。

物理的危害要因としては、注射針の残留が挙げられます。豚では、給餌機のワイヤーの破片を豚が飲み込み、胃内に貯留した状態での出荷をリストアップする農場もあります。

- 3. 次に、抽出した危害要因について、一般的衛生管理プログラムで管理することができるか、CCP に 指定して HACCP 計画で管理するかを決めます。CCP は、その工程で低減もしくは制御しなけれ ば、摂食した人の健康に悪影響を及ぼす可能性があることを考慮して決定します。 選択基準は、上記認証基準第4章2.(2)①~⑤の事項に従います。
- 4. CCPを設定するのは、作業工程のみです。CCPを考慮しなければならないような原材料・資材は、 初めから導入してはなりません。また、ワクチンという原材料の危害要因とワクチン接種という作業 工程の危害要因は違いますので、混同しないように気を付けてください。
- 5. 人(消費者)だけでなく、家畜(家きん)に損失をもたらす疾病や事故の要因について危害要因分析 を実施することは、衛生管理上たいへん有効な手段です。生産性の向上に結びつくことから、実際に多くの農場で実施されています。これを実施する場合には、人への CCP 管理と混同しないように別の危害要因分析表を作成します。
- 6. 重篤性は、その危害が発生してしまった場合に消費者等へ与える影響の大きさで判断します。 頻度とは、「起こりやすさ(起こりうる可能性)」のことです。人為的ミスなどにより起こりうる可能性に ついて考慮します。

重篤性・頻度の評価は、○・一又は1・2・3などの数値化による分類の方法があります。

- 7. 危害要因を CCP に指定するかの判断は、重篤性と頻度を評価し、さらに管理手順によってその危害を充分に制御することができるかを考慮して決定します。制御することができない事象があった場合には、CCP とはなりません。また、重篤性が高いと判断した場合には、頻度が低くても CCP に指定することがあります。
- (例) 1. バルク乳温度の測定と記録(細菌増殖・腐敗の防止手順) = HACCP 計画で管理 【理由】バルク乳の腐敗は人の健康危害になりうる。また、クーラースイッチの入れ忘れなどにより、 発生する可能性も十分にある。

そのため、バルクタンク温度測定と記録という工程を必須管理点(CCP)とし、管理手順を HACCP 計画で明確化して、厳格に管理する。

- (例)2. 牛舎の清掃 = 一般的衛生管理プログラムで管理
 - 【理由】牛舎の清掃は衛生管理の基本であるが、清掃管理の不備が直接的に人の健康危害をもたらす可能性は低い。

このように、HACCP システムでは作業工程ごとの危害要因を判定し、厳格に管理すべきものと、一般的衛生管理プログラムで管理するものに分けて、メリハリをつける効率的な管理を目的とします。後の工程で危害要因を低減・制御できる場合は、危害要因分析表に、「後工程で管理」と表記しておきます。

8. ISO22000 では、加熱温度が基準に達しなかった製品はその場で廃棄又は再加熱を判断する、 異物の混入が発見された製品はその場で廃棄するなど、CCP 管理は即時的に対応することが 基本です。しかしながら、農場ではその場ですぐに危害要因を解決することのできない場合 があります。 注射針や抗生剤のように、使用する工程(治療、ワクチン接種など)とその危害要因を最終管理する工程(家畜・畜産物の出荷工程、搾乳工程など)が別工程となる場合には、危害要因分析表においてCCPの判定をする際に、CCPが発生し記録を取る工程にCCP1-1 又はCCP1-記録などとし、HACCP 計画を立てて最終的にそのCCP を管理する工程にCCP1-2 又はCCP1-計画などと整理することが推奨されます。HACCP 計画の文書は最終管理する工程で作成しますが、これによりCCPの発生から管理までを一体化した一つのHACCP 計画とする考え方が明確になります。

- 9. 危害要因分析には、家畜衛生や薬品の専門知識が必要な場合があります。農場内で判断がつかない場合は、積極的に外部の専門家に相談します。
- 10. 原材料・資材及び作業手順を変更した場合や、近隣で家畜伝染病(口蹄疫・豚熱等)の発生があった場合などは、その都度、原材料・資材リスト、フローダイアグラム、作業分析シートなどを見直し、危害要因分析の更新と現場確認を実施します。

【参考】CCPの例

参考例として示したものであり、これらに限定されるものではありません。また、これらをすべて CCP と判定しなければならないということでもありません。

乳用牛: 抗生物質等薬剤の残留、注射針の残留、バルク乳温度、パイプラインの切り替え、 牛の健康観察(サルモネラ・大腸菌 O-157 の汚染、乳房炎、体表に付着した 排泄物等の汚れ)

肉用牛: 抗生物質等薬剤の残留、注射針の残留、出荷牛の健康観察(サルモネラ・大腸菌 O-157 の汚染、体表に付着した排泄物等の汚れ)

豚: 抗生物質等薬剤の残留、注射針の残留、出荷豚の健康観察(サルモネラの汚染、 体表に付着した排泄物等の汚れ)

採卵鶏:鶏舎の洗浄・消毒(オールアウト後、サルモネラ)、抗生物質等薬剤の残留、 滞留卵の除去(死鶏処理時等)、雛・鶏の健康観察(サルモネラ等)、 出荷卵の温度管理(農場内集卵施設)

肉用鶏:鶏舎の洗浄・消毒 (オールアウト後、サルモネラ)、抗生物質等薬剤の残留、 異常鶏の淘汰 (サルモネラ等)、出荷鶏の健康観察 (サルモネラ)、

危害要因分析の例

1. 乳用牛

(いずれも危害要因分析表の一部です)

原料			危害要因の評価			危害要因の		
工程	危害要因の列挙	危害要因の特徴	重篤性	短害要因の大きさ (重篤性×頻度)		制御手段	PRP*	CCP**
******	**********		*****		************	**********	****	*****
	B: 生物的 微生物汚染	1-2 回のフィルター交換 忘れで、生乳への重度の 微生物汚染は起きない	1	2	2	フィルタ- 交換の確認・ 記録	0	
E-12	C: 化学的 なし							
ミルクフ ィルター の交換	P:物理的 異物の混入	フィルター交換を忘れて も、集乳車の3mmメッシュ で一定の異物除去はされ ている(さらに乳業会社で は超遠心装置クラリファ イアで制御している)	1	2	2	集乳業者/ 乳業会社への 確認・記録	0	
E-13	B:なし							
使用済みフィ	C:なし							
ル タ ー の廃棄	P:なし							
	B:なし							
E-14 パイプ ライン 切替	C: (ライン切替忘 れによる)酸·ア ルカリ洗剤のバ ルク乳混入	・乳等省令、ポジティブ リスト制度に抵触・手作業による切替の為、 起こる可能性も高い	3	2	6	目視確認・ 2名記名		CCP1
	P:なし							
E-15 パイプ	B: 微生物の生残 (不十分な洗浄)	自動洗浄プログラム (CIP) +次回搾乳前の前 殺菌工程により、洗浄不 全が起こる可能性は低い	2	1	2	洗浄実施の 確認・記録	0	
ライン の酸·ア ルカリ	C:酸·アルカリ洗 剤の残留	エア圧送+勾配により、 残留が起こる可能性は きわめて低い	1	1	1	洗浄実施の 確認・記録	0	
洗浄	P: 異物吸い込み	集乳車のメッシュ装置・ 乳業会社のクラリファイ アで制御できる	1	1	1	集乳業者/ 乳業会社への 確認・記録	0	

*: PRP=一般的衛生管理プログラム **: 複数の CCP がある場合は整理番号を付ける

【重篤性】

- 3 人への健康危害/牛群への著しい損害を(ほぼ確実に)ひき起こす/あきらかな法律違反となる
- 2 人への健康危害/牛群への著しい損害をひき起こす可能性が十分にある
- 1 人への健康危害/牛群への著しい損害をひき起こす可能性はきわめて低い

【頻度 (=起こりやすさ)】

1 発生する可能性は低い

【危害要因の大きさの管理】

3 過去に起こったことがある

 $9 \rightarrow \text{HACCP}$ 計画で管理

2 発生する可能性が十分にある

 $6 \rightarrow \text{HACCP}$ 計画、PRP のいずれかで管理(ただし PRP とした場合、記録は必須) 4 以下 \rightarrow PRP で管理(ただし、重篤性が 3 の場合には、CCP にする場合もある。)

2. 肉用牛

原料	危害要因の列挙	危害要因の特徴	危害要因の評価		危害要因の制御手段	CCPカ
工程			重篤性	頻度		
1. 素牛受入	B: 生物的 病原微生物の侵入	・素牛に感染(不顕性 感染)した病原微生 物を農場に侵入させ る可能性が高い。 ・最終出荷まで残存す る可能性もある。	0	0	・素牛導入マニュアルで管 理。 (ワクチン接種証明書の確認と 健康観察)	
	C: 化学的 なし					
	P: 物理的 注射針の残留	最終出荷まで残存する 可能性があり、最終消 費者への影響も強い。	0		繁殖農家からの品質保証 書の提出とその確認	
2. 7. 井戸水 受入·貯水	B: 生物的 病原微生物の混入	地下浸透により病原微 生物の混入のあった場 合は、牛への侵入が考 えられる。	0	_	水質検査手順書に基づき、 検査を実施し、陰性を確認 することで管理する。	
		貯水時の、野生動物を 介して病原微生物侵入 の可能性もある。			貯水タンク清掃手順の順 守で管理する。	
	C: 化学的 重金属の混入	重金属混入の可能性は 低いが、混入があった 場合は牛への侵入およ び最終消費者への移行 が考えられる。	0	1	水質検査手順書に基づき、 検査を実施し、基準値以下 であることを確認するこ とで管理する。	
	P: 物理的 なし					
3. 4. 5. 6	B: 生物的 病原微生物の混入	飼料の病原微生物によ る汚染の可能性がある。	0	_	供給者品質保証書の確認で管理する。	
前期・中 期・後 期・仕上 げ飼料受	病原微生物の増殖	飼料タンクの破損は野 鳥等の糞便による汚染 さらに微生物の増殖の 危険性がある。	0	0	飼料タンク保守点検チェ ックリストの順守で管理 する。	
入・保管		トラックや運転手から の病原微生物の汚染の 危険性がある。			飼料会社との契約書と 外来者衛生管理規定書の 順守により管理する。	
	C: 化学的 なし					

		I .				
	P: <mark>物理的</mark> なし					
12.	B: 生物的					
給水開始	なし					
	C: 化学的					
	なし					
	P:物理的	飲水量の不足により、			見回りチェックリストの	
	給水量不足で虚	牛の健康を損なう可能	0	0	活用により管理する。	
	弱牛の発生	性がある。			11/1/10 0 / 11/12 / 00	
17.	B:生物的 なし					
給餌開始	C: 化学的 なし					
	P: 物理的	給餌量の不足により、			見回りチェックリストの	
	給餌量不足で虚 弱牛の発生	牛の健康を損なう可能 性がある。	0	0	活用により管理する。	
18.	B:生物的 なし					
飼料切換	C: 化学的 なし					
(前期)	P: 物理的 なし					
23.	B: 生物的	餌切り時間が短く、腸				
餌切り	病原微生物の腸	管内容物が多量に残存			 工程内手順書(餌切り)お	
	内残留	する頻度は高いが、そ	_	0	上性的子順音(財別り)や よび出荷チェックリスト	
		のことが直接、食肉処			の順守で管理する。	
		理場での汚染につなが				
	- 11 3/11)	るものではない。				
	C: <u>化学的</u> なし					
	P: 物理的 なし					
22.	B: 生物的 なし					
選別	C: 化学的	牛肉中の抗菌剤残留は			HACOD FIRE A SHELL-	
	抗菌剤の残留	直接、最終消費者の健	0	0	・HACCP 計画-1の順守で	CCP1
		康危害になる。			管理する。	
	P:物理的	注射針の残留は、消費者	0	0	・HACCP 計画 — 2の順守で	
	注射針の残留	への重大な危害となる)	管理する。	CCP2

- 注1) 複数のCCP がある場合は、整理番号を付けること
- 注2) この危害要因分析表では「注射針の残留」や「抗生物質の残留」の危害に対し、「22. 選別」の工程を CCP として制御していますが、抗菌剤を使用する工程を CCP 1 とし、注射針を使用する工程を CCP 2 とし、 徹底管理し、「22. 選別」を一般的衛生管理プログラム (PP) で管理する方法もあります

3. 豚

原料	7. 克莱田 o 70%		危害要因の評価		在夕田田 かんぴゃ そこ	CCD 4
工程	危害要因の列挙	危害要因の特徴	重篤性	頻度	危害要因の制御手段	CCP カュ
原材料- 1. 母豚 (購入 母豚)	B: 生物的 病原微生物の 侵入	・病原微生物に感染した 豚を導入すると、重篤 な農場汚染を起こす可 能性がある。 ・しかし、導入元の衛生 管理状況の把握と、導入 時の一般的な健康状態 の確認(目視)で、十分に 頻度を低減できる。	0	_	・母豚(繁殖候補豚) の受け入れ手順書の 順守により管理。 ・供給元の品質保証の 確認 ・検査証明書(AD、PRRS) の確認 ・ワクチン接種記録の 確認	
	C: 化学的: なし					
原材料- 2. 精液 (自家 精液)	P: 物理的: なし B: 生物的 病原微生物の混 入	・採精・精液の調整過程で病原微生物が混入すると、母豚を介して、 豚群に繁殖障害、感染症を拡散させる可能性がある。 ・しかし、一般的な雄豚の健康管理と、衛生的な採精手順により、十分に頻度を低減できる。	0	_	下記の各手順書またはプログラムにより管理。 ・雄豚の健康管理 ・精液調整室の清掃・消毒手順書 ・採精と精液調整手順書 ・ワクチン、投薬プログラム	
	C: 化学的: なし					
原材料- 4. 配合飼料 (無薬 飼料)	P: 物理的: なし B: 生物的 病原微生物(特 にサルモネラ) の汚染	・飼料の病原微生物汚染 (特にサルモネラ)は、 重篤な農場汚染になり うる ・しかし、供給元からの 品質保証書の提示と、 配送時の一般的な衛生 管理により、十分に頻 度を低減できる。	0	_	・供給元の品質保証書 の確認 ・契約による衛生的な 輸送	
	C: 化学的 : カビ毒	飼料のカビ毒汚染が、家 畜や食肉の重度汚染につ ながる可能性は低い。(品 質保証書の確認で管理で きる)	_	_	・供給元の品質保証書 の確認	
	P: 物理的 : 異物の混入	飼料への異物混入が、家畜や食肉の重度汚染につながる可能性は低い。(品質保証書の確認と給与時の目視確認で管理できる)	_	_	・供給元の品質保証書の確認・目視確認	****

原料	危害要因の列挙	危害要因の特徴	危害要因	因の評価	危害要因の制御手段	CCP カゝ
工程			重篤性	頻度		
不定期一 3-1	************************************	^^^^	~~~~~~ 	****** 	^^^^	^^^^
ワクチン 接種	C: <mark>化学的</mark> ワクチンの劣化	使いかけの不活化ワク チンは、保存状態によ り劣化の恐れがある。	0	_	使用後は直ちに冷蔵保存 再使用の場合は劣化のな いことを目視確認 生ワクチンの残液は廃棄	_
	P: <mark>物理的</mark> 注射針の残留	発生頻度は低いが、残 留があった場合の危害 は重度である。			残留針はできるだけ除去 を試みる。除去不能な場 合は豚房記録簿に記録し 出荷選抜時にHACCP計画 で管理する。	CCP3- 記録
工程内 — 1-34. 出荷選抜	B: <u>生物的</u> 出荷豚のサルモ ネラが疑われる 臨床症状を示す 豚の出荷	チアノーゼ・重度の下 痢等、サルモネラ感染 が疑われる豚の出荷 は、発生頻度は低くて も、食品汚染(食中毒の 原因)になりうる。	0	_	・HACCP 計画により管理。・選抜時の目視確認 (チアノーゼ、重度の 下痢がないこと)・出荷管理記録へ観察所 見を記入	CCP1
	C: 化学的 出荷豚の 抗生物質等の残 留	休薬期間内の出荷は食品の危害となる。また、 人為的ミスにより発生するので、可能性(頻度)も高い。	0	0	・HACCP 計画により管理 ・治療記録、添加剤記録 により休薬期間を確認 ・出荷管理記録へ記入	CCP2- 計画
	P: 物理的 出荷豚の 注射針の残留	注射針残留豚は重度の 食品危害となる。また、 人為的ミスにより発生 するので、可能性(頻 度)も高い。	0	0	・HACCP 計画により管理 ・注射針残留の記録と 注射針残留豚の確認 (必要により、出荷先へ 連絡) ・出荷管理記録への記入	CCP3- 計画

- 注1) 複数のCCP がある場合は、整理番号を付けること
- 注2) 危害要因分析表では「抗生物質の残留」「注射針の残留」などの危害要因に対し、「工程内1-34. 出荷豚選抜」の最終的に危害要因を管理する工程で HACCP 計画を作成して制御することとし、それぞれ CCP2-計画、CCP3-計画と記載します。休薬期間のある薬剤を使用する工程を CCP2-1 又は CCP2-記録とし、注射針を使用する工程を CCP3-2 又は CCP3-記録とし、危害の発生する可能性があり、発生した場合に記録付けをする工程であること明確にします。危害が発生し記録する工程と最終的に管理する工程の連携により危害要因の管理が確実に実行されることを確認します。

4. 採卵鶏

原料 / 工程	危害要因の列挙	危害要因の特徴	危害要因	因の評価	危害要因の制御手段	CCP か
			重篤性	頻度		
大雛	B: 生物的 病原微生物	・大雛に感染(不顕性感染) する病原微生物を農場 に持ち込む可能性があ る。 ・卵を介して人への危害要 因となる可能性がある。	0	0	PP*「サルモネラ陰性 証明書」「ワクチン接 種証明書」の確認で 管理できる。	
	C:化学的 なし					
	P: 物理的 なし					
3. 飲用水	B: 生物的 病原微生物の混 入	・家畜への感染源になる可能性がある。・卵を介して人への危害要因となる可能性がある。	0	0	PP*「水質検査」で 管理できる。	
	C: 化学的 重金属の混入	立地場所で基準以下である	_	_	PP「水質検査」で管 理できる。	
	P:物理的 なし					
******	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		*****	*****	· ·	``````````````````````````````````````
18. 空舎後 の鶏舎 の水洗・	B: <u>生物的</u> 病原微生物残存	病原微生物残存による導入鶏への感染の可能性が 高い。 (=危害度が大きい)	0	0	・HACCP 計画で管理で きる。 (水洗・消毒の徹底)	CCP1
消毒	C: 化学的 消毒薬の残留	消毒薬摂取による障害は、 通常の水洗作業で防止で きる	0	_	PP「鶏舎の水洗手順」 で管理できる。	
	P: 物理的					
**********	 	 	*****	 	 	

*PP=一般的衛生管理プログラム

注) 複数の CCP ある場合は整理番号を付けること

5. 肉用鶏

原料				危害要	因の評価	危害要因の		
工程	危害要因の列挙	危害要因の特徴	重篤 性	頻度	危害要因の大きさ (重篤性×頻度)	制御手段	PRP*	CCP**
1 初生雛の 受入	B: <u>生物的</u> サルモネラ菌 の混入	・出荷まで残存し、 最終消費者まで影響を与える可能性 がある ・車両、運転手が持ち 込む可能性もある ・農場自体に常在化 し、毎回転、サル モネラ菌に汚染さ れる可能性がある	3	1	3	1. サルモネラ陰性証明書、ワクチン接種証明書の確認・記録 (受入チェックリスト) 2. 種鶏場との契約書 (衛生的な配送)、 外来者衛生規定書 の遵守	0	
	B: 生物的 垂直感染によ るウイルスの 侵入 C: 化学的なし	・家禽(群)の健康・生産性に大きく影響する(農場への重大な経済的損失をひき起こす)	3	1	3	1. 種鶏孵化場でのワクチン接種済み証明書の確認2. 種鶏場との契約書	0	
******	P: 物理的なし ************************************	~~~~	******	*****		 	*****	*****
16 飼料切替 (中期飼	B: 生物的なし C: 化学的 抗菌剤残留	・飼料タンクへの有 薬飼料残存は、出 荷後の鶏肉への薬	2	2	4	飼料切替マニュアルに従 って実施し、チェックリ	0	
料から休薬飼料)	P: 物理的なし	剤残留になりうる				ストで記録する		
****	**********	***********	****	***	************	***************************************	*****	****
18 選別·出	B: <u>生物的</u> サルモネラ感 染鶏の出荷	・人との共通感染症 の危険性がある ただし、出荷後の 食鳥検査・加熱調 理により、フード チェーン内でリス クは低減される	2	2	4	出荷時の健康観察手順書および健康チェックリストを確認に する管理	0	
荷	C: 化学的 抗菌剤の残留	・直接、最終消費者への健康危害になる ・医薬品、医療機器等 法(旧薬事法)・食品 衛生法に抵触する	3	1	3	薬剤使用履歴、飼料切替の記録を確認 →出荷チェックリスト(確認欄)に記名		CCP1
	P: 物理的なし							

^{*:}PRP=一般的衛生管理プログラム **:複数の CCP がある場合は整理番号を付ける

【重篤性】

- 3 人への健康危害/家禽(群)への著しい損害を(ほぼ確実に)ひき起こす/あきらかな法律違反となる
- 2 人への健康危害/家禽(群)への著しい損害をひき起こす可能性が十分にある
- 1 人への健康危害/家禽(群)への著しい損害をひき起こす可能性はきわめて低い

【頻度(=起こりやすさ)】

【危害要因の大きさの管理】

3 過去に起こったことがある $9 \rightarrow HACCP$ 計画で管理

2 発生する可能性が十分にある

6 もしくは重篤性が 3 → HACCP 計画、PRP のいずれかで管理

1 発生する可能性は低い

4 以下 → PRP で管理

3. HACCP 計画の作成

HACCP チームは、HACCP 計画を作成し、文書化し、保持し、必要に応じて見直さなければならない。 HACCP 計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)必須管理点(CCP)の決定(原則 2)

HACCP 計画によって管理しなければならない危害ごとに、必須管理点を明確にすること。また、 必須管理点に対する管理手段を決定しなければならない。

(2) 許容限界の決定(原則3)

必須管理点において、家畜・畜産物の安全性に対する危害が起きるのを予防、排除又は許容できる範囲内にするために、許容限界を決定すること。ただし、法規制で定められた値がある場合には、これに従わなければならない。

(3) 監視(モニタリング) 方法の確立(原則 4)

必須管理点において、許容限界が守られていることを、測定、観察、確認して記録するモニタリングの 手順及び方法を確立すること。

- ①モニタリングの手順及び方法では、<u>その対象事項、具体的な手順、方法及び実施の頻度</u>を定め、測定、観察及び記録付け並びに記録の確認を行う担当者を明確にすること。
- ②モニタリングを行う従事者は、適切に教育され、訓練されなければならない。
- ③モニタリングの記録は、保持されなければならない。
- (4) 是正措置の確立(原則5)

許容限界を逸脱した場合にとるべき措置として、以下の事項を確立すること。

- ①逸脱した状態で生産された家畜又は畜産物の分別と処理の方法(他用途への転用、 廃棄、その他)
- ②正常への復帰
- ③逸脱した原因の究明
- ④再発を防止するための対策

是正措置を行う際には、決裁権を有する責任者がそれに当たること。実行された一連の是正措 置は、記録し、保持しなければならない。

(5)検証方法の決定(原則6)

HACCPシステムがHACCP計画に従って実施されているかを確認するに当たり、検証の目的、方法、頻度もしくは間隔を定めた検証計画を作成し、これに基づき計画的・定期的に検証を行うこと。

検証では、以下の事項を確認すること。

- ①HACCP 計画が適正に運営されていることをモニタリング記録、是正措置の記録、現場の査察、従事者へのインタビューなどにより確かめること。
- ②危害要因分析への入力情報が更新され、危害要因分析が行われ、HACCP計画が有効で妥当なものであること。
- ③モニタリングに用いる機器が定められたとおりに整備されていること。
- (6) 文書化及び記録方法の確立(原則7)

文書化及び文書の管理、並びに記録付け及び記録の管理は、第7章1及び2に示す要件を 満たすこと。

【解説 1】: 3の(1)(2)(3)(4) について

危害要因分析により重大な危害要因が発生すると判定した工程を「必須管理点(CCP: Critical Control Point)」として、HACCP計画で管理します。

- (1) 必須管理点とは、その工程での管理が、家畜・畜産物の安全性確保のために必須であるもののことです。また、「危害ごとに」とは、例えば抗生物質を注射するという工程があった場合には、「抗生物質の残留」と「注射針の残留」という危害ごとに別の HACCP 計画を立てるということです。
- (2) 許容限界とは CCP において、家畜・畜産物の安全性が確保できる限界点です。許容限界の 決定は科学的あるいは法的な根拠に基づいて行います。なお、農場 HACCP は危害要因を 低減・制御することを目的としており、必ずしもゼロ・リスクは要求されません。
- (3) モニタリングとは、(2)の許容限界からの逸脱が起きていないかをリアルタイムで確認し逸脱を未然に防ぐもので、農場 HACCP では多くの場合、目視検査や記録の確認になります。誰が、何を、どのような頻度と手順でモニタリングするのか、具体的に決定することが重要です。また、モニタリング従事者はその CCP についての許容限界や制御方法 (例えば、抗生物質の休薬期間など) について教育・訓練を受けること、及び複数の要員を準備することが必要となります。
- (4) 修正・是正措置は、モニタリングの結果、許容限界の逸脱が確認された場合に、実施する対策のことです。まず、修正(応急的対応)によって安全性を確保した後、是正措置(原因究明と除去=再発防止)を行います。実際の流れは、下記のとおりです。
- ① 逸脱した状態で生産された家畜又は畜産物の分別と処理の方法(多用途への転用、廃棄、その他)
- ② 正常への復帰
- ③ 逸脱した原因の究明
- ④ 再発を防止するための対策
 - ·修正=応急的対応
 - (例) 畜産物の廃棄、出荷の停止、用途変更、正常への復帰確認
 - ・是正措置=再発防止措置(原因を究明し、その原因を除去すること)
 - (例) 新人の人為的ミス → 新人への再教育、新人の教育プログラムの改善送乳パイプライン切替え忘れが頻発 → 2名チェック体制に変更修正・是正措置では、誰が何をするか、誰が責任者かを文書化して明確にします。 (家畜・畜産物の取り扱いや HACCP 計画に習熟した従業員が、修正・是正措置に責任を持たねばなりません。)

このように、HACCP 計画では、1 つの危害要因ごとに許容限界の決定、モニタリング手順、修正・是正措置を例示($P106\sim P110$)のような「HACCP 計画表」に整理して、管理します。また、HACCP 責任者は、経営者を含めた農場の全員に HACCP 計画を周知させ、農場全体で取り組む必要があります。

解説 2】:3の(5)(6) について

1. HACCP 計画の検証

HACCP 計画での「検証」は、その工程で実施する作業や記録の検証だけではなく、HACCP 計画の前提となっている一般的衛生管理プログラム(作業工程)に対する検証も含まれます。例えば、注射針や薬剤の残留に関する HACCP 計画を「出荷選別」の作業工程で実施する場合には、実際に注射針・薬剤を使用する「治療」や「ワクチン接種」の作業工程での記録類も検証する必要があります。

このように、使用する工程(治療、ワクチン接種など)とその危害要因を最終管理する工程(家畜・畜産物の出荷工程、搾乳工程など)が別工程となる場合には、危害要因分析表において CCP の判定をする際に、CCP が発生し記録を取る工程に CCP1-1 又は CCP1-記録などとし、HACCP 計画を立てて最終的にその CCP を管理する工程に CCP1-2 又は CCP1-計画などと整理することが推奨されます。HACCP 計画の文書は最終管理する工程で作成しますが、これにより CCP の発生から管理までを一体化した一つの HACCP 計画とする考え方が明確になります。

必須管理点(CCP)における管理が適正に行われ、許容限界の逸脱が起きていないことを確認します。具体的には、定期的に検査記録を確認し、出荷先からの情報(クレームの有無)を確認することです。

また、検証は計画的に実施することが求められていることから、HACCP チームは検査の方法、頻度、もしくは間隔を定めた検証計画を作成(HACCP 計画書の中に検証計画が記載されている場合は別途作成する必要はなし)、定期的に検証を実施する必要があります。

(例)

・バルク乳の温度管理(CCP)

検証:搾乳チェックシートへのバルク乳温度の記載状況・月3回の生乳細菌数検査結果

・注射針の豚体内残留の管理(CCP)

検証:注射針管理簿・注射針残留記録・出荷伝票・食肉処理場からのクレーム情報の確認

HACCP 計画の検証には、例示 (P111) のような HACCP 計画検証記録用紙を用いて実施します。

- 2. CCP におけるモニタリングに機器類を用いる場合は、定期的な機器の校正(補正)が必要です。
 - (例) バルクタンク乳温管理(CCP)→バルクタンク温度計の定期的な校正(補正)が必要
- 3. 一般的衛生管理プログラムの検証
 - 一般的衛生管理プログラムが適正に運用されているかを、定期的に検証します。
 - 一般的衛生管理プログラムのうち、HACCP計画に直接関係のない作業や記録については、第6章の1. 内部検証及び2. 情報の分析の中で、全体の検証として実施することができます。
 - (例) 入場者記録簿、畜舎の清掃、場内の整理整頓・除草、衛生管理目標の達成度調査

	НΔ	C(CP 計画書	(到田	生の		文書番号 4-3-		
'		.00		(44)11	1 0	וניס	製品名	生乳	
作(最終	成 終更新	日 f日)	年	月	日	作成者		(FI)	
承	認	田	年	月	田	責任者			

工程(必須管理点)	E-14 パイプラインの洗浄側への切替						
作業場所	バルククーラー室						
危 害 要 因	酸・アルカリ洗剤のバルクタンクへの混入						
管 理 手 段	目視確認と搾乳チェックシートへの記名を2名体制で実施						
許 容 限 界	酸・アルカリ洗剤の混入がないこと						
モニタリング							
a) 何 を	パイプラインの洗浄側への切り替えを						
b) どのように	目視確認/搾乳チェックシートへの記名(2名)						
c)頻 度	搾乳終了後、酸・アルカリ洗浄の実施前(1日2回、朝夕)						
d)担当者	その日の搾乳担当者						
e)確認者	出荷責任者(農場長)が毎日の出荷前に日誌を確認し「パイプライン						
	切替」を含むチェック項目をすべて確認し、出荷 OK 欄にサインする						
	【修 正】洗剤を混入した、あるいは疑いがある場合 ・HACCP チーム責任者→農場長→経営者へ報告						
	・経営者(不在の場合は農場長)の決裁でバルク乳を廃棄						
不適合品の管理	・廃棄を出荷先(乳業メーカー)に報告する						
修正・是正措置	【是正措置】						
	・HACCP 委員会で再発防止策を検討する						
	(作業手順、設備、教育・訓練等)						
検証 (計画)							
a) 目 的	 ・逸脱のないこと、毎日の記名・出荷前確認が実施されていることの検証						
b) 方 法	・チェックシートの記名と責任者のサイン、出荷先からのクレーム情報						
	のないことを HACCP チーム会議で確認						
c)頻 度	・月1回						
≟ ∃ Δ⊐	搾乳チェックシート、HACCP チーム会議議事録						
記録	逸脱があった場合は是正措置報告書、出荷先への廃棄理由書						

	НΔ	C(CP 計画書	(肉田	生の	<i>伝</i> 门	文書番号	4 - 3 - 1	
.	ш				1 07	וניט	製品名	肉用牛	
作(最終	成 終更新	日 f日)	年	月	日	作成者			
承	認	日	年	月	田	責任者			

工程	(必須	頁管理	点)	22 出荷選別
作	業	場	所	肥育牛舎 出荷待ち牛のパドック
危	害	要	因	休薬期間のある薬剤の残留
				出荷担当者 2 名が出荷前日に出荷牛リストとパドック内の牛の個体識別
<i>5</i> -5€	TH	工	印几	番号を突合し、治療日誌、獣医師の指示書・ポジティブリスト、飼料添加
管	理	手	段	剤の記録を確認する。安全域として休薬期間を2週間経過した牛について
				出荷 OK とする。確認したことを出荷責任者がチェックする。
許	容	限	界	全薬剤について、休薬期間より2週間経過していること
モニ	タリ	ング		
a)	何	を		休薬期間を2週間経過していることを
b)	どの	りよう	に	出荷牛リストとパドック内の牛の個体識別番号を突合し、治療日誌、
				獣医師の指示書・ポジティブリスト、飼料添加剤の記録を確認するこ
				とによって
c)	頻	度		出荷毎の前日に
d)	担旨	当者		出荷担当者 2 名
e)	確認	忍者		出荷責任者 (農場長、不在の場合は指名された者)
				【修正】
				・モニタリング時に逸脱が判明した場合は、その牛を出荷牛パドックか
				ら出し別管理する
不通	合合	引の管	管理	・出荷後に逸脱が判明した場合は、直ちに食肉処理場へ連絡を取り、疑
修正	三 • 5	と 正指	普置	いのある牛については廃棄処分とする
				【是正措置】
				・経営者と HACCP チームを参集した対策会議を開催し、原因を究明
				して手順の見直し、担当者の教育・訓練等を実施する
検証	(計	画)		
a) 目	的		・逸脱のないこと、出荷毎の確認作業が確実に実施されていることの検証
b)方	法		・出荷牛のチェックが実施され確認された記録と出荷先からのクレーム
				情報の有無を HACPP 会議で確認
С)頻	度		・3 か月に1回
≑ □			録	出荷牛リスト、治療日誌、獣医師の指示書・ポジティブリスト、飼料
記			荻	添加剤の記録、HACPP 会議議事録

H ∆('('P ≥+ H =E ('('P3-≥+ H (P8(/)M))							文書番号 製品名	4-3-1	
作 (最 ²	成 終更新	日 f日)	2	年	月	日	作成者		
承	認	日	2	年	月	日	責任者		

工程(必須管理点)	1-34 出荷豚選別
作業場所	肥育豚舎 出荷豚パドック
危害要因	注射針の豚体内残留
凡 百 安 囚	・注射針管理簿、注射針残留記録簿、母豚カード(大貫を含む)から出
	荷候補豚に注射針残留疑い豚がいないことを確認する。
管 理 手 段	・残留疑い豚がある場合はイヤタグで個体を特定し、出荷伝票に注射針
	残留記録簿の写しを添付して、と畜場に伝達し金属探知を依頼する。
	・豚体内に残留針のないこと
許 容 限 界	
アーカリン が	・残留疑い豚を出荷する場合は、と畜場に個体情報を確実に伝達すること
モニタリング	山井阪の分別ないの大無
a) 何 を	出荷豚の注射針残留の有無
b) どのように	出荷豚のイヤタグ、注射針管理簿、注射針残留記録簿、豚房記録簿、
) 医 曲	母豚カードの残留針記録を照合確認する。
c)頻度	出帯の都度
d)担当者	出荷責任者
e)確認者	HACCP チーム責任者 〇〇 〇〇
	・残留疑い豚を出荷する場合は、注射針残留記録簿に記録のある残留疑
	い部位を出荷伝票に記載し、出荷先と畜場に申し送りする。
不適合品の管理	・注射針紛失等で個体が特定できず、疑いのあるすべての豚にタグを装着し
修正・是正措置	た場合は、その旨を出荷伝票に記載し、出荷先と畜場に申し送りする。
	【是正措置】
	残留疑い豚以外の出荷豚から残留針が発見された場合は、HACCPチー
	ム会議で原因の究明、手順の検討、作業員の教育・訓練等の再発防止
LA=- /=1\	策を取る。
検証(計画)	
a)目的	逸脱のないこと、逸脱時の修正・是正措置が規定通りに実施されたか
	の検証
b) 方 法	出荷時に注射針在庫管理簿、残留記録簿、母豚カードが確認され出荷
c)頻 度	伝票に正しく情報が記載されていること、及び出荷先のクレーム情報
	のないことを HACPP 会議で確認する。
	3か月に1回
記 録	注射針在庫管理簿、注射針残留記録、豚房記録簿、母豚カード、出荷
	伝票、出荷先からの連絡票、HACPP 会議議事録

	HA	C	CP 計画書	(採卵	鶏の	例)	文書番号 製品名	4-3-1
作(最終	成 終更新	月 f日)	年	月	日	作成者		(FI)
承	認	日	年	月	日	責任者		

工程(必須管理点)	日常作業3 健康観察及び死鶏の確認と除去
作 業 場 所	すべての鶏舎
危 害 要 因	滞留卵の出荷
管 理 手 段	死鶏を除去する際に、滞留卵も同時に除去し廃棄する
許 容 限 界	滞留卵が出荷されないこと
モニタリング	
a) 何 を	死鶏等に隠れている滞留卵を
b) どのように	目視で確認し、除去・廃棄する
	HACCP チーム責任者は、死鶏と滞留卵の数を記録する
c) 頻 度	1日1回 鶏の健康観察と死鶏の除去時に
d)担当者	鶏舎管理担当者
e)確認者	HACCP チーム責任者
不適合品の管理修正・是正措置	【修 正】 滞留卵が出荷卵に混入し判別不能となった場合は、疑いのある卵をす べて廃棄する 【是正措置】 HACPP 会議で作業手順、教育・訓練等の再発防止策を検討する
検証 (計画)	
a)目的	・逸脱のないこと、滞留卵数が記録され確認されていることの検証
b) 方 法	・死鶏数に比較して滞留卵数に変動がないかを確認する
	・GPセンターからのクレーム情報を確認する
c)頻 度	・月1回 HACPP 会議開催ごとに
記録	鶏舎ごとの作業日誌(死鶏・滞留卵数の記録)、GP センターからのクレーム情報、HACPP 会議議事録

	HA	C	 CP 計画書	(肉用	鶏の	例)	文書番号	4 - 3 - 1
			9- FI	(1 4/14) 41Q -	V 37	製品名	
作(最終	成 終更新	日 f日)	年	月	日	作成者		(FI)
承	認	日	年	月	田	責任者		

工程	(必須	頁管理	点)	18 選別・出荷
作	業	場	所	全鶏舎
危	害	要	因	出荷時の薬剤残留
管	理	手	段	出荷毎に動物用医薬品指示書、飼料・飼料添加剤の給与記録から休薬
B	生	一十	权	期間が経過していることを確認する。
許	容	限	界	出荷時に休薬期間が終了していること
モニ	タリ	ング		
a)	何	を		休薬期間が経過していることを
b)	どの	りよう	に	動物用医薬品指示書、飼料・飼料添加剤の給与記録から確認する。
c)	頻	度		出荷毎
d)	担	当者		出荷責任者
e)	確認	忍者		HACCP チーム責任者
				【修正】
				・出荷前に休薬期間が経過していないことが判明した場合は、出荷を延
				期し出荷先に連絡する。
不谙	合品	品の管	空理	・出荷後に判明した場合は、直ちに食鳥処理場に連絡し、疑いのあるロ
		是正抗		ットは廃棄とする。
	- /	11		【是正措置】
				・経営者は HACCP チーム、管理獣医師等を参集した再発防止の対策
				会議を開催し、モニタリング手順の是正担当者の教育・訓練等を検討
				する。
	: (計	,		
) 目	-		・逸脱のないこと、モニタリング記録と確認が実施されていることの検証
b)方	法		・モニタリング記録の記載状況と確認者のサイン、出荷先からのクレー
	\·			ム情報のないことを HACCP チーム会議で確認
С)頻	度		・月1回
記			録	モニタリング記録、動物用医薬品指示書、飼料・飼料添加剤の給与記
				録、HACCPチーム会議議事録

			HACCE	文書番号	4 - 3 - 3				
			IIACCI	製品名					
作(最終	作成日年月日作成(最終更新日)					作成者		(F)	
承	認	田		年	月	日	責任者		

【例】※毎月1回、HACCPチーム会議時に実施する。

実 施 日	
実 施 者	
	CCP1:注射針の残留に関する適正な管理の確認
目 的	CCP2:動物用医薬品の休薬期間に関する適正な管理の確認
	CCP3: 出荷時の健康観察の確実な実施の確認
	CCP1:注射針在庫管理簿、注射針残留記録、ワクチン接種記録、
検証する	母豚カード、出荷伝票
モニタリング記録	CCP 2:病豚治療記録、診療マニフェスト、出荷伝票
	CCP 3:出荷時健康チェック記録
見て割組の右無	※修正、是正が行われていた場合は、その事実を記載する。
是正記録の有無	
	注射針の在庫管理状況:整理整頓・先入先出
現 場 査 察	注射器の管理状況:水洗・煮沸・乾燥
先 場	医薬品の管理状況:整理整頓・先入先出・有効期限確認・保冷状況
	畜舎の状況:整理整頓清掃・記録台帳類の保管状況
	注射針管理担当者:
従事者	医薬品管理担当者:
インタビュー	
	出荷時健康検査担当者:
	有効性:※定めた手順が確実に実施され、記録に残されている。
検 証 総 括	妥当性:※危害要因の制御に充分効果的である。

第5章 教育·訓練

従事者に対し、次の要件を満たす教育・訓練が効果的に実施されていること。

1. 教育 : 訓練

HACCP チーム責任者は、従事者に対して衛生管理に関する基本的な知識、<u>第4章で定めた一般</u>的衛生管理プログラムに基づいた作業の手順及び方法、モニタリング、記録付けの方法、HACCP 計画、<u>是正措置</u>、その他一般的衛生管理プログラム並びに HACCP に関する知識・技能の維持向上を図るため教育・訓練を行うこと。

教育・訓練は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 従事者が自らの活動の持つ意味及び重要性を理解し衛生管理システムの効果的な運用に向けて自らがどのような貢献ができるかの認識を持たせるものであること。
- (2) 教育・訓練の目的、達成目標が明らかであり、その有効性が評価されるものであること。
- (3) 教育・訓練の効果を確認し、必要な力量が不足している場合にはその力量に到達することを目的とした再教育が実行されるものであること。
- (4) (1) から(3) までの事項が計画的に行われ、記録されるものであること。

2. 教育・訓練プログラム

HACCP チーム責任者は、教育・訓練担当者及び教育・訓練の対象者を明確にし、あらかじめ実施の時期を明確にし、スケジュール化して行うこと。なお、スケジュールを変更する場合は、その理由を記録しておかなければならない。ただし、教育・訓練は、外部の専門家に依頼することができる。

【解説】

1. すべての従事者に対して、衛生管理に関する基本的な知識、各々の担当する業務に相応する作業の目的、手順、モニタリング及び記録付けの方法などについて、必要な力量が持てるように教育・訓練プログラムを作成し、実施することが求められます。

HACCP チーム責任者には、衛生管理システム全体にわたる知識と力量が求められます。 HACCP チーム員にも、それぞれの担当部署に関してはこれと同等の力量が求められます。 HACCP 計画のモニタリング従事者には、モニタリング及び記録付けの方法、許容限界を超 えた場合の修正・是正措置に関する知識と力量が求められます。

一般の従事者は、それぞれの担当する作業だけでなく衛生管理方針や衛生管理目標についても理解している必要があります。

さらに、臨時雇用の方も含めたすべての従事者が、衛生管理区域、清浄度区分、交差汚染防止のための動線及び衣服・靴の交換、消毒等に関する知識を持ち、ルールが遵守されているかを確認します。

2. 従事者ごとに、力量判定評価を実施します。

例えば、素畜の受入作業担当者には、素畜受入時のチェック項目は何か、その項目の目的や 逸脱があった場合にはどのような事態が起きるか、などの知識と実践能力を確認します。 搾乳の担当者には、搾乳の手順、搾乳前作業・後作業の目的や搾乳機の点検方法などの知識 と実践能力を確認します。未達成者には、再教育を実施します。

- 3. 改正飼養衛生管理基準では、以下の項目についてマニュアル等を作成し従事者に教育・訓練を実施することが求められています。
- ① 農場内外におけるペットの飼養、狩猟等に関するルール
- ② 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- ③ 農場内への物品持込の注意事項及び禁止事項
- ④ 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
- ⑤ 入場者ルール及び防疫のための更衣と靴の交換
- ⑥ 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄・消毒の具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間
- (7) 特定症状を発見した場合の家畜保健衛生所への通報ルール
- 4. さらに、同基準では家畜保健衛生所等が開催する外部の講習会等に積極的に参加して、情報を収集することも求められています。

	1				Т								
-1			経営者	承認印									
5-2-1				3月									
				2月									
中	农	布		1月									
丰	떕	責任者 (HACC チーム P責任者)	時期	12 月									
×	黙	青 (HACC	施	11月									
		ш	の 実	10月									
		町	禁	9月									
		争	•	8月									
			骶	7月									
		III Pái	数	6月									
曲	恒	(1) 承認日		5月									
 	教目"訓樑夫烟 可回音	Œ		4月 [
	兩		- 1										
16			# 27 0 7	夫टिया									
			1	米 胍									
単サ〇〇	八	作成者											
			-{\cdot\}	位									
		ш	1 6	「原来ゥンア									
		町 111	1	教員・訓練0.7ド3谷									
		争	1	₹₩									
		田(田集)		₩ ⊕									
		作 成 日 (最終更新日)		× ×									
		4											

5 - 2 - 2		(iii)
文書番号	象品名	責任者
		Ш
		田
		年
		承認日
一个评任事	世上	(H)
		成者
	■	作员
	`	Ш
		田
		年
		作 成 日 (最終軍新日)

لم م を満たすためには、「力量判定評価表」等を作成することが必要となります。 『任者、CCP モニタリング従事者、一般の従業員、臨時職員などによって変わりま? 、空欄にせず「一」等を記入して評価対象でないことを示します。 章 1. 教育訓練 (3) の要件を)定項目は、HACCP チーム責任 :らない判定項目がある場合は、 (認証基準第5章 評価すべき判定 評価対象になり *

氏 名								
平成 年 月 日	判定項目							
判定実施日	्रता ⁻							

C: 未経験 5 B:Aの指導の下でできる (:半年以内 C→A:1年) (1148 力量判定 A:一人 本年度の管理目標 力量判定 (例)

C→A:1年以内

B→A

١		育	•	訓	練	中	1	告	書	文	書 番	号	5 - 2 - 3
4	赵	Ħ	•	別川	形木	輧	X	口	音	製	品	名	
作 (最終	成 終更新	日 斤日)		年	月	日	作	成	者				
承	認	日		年	月	日	責	任	者				

	1							
講習会等の名称								
主催者・講師等								
実施日時		年	月	日	時	分~	時	分
受講者名								
内容								
結果報告 (感想等)								

第6章 評価、改善及び衛生管理システムの更新

HACCP チーム責任者は、衛生管理システム全体を効果的に運用し、保持するため、次の事項について、それが効果的であり、有効なものであるかどうかを定期的に評価するとともに、改善を必要とする事項が見いだされた場合は、速やかに改善しなければならない。

1. 内部監査

衛生管理システムが効果的であり、有効なものであるかどうかを確認するため、以下に 従い、内部監査を実施しなければならない。

- (1) 内部監査員は、経営者又は経営者を代行する者により指名されること。
- (2) 内部<u>監査</u>は、<u>その</u>検証手順を明確にし、定められた間隔で、計画的に実施しなければならない。
- (3) 内部<u>監査</u>員は、衛生管理システムが妥当なものであるか、効果的に実施され、改善を要する事項は更新されているかを、インタビュー、文書・記録の点検、現場の観察によって検証しなければならない。
- (4) 内部監査員は、自らが所属する部署を検証することは避けなければならない。
- (5) 内部監査員に外部の専門家を参加させることができる。
- (6) 内部監査員は、内部監査の結果を内部監査報告書として文書化しなければならない。
- (7) 内部<u>監査</u>の結果は、その都度経営者及びHACCP チーム責任者に報告し、改善点があればそれを指摘し、更なる保持向上に寄与しなければならない。

2. 情報の分析

HACCP チームは、衛生管理システム運用の中で収集した情報を分析・評価し、改善に結びつく新たな事実の発見に努めなければならない。情報分析の結果、得られた有効な知見は、記録し、必要に応じて改善に結び付けなければならない。

分析の対象となる情報、記録には、以下の事項が含まれる。

- (1) 外部コミュニケーションの情報
- (2) 内部コミュニケーションの情報
- (3) 一般的衛生管理プログラムの<u>モニタリング</u>記録<u>(家畜保健衛生所による飼養衛生管</u>理基準の指導結果を含む)
- (4) HACCP 計画のモニタリング記録
- (5) 内部監査の記録
- (6) 教育・訓練の記録
- (7) 衛生管理目標の達成状況及びその他の監視事項の情報
- (8) 直近の農場 HACCP 認証審査結果

3. 衛生管理システムの更新

経営者の指示のもと、HACCP チーム責任者は、衛生管理システムの有効性が継続的に向上されるように、1及び2の結果をもとに、改善のための処置を実施すること。必要により衛生管理システムを更新すること。

衛生管理システムを更新するときは、あらかじめ経営者に報告するとともに、その更新 を記録し、保管すること。

【解説】

- 1. 第6章では、衛生管理システムを更新する上での3つの大きな要素、「内部監査員による検証」「HACCP チームによる情報の分析」「経営者による衛生管理システム更新の最終決定」について規定されています。
- 2. 内部監査は、経営者によって任命された内部監査員が行います。認証基準には明記されていませんが、当然のこととして内部監査員には検証をするための力量が必要です。また、「内部監査員は、自らが所属する部門の検証は避けなければならない。」と規定されています。小規模経営の農場やシステムの構築に取り組み始めたばかりの農場では、内部監査員の人選が困難な場合があります。このため、「内部監査員に外部の専門家を参加させることができる。」ことになっています。
- 3. 内部監査は、衛生管理システムの継続的な改善を客観的な視点から判断する目的で実施します。年に1~2回の定期的な実施を基本としますが、生産工程などに変更があった場合などは臨時の検証をすることもあります。内部監査の実施手順は以下の通りです。(例)
 - ① HACCP チーム責任者は、「内部監査計画書」(例示)を作成し、内部監査員に検証を依頼します。
 - ② 内部監査員は、「内部監査チェックリスト」等を作成し、これに基づいて文書・記録の点検、現場確認・従事者へのインタビューなどを実施します。
 - ③ 内部監査員は、検証実施後「内部監査報告書」(例示)を作成し、経営者及び HACCP チーム責任者に提出します。経営者、HACCP チーム責任者は検証内容を検討し、HACCP チーム会議での手順の更新、教育・訓練等必要な措置を講じます。
- 4.「情報の分析」はHACCP チームの役割であり、衛生管理システムの検証結果の適切性、妥当性及び有効性を判定する目的で実施します。検証の対象となる情報は認証基準に定められている通りです。このうち、「外部・内部コミュニケーションの情報」「一般的衛生管理プログラムのモニタリング記録」、「HACCP 計画のモニタリング記録」、「内部監査の記録」、「教育訓練の記録」は、日常的に細かい頻度でチェックすることが望まれます。
- 5. 改正飼養衛生管理基準では、家畜保健衛生所や管理獣医師からの指導結果などの情報を従事者や関係者に周知すること、従事者から家畜の健康状態や機材・施設の不具合等の情報を聴取することなど、外部・内部コミュニケーションの必要性が明記されました。
- 6. 「一般的衛生管理プログラムのモニタリング記録」と「HACCP 計画のモニタリング記録」は、 単に記録がとられているかの確認だけでなく、記録を取る項目やモニタリングのタイミング が効率的であるかについても検証します(なお、「一般的衛生管理プログラムのモニタリング 記録」の分析の対象には、家畜保健衛生所による飼養衛生管理基準の指導結果も含みます)。 また、HACCP 計画の検証結果についても確認します。

衛生管理目標について、例えば、目標が達成されなかった場合は、原因の究明やシステムの更新等の検討を行い、また、達成されている場合でも、達成目標を再分析し、更に高い目標への更新等を検討することが重要です。

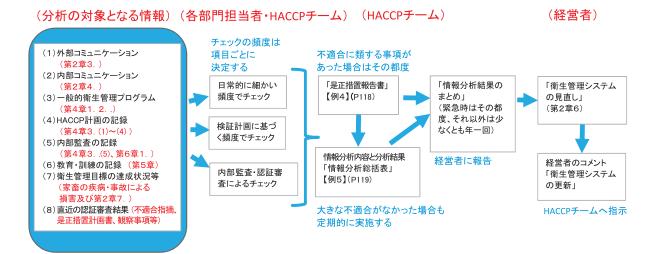
7.「衛生管理目標の達成状況及びその他の監視事項の情報」では、衛生管理目標の達成状況を中心に、家畜の疾病・事故による損害等も検証します。

- 8. 改正認証基準では、直近の農場 HACCP 認証審査結果を分析することも追加されたので、前 回の審査結果(不適合指摘だけでなく観察事項も含む)について、改善の種として活用され ているか確認します。
- 9. 情報分析の方法としては、【例 5 】(P125)を参考にして各農場に適した「情報分析総括表」を作成し、問題点を洗い出します。その結果、HACCP チーム責任者は明確になった問題点について改善に向けた対応策の提案を含めた「情報分析結果のまとめ」を作成し、経営者に報告します。この活動は、少なくとも年一回(年度末などに)実施します。
- 10. 経営者は、HACCP チームの情報分析結果を受け、その内容を分析・評価し、衛生管理システムの更新が必要であると判断した場合は、衛生管理システムの見直しの情報源とします。(第2章6)

なお、衛生管理システムを更新する時は、HACCP チームは、あらかじめ経営者に報告するとともに、その更新を記録し、保管します。

11. 衛生管理システムは、一度構築したらそれで終わりではなく、常に改善を図っていくことが 重要です。問題点の無いことが必ずしも良いことではなく、むしろ、問題点を明らかにした 上で、これを「改善の種」とする考え方が重要です。第6章は、PDCA サイクル(計画 Plan ⇒実行 Do⇒検証 Check⇒改善 Act)の内の検証 Check と改善 Act に該当します。

「情報の分析」の流れ



検証計画について(まとめ)

認証基準には以下の検証活動が求められており、内容により実施時期と方法を決定します。

検証活動	検証活動が求められており、内容により実施時期と万法を決定します。 検 証 方 法 及 び 内 容 等
1火 叫、石 野	# 12 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	HACCP チームが第6章2.情報の分析で実施する。
	HACCP チーム会議等で定期的に実施し、記録を残す。
毎日よ <i>した</i> わさ バ・をたってロ	以下を含むすべての一般的衛生管理プログラムについて、その記録等から
一般的衛生管理	実施状況を検証する。
プログラムの検証	① 導入家畜の健康状態の確認・管理
	② 農場に立ち入る者の制限
第4章1.(1)	③ 農場に立ち寄る者の更衣・作業靴の履き替え・消毒
(第6章2.	④ 農場に持ち込む物品及び農場内へ出入りする車両の制限・処理・管理
で実施可能)	⑤ 給与水、飼料、敷料等の処理・管理
	⑥ 農場域内の整理整頓及び消毒
	⑦ 農場への野生動物の侵入防止措置
	⑧ 衛生管理区域内への愛玩動物の持ち込み及び当該区域内での飼養の禁止
	HACCP チームが HACCP 計画の中で目的、方法、頻度等を定めた検証計
	画を作成し、以下の内容について検証を実施する。
HACCP計画の検証	① CCPのモニタリングが定められた手順で実施され、記録されている。
	② 修正・是正措置が実施された場合、再発防止策が取られ、記録されている。
第4章3.(5)	③ CCP とした危害要因の制御方法が、充分に効果的である。
先4早3. (3 <i>)</i>	(不充分な場合は、危害要因分析を更新する。)
	④ モニタリング従事者は、適切に教育・訓練されている。
	⑤ モニタリング機器は、定期的に整備されている。
	定められた検証手順に従い、年1回以上の頻度で定期的に実施する。
内部監査	① 農場の衛生管理システムが確実に実施されていることを、一般的衛生管
	理プログラムの実施記録・HACCP 計画の記録の点検、現場の確認、従
第6章1.	事者のインタビュー等から検証する。
	② 生産性向上の観点から、システム更新の提案をする。
	HACCP チームが年1回以上の頻度で定期的に、また必要に応じて臨時に実
	施する。生産性向上の観点から、以下の事項を対象として積極的にシステ
	 ム更新に結び付く情報を分析・評価する。
	① 外部コミュニケーションの情報(家畜保健衛生所からの通知、出荷先の
	クレーム情報等)
情報の分析	② 内部コミュニケーションの情報
	③ 一般的衛生管理プログラムのモニタリングと検証の記録(家畜保健衛生
第6章2.	所・管理獣医師の指導結果を含む)
	④ HACCP 計画のモニタリング記録と検証の記録
	⑤ 内部監査の記録
	⑥ 教育・訓練の記録
	⑦ 衛生管理目標の達成状況及びその他の経済性に関わる監視事項の情報
	⑧ 直近の農場 HACCP 認証審査結果

【参考】 「内部監査」と「農場 HACCP 認証審査」の相違

・内部監査と農場 HACCP 認証審査には、以下のような相違点があります。

	内部監査	農場 HACCP 認証審査
目的	衛生管理システムの実施状況、問題・課 題をチェックし経営者に報告する。	審査を受ける農場と社会に対し、その 農場が農場 HACCP 認証基準に適合し ていることを保証する。
実 施 者	内部監査員 (経営者または経営者を代行する者が 指名する者、外部の専門家を含む)	農場 HACCP 認証協議会登録審查員
対 象	農場(組織)の衛生管理システム全体 農場の方針・目標	農場(組織)の衛生管理システムの内、 農場 HACCP 認証基準の適用範囲内
実施時期	1~2回/年 (必要に応じて随時)	3年ごとの更新審査 中間時期の維持審査
監査方法	業務の流れに沿った検証 適合性:認証基準を充たしている。 妥当性:危害要因の制御に充分効果的 である。 有効性:手順が確実に実施されている。 (記録に残されている。) 効率性:農場の生産性向上に結び付いて いるか。	業務の流れに沿った検証 適合性:認証基準を充たしている。 妥当性:危害要因の制御に充分効果的 である。 有効性:手順が確実に実施されている。 (記録に残されている。)
問題解決	解決策を話し合い、再発防止やシステム の更新に結びつけることで農場の業務 改善に活用する。	問題の解決策を教えることは禁止されているが、不適合、観察事項を示すことで農場に改善点に関する気付き(改善の機会)を提供する。

【例】1

			 		査 規 :					文	書番	号	6 -	-1-1	
			L1 h	h <u>===</u> -	且、水、	Æ				製	品	名			
作(最	成 終更親	日 f日)		年	月	日	作	成	者					E	<u>:</u>]]
承	認	П		年	月	日	責	任	者					E	:D

1. 目 的:

本規定は、内部監査の手順等を明確にすることを目的として定める。

2. 内部監査の実施時期:

- (1) 内部監査は、原則として、年2回(3月及び9月)に実施するものとする。
- (2) 経営者が特に必要と認める場合は、上記(1)に関わらず、随時実施するものとする。

3. 内部監査員:

- (1) 内部監査員は、経営者が指名した者とする。
- (2) 経営者は、内部監査員の指名に当り、指名しようとする者について農場 HACCP 認証 基準に対する理解度、講習・研修受講歴等を勘案し、内部監査員としての資質、力量を 評価するものとする。
- (3) 経営者は、内部監査員に外部専門家を指名することができる。

4. 内部監査の実施手順等:

- (1) HACCP チーム責任者は、あらかじめ披検証部門と日程等の調整を行ったうえで「内部 監査計画書を作成し、経営者の承認を得なければならない。
- (2) 内部監査員は、自らの所属する部署の検証をしてはならない。
- (3) 内部監査員は「内部監査リスト」を作成し、このチェックリストに基づいて、文書・記録の検証、インタビュー、現場確認等を行うことで内部監査を実施するものとする。
- (4) 内部監査員は、内部監査の結果を「内部監査報告書」として取りまとめ、経営者及び HACCP チーム責任者に提出し、報告しなければならない。

5. 内部監査の結果に基づく対応:

- (1) 上記4の(4)の規定に基づき、内部監査員から内部監査の結果について報告を受けた HACCP チーム責任者は、内部監査の指摘事項(改善すべき事項等)を分析し、必要に応じて衛生管理システムを改善・更新しなければならない(「課題の見直し表・分析表」で管理、記録するものとする)。
- (2) HACCP チーム責任者は、上記(1)に基づき、衛生管理システムの改善・更新を行った時は、その結果等を経営者に報告し、経営者の承認を受けなければならない。

【例】2

		内	部	脡	査	計画	書		文	書 番	: 号	6 - 1 - 2
		РIJ	ㅁ	<u> </u>	且		首		製	品	名	
作 (最新	成 終更新	日 (日)			年	月	日	作成者				ED
承	認	日			年	月	日	責任者				

内部監査実施年月 日	年 月 日 時~ 時
内部監査の目的	○○農場が構築した農場 HACCP 衛生管理システムが「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準(農場 HACCP 認証基準)」及び当農場が定める関係諸規定に適合していることの有無及び継続的改善が図られていることの有無を評価するために実施するものとする。
内 部 監 査 員	○○○○ (内部監査責任者・□□部門長)○○○○ (△△部門長)○○○○ (外部専門家・管理獣医師)上記の者を内部監査員に指名する。年月日 経営者:
内部監査の実施方 法	チェックリストに基づき、全ての文書・記録の点検、インタビュー及び 現場確認によって実施する。
禁 止 事 項	内部監査員は、自らが関係する部門について検証することを禁止する。
内部監査の結果に基づく対応	1. 内部監査員から内部監査の結果について報告を受けた HACCP チーム責任者は、内部監査の指摘事項(改善すべき事項等)を分析し、必要に応じて衛生管理システムを改善・更新するものとする(「課題の見直し表・分析表」で管理、記録する)。 2. HACCP チーム責任者は、上記1に基づき、衛生管理システムの改善・更新を行った時は、その結果等を経営者に報告し、経営者の承認を受けるものとする
備考	

【例】3

		F	勺	部	監査	報	告 書	<u>+</u>	文書番号	6 - 1 - 3
									製品名	
作(最新	成 終更新	日 日 日			年	月	日	作 成 者 (内部監査 員)		₽
確	認	日			年	月	日	H A C C P チーム責任者		
承	認	日			年	月	日	経営者		

内部監査実施年月日	年 月 日() 時~ 時
内部監査実施者	○○○○ (内部監査責任者・□□部門長)○○○○ (△△部門長)○○○○ (外部専門家・管理獣医師)
内部監査の目的	○○農場が、農場 HACCP 認証基準に基づいた衛生管理システムを 構築し、適切に運用し、改善・更新していることを検証する。
内部監査の結果	改善を要する事項 2 件 1. 飼養衛生管理基準の改正に伴って、入場者ルールと衛生管理区域内への物品の持ち込み制限が更新されました。集乳車運転手、飼料会社への文書での通知は確認できましたが、酪農ヘルパーへ周知徹底したことが確認できず、記録も確認できませんでした。 2. 搾乳施設の管理規定によれば、ライナーゴムは3か月毎に交換することとされています。記録を確認したところ、ミルキングパーラー内のライナーは交換されていましたが、廃棄乳搾乳用のバケットミルカーについては交換の記録がありませんでした。
内部監査の総評	内部監査の結果、HACCP計画の運用、CCP モニタリング記録、 入場者記録等の一般的衛生管理プログラムの記録には問題が認められず、場内の整理整頓、除草等も実施されており、衛生管理システムはおおむね正常に運営されていることを確認しました。 しかしながら、上記2点の改善を要する事項があったことから、 経営者及びHACCP チームにおいて、検討と改善が必要です。 以上、報告します。 年月日内部監査員:

【例】4 是正措置報告書·乳用牛農場

不適合情報	⑤資源の提供 ⑥教育・訓練 ⑦一般	ト部情報 ③内部情報 ④特定事項 (緊急時事態) 段的衛生管理プログラムの記録
<u> </u>	⑧内部監査	
発生日時	○○年○月○日○時(
	者)氏名:○○ ○○	
	<u> </u>	
乳房炎のため てしまった。後	抗生物質で治療中の牛(No.5584)	を誤って出荷牛群に入れて搾乳パーラーへ誘導し 対禁止牛であることに気付いたため、出荷禁止乳の
2. 修正が実施	施された場合、その記録:	
当該牛はバケ	ットミルカーで搾乳し、乳は廃棄し	した。誤導入の事実を搾乳日報に記載した。
3. 不適合の原	原因:①施設の構造関係 ②施設の衛	生関係 ③原材料資材関係 ④家畜の衛生関係
	⑤家畜の移動関係 ⑥従事者の	力量・意識関係
牛舎内作業担	当者が出荷牛の搾乳作業中に出荷禁	禁止牛エリアの清掃を開始したため、出荷禁止牛エ
リアのゲートが	開いてしまい、出荷禁止牛が出荷生	片群内に入ってしまった。
4. 再発防止第	策(計画を記入し、承認者の承認を	受ける。承認者は効果確認予定時期を記入する。)
是正措置の計	画:	是正措置の実施
出荷禁止牛エ	リアの清掃は、出荷禁止牛が搾乳	① 実施年月日:○○年 ○月 △日
	エリア内に牛がいない状態で実施	② 計画通りの措置を実施したか
	。また、短時間に終了できるよう	✓YES □NO
	るよう手順書を変更した。さらに、	NO の場合その理由:
	グで全従業員に対し CCP の重要 ンドの確認について再確認した。	
	承認 経営者:□□ □□	」 │ 効果確認予定日: ○○年 ▲月▲日
7 - 1111 - 1111	の再発防止のための類似事項の研	77077770= 11=1
1—	142=24 1-1 221214 21 1	搾乳終了時までに1人で実施していたことにあっ
	門に人員と仕事量の不均衡がないた	
6. 効果の確認		
		したが、2人で実施するようになってから時間に余
	禁止牛の移動は適正に実施されてい	
по се с по	7. II 1 17 17 371 00 III 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	確認年月日:○○年 ▲月 ○日
確認確認		○○年 ▲ 月 △日
	CP チーム責任者: ▲▲ ▲▲	○○年 ▲ 月 ▲ 日
7. 経営者の		331 227 211
		重大なものであったが、搾乳担当者によるストッ
	で出荷禁止乳の混入が防止できたこ	
		変更し、改善ができたことは評価できる。
	深く業務を遂行してもらいたい。こ	
	者 (農場長):□□ □□	○○年 ▲ 月 □日
	」 必ず衛生管理システムの見直し・	

【例】5 情報分析総括表・乳用牛農場

1. 情報分析内容と分析結果 (報告書を記載する)

検証総合判定 ; ○ 適正 △ 注意 × 改善の必要あり

情報分析内容	情報分析結果	判定
1) 外部コミュニケーション の情報記録	出荷先酪農協からの出荷乳の成績表は成分、体細胞数、細菌数とも問題なく、クレーム情報もなかった。	0
2) 内部コミュニケーション の情報記録	出荷禁止牛エリアの清掃が、1人では困難であったことが 共有されていなかった。朝礼や、HACCP チーム員会議で十 分に意思疎通を図る必要がある。	×
3) 一般的衛生管理プログラ ムのモニタリング記録	清掃チェックシート、訪問者の記録、薬品の使用記録、ミルカー点検記録は問題なく記載されていた。 また、家畜保健衛生所から○○○との指導を受け、改善を行った。	0
4) HACCP 計画のモニタリング 記録	バルク乳温度、乳牛の治療記録などは搾乳チェックシート に滞りなく記録されており、逸脱もなかった。	\circ
5)検証活動の記録	内部監査は計画通り実施され、文書審査で数か所の日付、 署名の漏れの指摘があったが、重大な指摘事項はなかっ た。	\triangle
6)教育・訓練の記録	従業員の講習会への参加は計画通り実施されていた。 昨年度採用者の力量も順調に上昇していた。	0
7) 衛生管理目標の達成状況 及びその他の監視事項の 情報	乳房炎の早期発見により廃棄乳が減少しており、良い傾向 であり、衛生管理目標はほぼ達成された。治療薬剤の使用 量も減少している。	0
8)直近の農場 HACCP 認証審 査結果	農場 HACCP 更新審査で審査員から指摘された観察事項2 件は、全て修正・是正されていた。	0

2. 情報分析結果のまとめ

(注記)上記の情報分析内容のうち、衛生管理システムの見直し(第2章6)へのインプット情報だけを記載する。

内部コミュニケーションの情報記録の確認

①檢討内容

出荷禁止牛が出荷牛と同時にパーラーに入ってしまった問題では、出荷禁止牛エリアの清掃が、1 人では時間的に困難であったことがチームに共有されていなかったことが問題であった。

②対応策

「他部門での再発防止のための類似事項の確認」で、他の部門に人員不足がないかは確認した。 今後は、朝礼やHACCP チーム員会議で若い職員が発言しやすい環境を作ることが必要である。

内部監査の適切性

①検討内容

各部門ともに内部監査に慣れてきたが、平成〇〇年度の内部監査(年2回)の結果を見ると、2回とも質問事項がほぼ同じで、内部監査活勤のマンネリ化が懸念される。内部監査員の力量向上が今後の課題である。

②対応策

内部監査員の力量向上のための教育・訓練を当面年2回(5月及び11月)実施する。来年度の本見直し会議では、内部監査が適切に実施されたかどうかを評価するとともに、教育・訓練の効果を確認するものとする。

【例】6 一般的衛生管理プログラム検証記録

6-2-K3		ED
文書番号	製品名	
		責任者
		ш
		田
		卅
三二三二 公子		
\$	•	承認日
リガコプ 胃 砂 ナ	ヘエト世ー	
釆	€	乍成者
机砧		П
琸		月
•		并
		<u>н</u>
		作 成 F (最終更新日

確認事項	確認する記録簿	検証年月日	検証者名	検 証 結 果	確認者
入場者(車両)の情報	外来者入出場記録	年 月 日			
受持者の海外渡航歴	海外渡航者記錄	年 月 日			
導入畜(雛)の健康状態	素畜(雛)受入記録	年 月 日			
出荷畜の健康状態	出荷畜(鶏)情報	年 月 日			
病畜の治療	病畜治療記錄	年 月 日			
飼養頭羽数	生産記録簿	年 月 日			
家保、管理獣医師の指導	外部なシュニケーション記録	年 月 日			
家畜の健康観察	作業日誌	年 月 日			
場内の整理整頓清掃	作業日誌	年 月 日			
除糞等畜舎管理	作業日誌	年 月 日			
家畜の健康観察	作業日誌	年 月 日			
給水・給餌	作業日誌	年 月 日			
照明·換気等	作業日誌	年 月 日			
死亡畜保管場所	作業日誌	年 月 日			

くあくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意ください。>

第7章 衛生管理文書リスト及び文書、記録に関する要求事項

1. 衛生管理文書リスト

HACCP チーム責任者又はHACCP チーム責任者によって指名された者は、農場の衛生管理に係る文書(以下「衛生管理文書」という)の全体像を把握できる衛生管理文書リストを作成しなければならない。

衛生管理文書リストは、保持、更新しなければならない。

2. 文書、記録に関する要求事項

(1) 文書

文書化及び文書の保存、管理の手順・方法を文書化し、保持しなければならない。

① 文書化

文書化するときは、次の事項を満たさなければならない。

- ・文書は読み易く分かりやすいこと。
- ・作成者の所属、署名及び作成した日付があること。
- ・責任者の所属、署名及び署名した日付があること。
- ・更新の履歴が明確にされていること。
- ・氏名の印字又は電子サイン等の使用により署名に代える場合は、あらかじめその旨 を定めた文書を作成すること。

② 文書管理

文書は、以下の要件が満たされるように管理されなければならない。

- ・文書管理体系を確立すること。
- ・文書ごとに管理責任者を定めること。
- ・文書を配布する際は、配布先が明確にされていること。
- ・必要なときに、必要なところで使用可能であること。
- ・改訂版が最新のものであること。
- ・廃棄する文書を明確にし、適切に廃棄処分されていること。
- ・廃棄する方法が文書化されていること。

(2) 記録

記録付け及び記録の保存、管理の手順を文書化し、保持しなければならない。記録は、文書と区別して保持しなければならない。

① 記録付け

記録は、電子化する場合も含め、次の事項を満たさなければならない。

- ・記録は読み易いこと。
- ・記録付けを行った人の所属、署名及び記録付けを行った日付、必要により時間<u>の記</u> 載があること。
- ・責任者の所属、署名及び署名した日付の記載があること。
- ・記録の様式は、あらかじめ定められた頻度又は時期に見直されること。
- ② 記録管理

記録は、以下の要件が満たされるように管理されなければならない。なお、記録 の識別が容易で、検索できることが望ましい。

- ・記録ごとに管理責任者を定めること。
- ・記録の保管場所、保存期間が明確であること。
- ・廃棄する方法が文書化されていること。

【解説】

- 1. 農場 HACCP 認証基準で要求される文書及び記録は下記の表に示したとおりです。
- 2. 文書管理表には、制定年月日、保管場所、管理責任部署、配布先の記載も必要です。 記録管理表には、管理責任部署、保管場所、保存期間の記載が必要です。
- 3. 改正飼養衛生管理基準では、以下の記録を取ることが必須事項となりました。
- ① 入場者(車両)の氏名、住所又は所属、消毒の有無、1週間以内の海外渡航歴
- ② 従事者の海外渡航歴
- ③ 導入した家畜の種類、頭羽数、健康状態、導入元の農場名、導入年月日
- ④ 出荷又は移動した家畜(家きん)の種類、頭羽数、健康状態、出荷先の名称、移動年月日
- ⑤ 飼養する家畜(家きん)の種類、頭羽数、日齢・月齢、異状の有無、異状の場合は症状・獣 医師の診断結果・投薬処置の状況
- ⑥ 家畜保健衛生所、担当獣医師からの当該農場への指導内容

表、認証基準で要求のある文書と記録

表.認証基準で要求のある文書と記録	
文 書	記 録
I 生産物の範囲、引用文書、用語	
Ⅱ-1. 1) 衛生管理方針	
2)衛生管理目標	
3)組織及び組織の責任と権限	
II-2. HACCCP チーム員の責任・権限	
Ⅱ-3. 外部コミュニケーションの手順・方法	外部コミュニケーションの記録
Ⅱ-4. 内部コミュニケーションの手順・方法	
Ⅱ-5. 特定事項への備え	特定事項に対する措置の記録
Ⅱ-6. 衛生管理システムの見直し	衛生管理システムの見直しの結果の記録
Ⅲ-1. 素畜等の原材料及び資材	
Ⅲ-2. 家畜・畜産物の特性	
Ⅲ-3. 意図する用途	
Ⅲ-4.1) 工程一覧図	
Ⅲ-4. 2) 現状作業	
Ⅲ-4 3) 生産環境	
IV-1. 一般的衛生管理プログラム	一般的衛生管理プログラムの検証、修正の記録
IV-2. 危害分析:	危害分析の記録
IV-3. HACCP 計画	モニタリング記録
(HACCP 検証計画)	是正処置の記録
	検証の記録
V-2. 教育・訓練プログラム	教育・訓練の記録
VI−1. 内部監査	内部監査報告書
VI-2. 情報の分析	情報の分析記録
Ⅵ─3. 衛生管理システムの更新	衛生管理システムの更新活動の記録
VII-1. 衛生管理文書リスト	
Ⅶ-2.1) 文書化及び文書の保存、管理、	更新の履歴記録
廃棄の手順	
VII-2.2)記録付け及び記録の保存、管理、	
廃棄の手順	

	【街	示	1		理規定		1頁	文書番号	
	N D	1/1,	4	人百日	生水化		1 14	製品名	
作(成 最終更親	月 f目)	平成	年	月	日	作成者		
承	認	日	平成	年	月	日	責任者		

1. 目 的:

この規定は、○○○○農場における衛生管理文書及び記録の管理、取り扱いに関する事項を定めることにより衛生管理システムの円滑な運用を図ることを目的として定めるものである。

2. 衛生管理文書リストの作成:

- (1) HACCP チーム責任者は、〇〇〇〇農場の衛生管理システムの全体像を把握できるよう「衛生管理文書リスト」を作成し、必要に応じてこれを更新するものとする。
- (2) 「衛生管理文書リスト」には、文書番号、文書名、制定年月日、作成者氏名、承認年月日、 責任者氏名、配布先、保管場所及び保管期間を記載するものとする。

3. 文書の管理:

- (1) 文書には、作成年月日、作成者氏名、承認年月日及び責任者(承認者)の氏名を記載するものとする。
- (2) 上記(1)の作成者及び責任者(承認者)の氏名は、本人が自筆で署名するものとする。 ただし、氏名が印字の場合にあっては、「印鑑登録簿」に登録された印鑑を押印することにより署名に代えることができる。
- (3) 文書の管理責任者は、HACCPチーム責任者とする。
- (4) 文書のうち配布先がある文書については、その配布先を「衛生管理文書リスト」に記載するものとする。
- (5) 文書の保管期間は、「衛生管理文書リスト」に定める期間とする。ただし、法定の保管期間がある文書については、当該法定期間とする。
- (6) 文書の保管場所は、HACCPチーム責任者が定める場所とする。
- (7) 文書は、パソコンに入力したものであっても全てプリントアウトしたうえで分りやすくファイリングし、上記(6)に定める場所に保管し、必要なときはいつでも従業員が閲覧できるようにしておくものとする。
- (8) 文書は、常に最新のものに更新するとともに、文書を更新したときは、「衛生管理文書更新履歴」に文書番号、文書名、制定年月日、更新年月日、更新内容及び更新者氏名を記載するものとする。
- (9) 保管期間を経過した文書は、HACCPチーム責任者が確認し、農場内の焼却炉で焼却処分するものとする。

文書管理規定	の古	文書番号	
义音官垤况足	4 只	製品名	

- (10) 保管期間を経過しないうちに文書を更新した場合、更新前の文書は、当該文書の保管期間が経過するまでは廃棄せずに保管しておくものとする。
- (11) 衛生管理文書は、内部監査結果等に基づき、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 記録の管理:

- (1) 記録には、記録付けを行った者の署名及び記録付けを行った年月日(必要により時間) 及び責任者の署名及び確認年月日を記載するものとする。
- (2) 上記(1)の記録付けを行った者及び責任者(承認者)の氏名は、本人が自筆で署名するものとする。ただし、氏名が印字の場合にあっては、「印鑑登録簿」に登録された印鑑を押印することにより署名に代えることができる。
- (3) 記録付けは、消すことのできないボールペン等を使用して行うものとし、訂正する場合は、訂正個所を二重線で見え消しにしたうえで訂正するものとする。
- (4) 記録の管理責任者は、記録の種類に応じてHACCPチーム責任者などが決定する。
- (5) 記録の保管期間は、法定の保管期間を考慮したうえで決定し「記録リスト」に定める。
- (6) 記録の保管場所は、HACCPチーム責任者などが定めた場所とする。
- (7) 記録の様式は原則として〇年ごとに見直しを行い、様式を更新した場合は更新履歴を 記録する。
- (8) 保管期間を経過した記録は、HACCPチーム責任者などが確認し、農場内の焼却炉で焼却処分するものとする。

【解説】

- 1. 第7章の1では、農場の衛生管理システムの全体像を把握することができるよう HACCP チーム責任者(又は HACCP チーム責任者によって指名された者)が「衛生管理文書リスト」を作成しなければならないとされています。
- 2. また、第7章の2では、「文書、記録に関する要求事項」として、文書及び記録に関する 要件が掲げられており、文書化と文書管理、記録付けと記録管理に関することがそれぞれ 具体的に定められています。
- 3. 上記の文書及び記録に関する要件については、これを「文書管理規定」として明確に定めておくことが必要です。(上記例示参照)
- 4. 署名に代えて氏名を印字する場合や電子サイン等を使用する場合は、あらかじめその旨を定めた規定等を作成します。

	<u></u>	v1																				
		著者																				
		\ ≡ \																				
文書番号 製品名																						
文製		⇔																				
	任者	E																				
	重	犛																				
		\ ■\																				
	A H																					
	年 月																					
	平成		ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш	Ш	ш
屋	计	田田田	H	H	H	H	Ħ	H	H	H	Ħ	Ħ	Н	Ħ	H	Ħ	Ħ	H	Н	H	A	用
廢	Ш	更新年月	平成 年	平成 年	平成 年	平成 年	平成 年	平成 年	平成 年	平成 年	平成 年	平成 年	平成 年	平成 年	平成 年	平成 年	平成 年	平成 年	平成 年	平成 年	平成 年	平成 年
整	承認		計	#	H	1	H	計	計	 	#	#	1	1	1	<u>H</u>	<u>H</u>	計	1	1	业	#
≡ <			ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш	Ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш	Н	ш
##		ш																				
1			田田	三	Щ.	Ξ.	Ξ.	Щ.	町	Щ.	H .	H	H .	H .	Ξ.	Н .	H	田	田 .	Ξ.	· A	H
×		制定年月	卅	#	#	卅	#	#	#	#	サ	サ	#	サ	并	サ	#	サ	#	#	年	#
															`							· 1
型 文			卅	#	#	卅	#	#	#	#	サ	サ	#	サ	并	サ	#	サ	#	#	年	#
×		制定年月	卅	#	#	卅	#	#	#	#	サ	サ	#	サ	并	サ	#	サ	#	#	年	#
生管理文	押		卅	#	#	卅	#	#	#	#	サ	サ	#	サ	并	サ	#	サ	#	#	年	#
生管理文	作成者	制定年月	卅	#	#	卅	#	#	#	#	サ	サ	#	サ	并	サ	#	サ	#	#	年	#
生管理文	ゼ	書名制定年月	卅	#	#	卅	#	#	#	#	サ	サ	#	サ	并	サ	#	サ	#	#	年	#
管理文	日作成	名制定年月	卅	#	#	卅	#	#	#	#	サ	サ	#	サ	并	サ	#	サ	#	#	年	#
生管理文	月日作成	書名制定年月	卅	#	#	卅	#	#	#	#	サ	サ	#	サ	并	サ	#	サ	#	#	年	#
生管理文	年月日 作成	書名制定年月	卅	#	#	卅	#	#	#	#	サ	サ	#	サ	并	サ	#	サ	#	#	年	#
生管理文	月日作成	号 文書名 A 制定年月	卅	#	#	卅	#	#	#	#	サ	サ	#	サ	并	サ	#	サ	#	#	年	#
生管理文	平成年月日作成	文 書 名 制定年月	卅	#	#	卅	#	#	#	#	サ	サ	#	サ	并	サ	#	サ	#	#	年	#
生管理文	年月日 作成	番 号 本 本 制定年月	卅	#	#	卅	#	#	#	#	サ	サ	#	サ	并	サ	#	サ	#	#	年	#

		[/	例示】	印鑑	盖 登	録為	等	文書番号 製 品 名	
作(最	成 終更新	日 : _日)	平成	年	月	日	作成者		
承	認	日	平成	年	月	日	責任者		(EI)

文書・記録管理規定の3(2)及び4(2)に基づき、文書・記録の作成者 及び責任者並びに経営者の署名に代えて押印する印鑑については、下 記印影の印鑑を使用するものとする。

経営者の印	HACCP チーム責任者の印		
0000の印	000の印		

4. 文書、記録の作成者、責任者及び経営者の署名を自筆でなく、パソコン・ワープロなどの印字で行う場合は、文書・記録管理規定にその旨を定めた上で、各自の印鑑を登録します。

参考資料

新旧対象表 (農場HACCP認証基準) 畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準

111	
\A	Ξ
第1部 認証基準	第1部 認証基準
■	国 ※
第1章 範囲、引用文書、用語	第1章 範囲、引用文書、用語
1. 範囲	1. 範囲
2. 引用文書	2. 引用文書
3. 用語	3. 用語
第2章 経営者の責任	第2章 経営者の責任
1. 経営者のコミットメント (誓約)	1. 経営者のコミットメント (誓約)
(1) 衛生管理方針の明確化とその周知	(1) 衛生管理方針の明確化とその周知
(2) 衛生管理目標の設定	(2) 衛生管理目標の設定
(3) 組織及び組織の役割と権限	(3) 組織及び組織の役割と権限
2. HACCP チーム責任者及びチーム員の任命と責任・権限	2. HACCP チーム責任者及びチーム員の任命と責任・権限
(1) HACCP チーム責任者	(1) HACCP チーム責任者
(2) HACCP チーム員	(2) HACCP チーム員
3. 外部コミュニケーション	3. 外部コミュニケーション
4. 内部コミュニケーション	4. 内部コミュニケーション
5. 特定事項への備え	5. 特定事項への備え
6. 衛生管理システムの見直し	6. 衛生管理システムの見直し
7. 人、設備等の資源の提供と管理	7. 人、設備等の資源の提供と管理

兼	Ш
(1) 人的資源	(1) 人的資源
(2) 従事者の知識と能力	(2) 従事者の知識と能力
(3) 設備・機器の提供と管理	(3) 設備・機器の提供と管理
第3章 危害要因分析の準備	第3章 危害要因分析の準備
1. 素畜等の原材料及び資材	1. 素畜等の原材料及び資材
2. 家畜・畜産物の特性	2. 家畜・畜産物の特性
3. 意図する用途	3. 意図する用途
4. 工程一覧図 (フローダイアグラム) 及び現状作業、生産環境の明確化と	4. 工程一覧図 (フローダイアグラム) 及び現状作業、生産環境の明確化と
現場での確認	現場での確認
(1) 工程一覧図の作成	(1) 工程一覧図の作成
(2) 現状作業(工程内及び日常定期・不定期作業)の明確化	(2) 現状作業(工程内及び日常定期・不定期作業)の明確化
(3) 生産環境の文書化	(3) 生産環境の文書化
(4) 工程一覧図及び現状作業、生産環境の現場確認	(4) 工程一覧図及び現状作業、生産環境の現場確認
第4章 一般的衛生管理プログラムの確立と HACCP 計画の作成	第4章 一般的衛生管理プログラムの確立と HACCP 計画の作成
1. 一般的衛生管理プログラムの確立	1. 一般的衛生管理プログラムの確立
2. 危害要因分析(原則1)	2. 危害要因分析(原則1)
(1) 危害の列挙	(1) 危害の列挙
(2) 危害の特定と予防手段	(2) 危害の特定と予防手段
3. HACCP 計画の作成	3. HACCP 計画の作成
(1) 必須管理点 (CCP) の決定 (原則2)	(1) 必須管理点 (CCP) の決定 (原則 2)
(2) 許容限界の決定(原則3)	(2) 許容限界の決定(原則3)
(3) 監視 (モニタリング) 方法の確立 (原則4)	(3) 監視 (モニタリング) 方法の確立 (原則4)
(4) 是正措置の確立 (原則5)	(4) 是正措置の確立 (原則5)
(5) 検証方法の決定(原則6)	(5) 検証方法の決定(原則6)

新	В
(6) 文書化及び記録方法の確立 (原則7)	(6) 文書化及び記録方法の確立 (原則7)
第5章 教育・訓練	第5章 教育・訓練
1. 教育・訓練	1. 教育・訓練
2. 教育・訓練プログラム	2. 教育・訓練プログラム
第6章 評価、改善及び衛生管理システムの更新	第6章 評価、改善及び衛生管理システムの更新
1. 内部監査	1. 内部 <u>検証</u>
2. 情報の分析	2. 情報の分析
3. 衛生管理システムの更新	3. 衛生管理システムの更新
第7章 衛生管理文書リスト及び文書、記録に関する要求事項	第7章 衛生管理文書リスト及び文書、記録に関する要求事項
1. 衛生管理文書リスト	1. 衛生管理文書リスト
2. 文書、記録に関する要求事項	2. 文書、記録に関する要求事項
(1) 文書	(1) 文書
(2) 記錄	(2) 記錄
付属資料	付属資料
1. 用語及び定義	1. 用語及び定義
2. 引用文書	2. 引用文書
第1章 範囲、引用文書、用語	第1章 範囲、引用文書、用語
1. 範囲	1. 範囲
本認証基準は、家畜生産農場(組織)を適用の対象とする。家畜生産農場	本認証基準は、家畜生産農場(組織)を適用の対象とする。家畜生産農場
は、認証の対象となる農場の所在場所、農場の経営者、従事者、組織員数、	は、認証の対象となる農場の所在場所、生産物の範囲を、文書によって明確
<u>飼養頭羽数 (概数) 及び</u> 生産物の範囲を、文書によって明確にしなければな	にしなければならない。

兼	田
らない。	
2. 引用文書	2. 引用文書
認証を受けるための文書化及び記録付けに当たっては、本認証基準、「家	認証を受けるための文書化及び記録付けに当たっては、本認証基準、「家
畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」(平成14年9月30日付け14	畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」(平成14年9月30日付け14
生畜第 2738 号農林水産省生産局長通知) 以外の文書 (「食品衛生の一般原	生畜第 2738 号農林水産省生産局長通知)以外の文書 (「食品衛生の一般原
則に関わる規則」等)を引用する場合は、引用する文書を明記しなければな	則に関わる規則」等)を引用する場合は、引用する文書を明記しなければな
らない。	らない。
3. 用語	3. 用語
認証を受けるための文書化及び記録付けに当たっては、コーデックス委	認証を受けるための文書化及び記録付けに当たっては、コーデックス委
員会による「危害要因分析必須管理点 (HACCP) システム及びその適用のた	員会による「危害要因分析必須管理点 (HACCP) システム及びその適用のた
めのガイドライン」及び「食品衛生の一般原則に関わる規則」並びに本認証	めのガイドライン」及び「食品衛生の一般原則に関わる規則」並びに本認証
基準で用いられた用語を原則として使用すること。	基準で用いられた用語を原則として使用すること。
第2章 経営者の責任	第2章 経営者の責任
家畜生産農場において、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を導入する	家畜生産農場において、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を導入する
に当たり、当該農場の経営者は、次に掲げる要件を満たさなければならな	に当たり、当該農場の経営者は、次に掲げる要件を満たさなければならな
°\2	°\?
1. 経営者のコミットメント (誓約)	1. 経営者のコミットメント (誓約)
経営者は、安全な家畜・畜産物を継続的に供給するために、次により、	経営者は、安全な家畜・畜産物を継続的に供給するために、次により、
HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を導入し、これを確実に実施すること	HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を導入し、これを確実に実施すること

田	を明らかにし、家畜生産農場の全組織員、供給者及び出荷先に周知するこ	رُد	
新	を明らかにし、家畜生産農場の全組織員、供給者及び出荷先に周知するこ	° AJ	

(1) 衛生管理方針の明確化とその周知

経営者は、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の導入及び法的規制の遵守並びに実施に関する方針(以下「衛生管理方針」という)を作成するとともに、家畜・畜産物の生産に関わる全組織員、供給者及び出荷先に周知すること。なお、衛生管理方針は文書によること。

(3) 衛生管理目標の設定

経営者は、衛生管理方針に基づき、具体的な衛生管理に関する目標(以下衛生管理目標」という)を設定すること。

衛生管理目標は、第6章2の分析結果に基づき、定期的に見直さなければならない。ただし、経営者が必要と認める場合には、随時見直すことができる。

(3) 組織及び組織の役割と権限

経営者は、組織<u>(経営者、HACCP チーム、内部監査員、農場内の全組織員等)</u>の全体像を組織図等を用いて明確にし、それぞれの組織の役割と権限を文書化すること。

2. HACCP チーム責任者及びチーム員の任命と責任・権限

経営者は、HACCP の考え方を取り入れた家畜生産農場の衛生管理システム (以下「衛生管理システム」という)を確立し、実施し、維持するために、

(1) 衛生管理方針の明確化とその周知

経営者は、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の導入及び法的規制の遵守並びに実施に関する方針(以下「衛生管理方針」という)を作成するとともに、家畜・畜産物の生産に関わる全組織員、供給者及び出荷先に周知すること。なお、衛生管理方針は文書によること。

(2) 衛生管理目標の設定

経営者は、衛生管理方針に基づき、具体的な衛生管理に関する目標(以下衛生管理目標」という)を設定すること。

衛生管理目標は、定期的に見直さなければならない。ただし、経営者が必要と認める場合には、随時見直すことができる。

(3) 組織及び組織の役割と権限

経営者は、組織の全体像を組織図等を用いて明確にし、それぞれの組織の 役割と権限を文書化すること。

2. HACCP チーム責任者及びチーム員の任命と責任・権限

経営者は、HACCP の考え方を取り入れた家畜生産農場の衛生管理システム (以下「衛生管理システム」という)を確立し、実施し、維持するために、

旧	次の HACCP チーム責任者及び HACCP チーム員を任命し、それぞれの責任と
新	次の HACCP チーム責任者及び HACCP チーム員を任命し、それぞれの責任と

(1)HACCP チーム責任者

権限を文書化すること。

- J HACCP チーム責任者は、HACCP 責任者及びHACCP チーム員からなる HACCP 更新を確実に実 評価、 実施、 チームを統率し、衛生管理システムの確立、 行するものとする。
- ② HACCP チーム責任者は、衛生管理システムが効果的に運用できるよう 全従事者の衛生管理システムに対する認識の向上に努めるものとす
- 怒呼 者に衛生管理システムの有効性及び適切性に関して報告しなければなら 定期的に、かつ、必要と認める場合には、 HACCP チーム責任者は、 (m)
- HACCP チーム責任者は、家畜生産農場の衛生管理及び HACCP について充 能力を有する者から任命するものとする 経験、 分な知識、

(2) HACCP チーム員

- 農場の規模に応じた人数の HACCP チーム員を任命しなけれ 能力を有する者を任命する 家畜生産農場の組織員以外で、 農場の衛生管理及び HACCP についての知識、 HACCP チーム員には、 ばならない。なお、 ことができる。 経営者は、
- HACCP チーム員は、与えられた役割と責任・権限において、衛生管理シ 更新を実現しなければならない。 評価、 実施、 ステムの確立、 (0)
- 能力を 農場の衛生管理及び HACCP についての知識、 ム員は、 ₩, ___,

ئد 権限を文書化するこ

HACCP チーム責任者

- ① HACCP チーム責任者は、HACCP 責任者及びHACCP チーム員からなる HACCP 更新を確実に実 実施、評価、 衛生管理システムの確立、 行するものとする。 チームや統督し、
- 衛生管理システムが効果的に運用できるよう 全従事者の衛生管理システムに対する認識の向上に努めるものとす HACCP チーム責任者は、 Ú (3)
- 裕赋 者に衛生管理システムの有効性及び適切性に関して報告しなければなら HACCP チーム責任者は、家畜生産農場の衛生管理及び HACCP について充 HACCP チーム責任者は、定期的に、かつ、必要と認める場合には、 能力を有する者から任命するものとする。 分な知識、経験、 ない。 (m) 4

(2) HACCP チーム員

- 経営者は、農場の規模に応じた人数の HACCP チーム員を任命しなけれ 能力を有する者を任命する 家畜生産農場の組織員以外で、 農場の衛生管理及び HACCP についての知識、 HACCP チーム員には、 ばならない。なお、 ことができる。 Θ
- 衛生管理シ 与えられた役割と責任・権限において、 更新を実現しなければならない 評価、 実施、 HACCP チーム員は、 ステムの確立、 (3)
- 農場の衛生管理及びHACCP についての知識、 HACCP チーム員は、 (Ω)

拼	
有するものでなければならない。	有するものでなければならない。
3. 外部コミュニケーション	3. 外部コミュニケーション
経営者は、家畜・畜産物の安全に係る情報を確実に利用可能とするため	経営者は、家畜・畜産物の安全に係る情報を確実に利用可能とするため
に、次の関係者のリストを作成した上で、これらの者と効果的なコミュニケ	に、次の関係者 <u>との</u> 効果的なコミュニケーションを行い、得られた情報を記
一ションを行い、得られた情報を記録するとともに、その情報の活用の手順 	録するとともに、その情報の活用の手順及び方法を確立し文書化すること。
及び方法を確立し文書化すること。	
(1) 供給者	(1) 供給者
(2) 家畜・畜産物の出荷先、消費者	(2) 家畜・畜産物の出荷先、消費者
(3) 法令・規制当局	(3) 法令·規制当局
(4) 家畜・畜産物の安全に係るその他の組織	(4) 家畜・畜産物の安全に係るその他の組織
4. 内部コミュニケーション	4. 内部コミュニケーション
経営者は、組織内のコミュニケーションが効果的に実施できるように、コ	経営者は、組織内のコミュニケーションが効果的に実施できるように、コ
ミュニケーションの手段及び方法を文書化し、実施すること。	ミュニケーションの手段及び方法を文書化し、実施すること。
1 有事中的、全事な	2. 田子、日田小田)、田子、日田小田)、田子、日田小田)、田子、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、
	5. 有乃事女、少庸人
(1) HACCP チームは、発生時に速やかに対応できるように、次に掲げる特	(1) HACCP チームは、発生時に速やかに対応できるように、次に掲げる特
定の事項 (以下「特定事項」という) への対応について、手順を確立し、	定の事項(以下「特定事項」という)への対応について、手順を確立し、
保持しなければならない。	保持しなければならない。
① 家畜又は畜産物出荷後に、当該家畜又は畜産物の重大な事故が発	① 家畜又は畜産物出荷後に、当該家畜又は畜産物の重大な事故が発
生した場合	生した場合
② 第3章の2の事項に関して不適切な事例が発生した場合	② 製品表示に不適切な事例が発生した場合
③ 家畜伝染病の発生、又は疑いが生じた場合	③ 家畜伝染病の発生、又は疑いが生じた場合

兼	田
④ 飼料、添加物等に危害の混入が発生した場合	④ 飼料、添加物等に危害の混入が発生した場合
⑤ 自然災害、又は家畜の飼養管理のための設備の故障等衛生管理シ	⑤ 自然災害が発生した場合
ステムが機能しない重大な事態が発生した場合	
(2)経営者は、特定事項が発生した場合に備えて、対応を判断する権限	(2)経営者は、特定事項が発生した場合に備えて、対応を判断する権限
を持つ要員を任命しなければならない。	を持つ要員を任命しなければならない。
(3) HACCP チームは、特定事項が発生した場合には、発生の原因や状況	(3) HACCP チームは、特定事項が発生した場合には、発生の原因や状況
を分析し、適切な改善の措置をとらなければならない。これらの一連	を分析し、適切な改善の措置をとらなければならない。これらの一連
の措置は、記録して行わなければならない。	の措置は、記録して行わなければならない。
6. 衛生管理システムの見直し	 6. 衛生管理システムの見直し
経営者は、第6章により、HACCPチーム責任者に、衛生管理システム	経営者は、衛生管理システムが効果的に機能しているか、見直しの情報源
を運用させ、保持させ、定期的に見直させるとともに、必要に応じ随時見直	を明確にし、定期的に見直しを行わなければならない。ただし、経営者が必
させなければならない。	<u>要と認める場合には、随時これを見直すことができる。</u>
見直しの結果、改善を必要とする事項があった場合は、文書によって <u>改善</u>	見直しの結果、改善を必要とする事項があった場合は、文書によって具体
の内容を具体的に指示するとともに、改善を実施し、その改善内容を記録し	的に <u>指示し、</u> 実施し、その改善内容を記録しなければならない。
なければならない。	
7. 人、設備等の資源の提供と管理	7. 人、設備等の資源の提供と管理
経営者は、衛生管理システムを効果的、かつ、効率的に実施及び維持する	経営者は、衛生管理システムを効果的、かつ、効率的に実施及び維持する
ために、次に掲げる資源を提供しなければならない。	ために、次に掲げる資源を提供しなければならない。
(1) 人的資源	(1) 人的資源

経営者は、業務の質・量に見合った人的資源を確保し、管理しなければな

(2) 従事者の知識と能力

らない。

経営者は、業務の質・量に見合った人的資源を確保し、管理しなければな口

(2) 従事者の知識と能力

らない。

新	Ш
経営者は、従事者に求められる知識及び業務遂行能力を把握しなければ	経営者は、従事者に求められる知識及び業務遂行能力を把握しなければ
ならない。	ならない。
経営者は、従事者の知識及び業務遂行能力の保持、向上を図るため、第5	経営者は、従事者の知識及び業務遂行能力の保持、向上を図るため、 <u>必要</u>
<u>草</u> の教育及び訓練 <u>をHACCPチーム責任者に行わせなければならない</u> 。	な教育及び訓練の機会を提供しなければならない。
(3) 設備・機器の提供と管理	(3) 設備・機器の提供と管理
経営者は、必要な設備・機器を提供し、意図された機能が効果的に発揮さ	経営者は、必要な設備・機器を提供し、意図された機能が効果的に発揮さ
れるように保持し、管理しなければならない。	れるように保持し、管理しなければならない。
第3章 危害要因分析の準備	第3章 危害要因分析の準備
HACCP チームは、第4章で記述される危害要因分析の準備作業として、次フェロンフェーでも、中でも、中でも、中でも、からなり、	HACCP チームは、第4章で記述される危害要因分析の準備作業として、次テロジェ またき ちょっちょう
(「狗」の事項の夫加しよりよい。 - ★女母を百十岁日~6巻十	に拘りの事項の未断しよりまい。 - 世本年で百十省日が終廿
1. 米国中の水のイベン県や HACCP チームは 一次について 文書化1. 保持1. 甲新1. なければならない.	1. 米国中の城の七人の頃を HACCP チームは一次について立事化1. 保持1. 甲帯1.なければならない。
(2) 原材料・資材の予測される危害	(2) 原材料・資材の予測される危害
(3) 予測される危害の予防措置	(3) 予測される危害の予防措置
(4) 原材料・資材の供給者	(4) 原材料・資材の供給者
2 岁苔•	2 岁达• 均莊物の辞件
I. グ田 田子アンココ HACCP チームは、次について文書化し、保持し、更新しなければならない。	1. グロ HIPショコ HACCP チームは、次について文書化し、保持し、更新しなければならない。
性状、安全性や安定性に関わる情報	性状、安全性や安定性に関わる情報

兼	ll ll
(2) 家畜・畜産物の出荷形態	(2) 家畜・畜産物の出荷形態
生体、コンテナ、専用容器、包装形態等	生体、コンテナ、専用容器、包装形態等
(3) 家畜・畜産物の保証期限及びその条件	(3) 家畜・畜産物の保証期限及びその条件
法規制や出荷先の規定がある場合は、それに従っていること	法規制や出荷先の規定がある場合は、それに従っていること
(4) 家畜・畜産物の出荷先	(4) 家畜・畜産物の出荷先
出荷先の名称、可能であれば最終消費者までの流通経路及びそれぞ	出荷先の名称、可能であれば最終消費者までの流通経路及びそれぞ
れの経路における取扱い	れの経路における取扱い
(5) 家畜・畜産物の出荷先への情報	(5) 家畜・畜産物の出荷先への情報
ワクチン接種、薬剤投与歴、出荷日、出荷量等	ワクチン接種、薬剤投与歴、出荷日、出荷量等
(6) 家畜・畜産物の流通上の特別な管理	(6)家畜・畜産物の流通上の特別な管理
温度・湿度管理、取扱い等特別な管理を必要とする事項	温度・湿度管理、取扱い等特別な管理を必要とする事項
3. 意図する用途	3. 意図する用途
HACCP チームは、以下について文書化し、保持し、更新しなければならな	HACCP チームは、以下について文書化し、保持し、更新しなければならな
٥١,٠	°CA
(1) 家畜・畜産物の用途	(1) 家畜・畜産物の用途
(2) 予測される取り扱い	(2) 予測される取り扱い
加工の方法、最終調理法等	加工の方法、最終調理法等
(3)予測される誤った取扱いや使用	(3) 予測される誤った取扱いや使用
(4) 最終消費者の特定	(4) 最終消費者の特定
乳幼児・高齢者・病人等ハイリスク者が最終消費者である場合はその	乳幼児・老人・病人等ハイリスク者が最終消費者である場合はその特
特定	凉
朱光や田が立へでは 4/7 だって7) 図鑑・ およ	「一分別の一位を発生を表現して、これがあった。」「「一分別の一位を表現して、これがあった。」「「一方の一位を表現して、これでは、「一方の一位では、」」「「一方の一位では、」」「「一方の一位では、」」」「「一方の一位では、」」「「一方の一位では、」」」「「一方の一位では、」」「「一方の一位では、」」」「「一方の一位では、」」「「一方の一位では、」」」「「一方の一位では、」」「「一方の一位では、」」」「「一方の一位では、」」」「「一方の一位では、」」」「「一方の一位では、」」」「「一方の一位では、」」」「「一方の一位では、」」」「「一方の一位では、」」」「「一方の一位では、」」」「「一方の一位では、」」」「「一方の一位では、」」」「「一方の一位では、」」」「「一方の一位では、」」」「「一方の一位では、」」」「「一方の一位では、」」」」「「一方の一位では、」」」「「一方の一位では、」」」「「一方の一位では、」」」」「「一方の一位では、」」」「「一位では、」」」」「「一位では、」」」」」「「一位では、」」」」」「「一位では、」」」」」「「一位では、」」」」」「「一位では、」」」」」「「一位では、」」」」」「「一位では、」」」」」」「「一位では、」」」」」「「一位では、」」」」」」「「一位では、」」」」」「「一位では、」」」」」「「一位では、」」」」」」「「一位では、」」」」」「「一位では、」」」」」」「「一位では、」」」」」「「一位では、」」」」」」「「一位では、」」」」」「「一位では、」」」」」「「一位では、」」」」」」「「一位では、」」」」」「「一位では、」」」」」」「「一位では、」」」」」「「一位では、」」」」」」」「「一位では、」」」」」「「一位では、」」」」」」「「一位では、」」」」」」「「一位では、」」」」」」」」」「「一位では、「一位では、」」」」」」」「「一位では、」」」」」」」」」」」」」」」「「一位では、「では、「一位では、「では、「一位では、「一位では、「では、」は、「一位では、「一位では、」は、「一位では、「で
4. 1柱一見凶(ノロータイノクフム)及い現状作業、生産環境の別権化と	4. 上ඦ一見凶(ノロータイノクフム)及の現状作業、生産源児の明確化と

田語から権数	田場らの確認
E	兼

文書化し、現場で確認し、必要に応じて更新 HACCP チームは、以下に従い、工程一覧図並びに現状の工程内作業、日常 作業及び生産環境を明確にし、 し、保持しなければならない

(1) 工程一覧図の作成

材が使用される工程の段階を図式化した工程一覧図を作成しなければなら HACCP チームは、すべての作業工程の順序及び相互関係並びに原材料・資

定期・不定期作業)の明確化 (2) 現状作業 (工程内及び日常、

工程内現状作業の明確化

を阻害する可能性のある要因、それを防ぐ注意点、使用する資機材及び作業 目的 の手順・方法を明確にしなければならない。作業の手順・方法は、準備作業、 HACCP チームは、すべての工程内作業の現状について、作業の目的、 実施する作業、実施後の作業に分けて記述しなければならない

現状の日常作業及び定期・不定期作業の文書化 (3)

(間隔)・頻度及び作業の HACCP チームは、工程内作業以外で、日常的及び定期・不定期に実施して 使用する資機 作業の手順・方法を明確にしなければならない。作業の手順・方法は、 実施後の作業に分けて記述しなければならない。 それを防ぐ注意点、 いるすべての作業について、作業を実施する時期 目的を阻害する可能性のある要因、 実施する作業、 目的、

当。 文書化し、現場で確認し、必要に応じて更新 HACCP チームは、以下に従い、工程一覧図並びに現状の工程内作業、 作業及び生産環境を明確にし、 し、保持しなければならない

(1) 工程一覧図の作成

HACCP チームは、すべての作業工程の順序及び相互関係並びに原材料・資 - 覧図を作成しなければなら 材が使用される工程の段階を図式化した工程一

(2) 現状作業 (工程内及び日常定期・不定期作業) の明確化

① 工程内現状作業の明確化

目的 を阻害する可能性のある要因、それを防ぐ注意点、使用する資機材及び作業 の手順・方法を明確にしなければならない。作業の手順・方法は、準備作業、 HACCP チームは、すべての工程内作業の現状について、作業の目的、 実施後の作業に分けて記述するこ 実施する作業、

現状の日常作業及び定期・不定期作業の文書化 (3)

HACCP チームは、工程内作業以外で、日常的及び定期・不定期に実施して ・ 頻度及び作業の 使用する資機 材、作業の手順・方法を明確にしなければならない。作業の手順・方法は、 それを防ぐ注意点、 実施後の作業に分けて記述するこ (副盟) 作業を実施する時期 目的を阻害する可能性のある要因、 いるすべての作業について、 実施する作業、 準備作業、 目的、

	(3) 生斑桿梅心中重化	从在语格 ○七聿//
旧		新

- 敷地、畜舎等の施設、主な設備及び道路等周囲の状況を明確にしなけれ ばならない
- 清浄度区分 (ゾーニング) 及び を検討しなければならない 農場内の交差汚染の予防を考慮した、 (動線) 家畜、物の流れ
- 主な設備等の配置を示した平面図上に、清浄度区分 生産物等の流れをトレースし、各種動線図を作 烫 成しなければならない 施設、 を明示し、人、家畜、 敷地、道路、 (m)

生産環境の現場確認 (4) 工程一覧図及び現状作業、

期・不定期作業、並びに生産環境は正しく現状を反映したものであることを HACCP チームは、工程一覧図及び工程内現状作業、現状の日常作業及び定 **現場で確認し、必要であれば修正しなければならない。**

一般的衛生管理プログラムの確立と HACCP 計画の作成 第4章

運用 HACCP チームは、次の手順により定める衛生管理システムの基礎となる一 般的な衛生管理プログラム (以下「一般的衛生管理プログラム」という) を それに基づく活動を実施し、 し、その有効性を確実にしなければならない 確立するとともに HACCP 計画を作成し、

1. 一般的衛生管理プログラムの確立

1 安全な家畜又は畜産物の生産を行うため、次により、 般的衛生管理プログラムを確立しなければならない HACCP チームは、

- 敷地、畜舎等の施設、主な設備及び道路等周囲の状況を明確にしなけれ ばならない Θ
- 家畜、物、生産物等の流れをトレースし、各種動線図を作 清浄度 敷地、道路、施設、主な設備等の配置を示した平面図上に、清浄度区分 を検討すること。 家畜間の交差感染又は畜産物への交差汚染の予防を考慮した、 (動線) 物の流れ ※ 製、 及び人、 区分 (ゾーニング) を明示し、人、 \odot (3)

生産環境の現場確認 (4) 工程一覧図及び現状作業、

成すること。

HACCP チームは、工程一覧図及び工程内現状作業、現状の日常作業及び定 期・不定期作業、並びに生産環境は正しく現状を反映したものであることを 現場で確認し、必要であれば修正しなければならない

一般的衛生管理プログラムの確立と HACCP 計画の作成 第4章

運用 HACCP チームは、次の手順により定める衛生管理システムの基礎となる一 K 般的な衛生管理プログラム(以下「一般的衛生管理プログラム」という) それに基づく活動を実施し、 その有効性を確実にしなければならない 確立するとともに HACCP 計画を作成し、

一般的衛生管理プログラムの確立 Η.

安全な家畜又は畜産物の生産を行うため、次により、 般的衛生管理プログラムを確立しなければならない HACCP チームは、

1

新	旧
(1)一般的衛生管理プログラムを確立する場合、家畜伝染病予防法第12	(1)一般的衛生管理プログラムを確立する場合、家畜伝染病予防法第12
条の3に基づく飼養衛生管理基準を基礎とし、適切な情報(法令・規	条の3に基づく飼養衛生管理基準を基礎とし、適切な情報(法令・規則、
則、家畜衛生管理ガイドライン、コーデックス委員会の「食品衛生の	家畜衛生管理ガイドライン、コーデックス委員会の「食品衛生の一般原
一般原則に関わる規則」及び「危害要因分析必須管理点(HACCP)シス	則に関わる規則」及び「危害要因分析必須管理点 (HACCP) システムお
テムおよびその適用のためのガイドライン」等)に基づくものとすること。	よびその適用のためのガイドライン」等)に基づくものとすること。
特に次の事項については、病源体の侵入防止の観点から効果的に実施	
されるよう、その作業手順に留意すること。	(新設)
①農場に立ち入る者の制限	
②農場に立ち入る者の更衣・作業 靴の履き替え・消毒	
③農場に持ち込む物品及び農場内に出入りする車両の制限・処理・管理	
④給与水、飼料、敷料等の処理・管理	
⑤導入家畜の健康状態の確認・管理	
⑥農場への野生動物の侵入防止措置	
①衛生管理区域内への愛玩動物の持ち込み及び当該区域内での飼養の禁止	
⑧農場域内の整理整頓及び消毒	
(2) 管理方法は、第3章で作成した文書や、作業手順書、作業マニュアル	管理方法は、作業手順書、作業マニュアル等の文書により定めること。
等の文書により定めること。それぞれの一般的衛生管理プログラムは、	それぞれの一般的衛生管理プログラムは、第11部の畜種別衛生管理規
第Ⅱ部の畜種別衛生管理規範を参考にすること。	節を参考にすること。
(3)一般的衛生管理プログラムに基づく作業が適切に行われているか否	(新設)
か、作業後の様態や効果についてのモニタリングの必要性を検討し、	
モニタリングを行う場合には、その記録の方法を明確にすること。	
(4)一般的衛生管理プログラムの検証は、計画的に実施され、検証結果に	(2) 一般的衛生管理プログラムの検証は、計画的に実施され、検証結果に
基づき、必要に応じて修正すること。また、当該検証及び修正は記録	基づき、必要に応じて修正すること。また、当該検証及び修正は記録し、
し、当該記録は保持すること。	当該記録は保持すること。

操	田
(5)一般的衛生管理プログラムの維持管理のための活動は、文書化するこ	(3)一般的衛生管理プログラムの維持管理のための活動は、文書化するこ
ŝ	Ĵ
2. 危害要因分析(原則1)	2. 危害要因分析(原則 1)
HACCP チームは、次により、すべての原材料及び作業工程に存在する危害	HACCP チームは、次により、すべての原材料及び作業工程に存在する危害
を列挙し、予防手段を文書化すること。当該文書は、保持し、必要に応じて	を列挙し、予防手段を文書化すること。当該文書は、保持し、必要に応じて
更新しなければならない。	更新しなければならない。
(1) 危害の列挙	(1) 危害の列挙
すべての原材料及び作業工程に危害となる要因が存在するか否か	すべての原材料及び作業工程に危害となる要因が存在するか否か
を、適切なワークシートを用いて列挙すること。当該ワークシートは、	を、適切なワークシートを用いて列挙すること。当該ワークシートは、
保持し、更新しなければならない。	保持し、更新しなければならない。
(2) 危害の特定と予防手段	(2) 危害の特定と予防手段
危害が存在するとしたそれぞれの原材料及び作業工程について、危	危害が存在するとしたそれぞれの原材料及び作業工程について、危
害に対する管理手段を一般的衛生管理プログラム又は HACCP 計画で管	害に対する管理手段を一般的衛生管理プログラム又は HACCP 計画で管
理するかを選択すること。	理するかを選択すること。
管理手段の選択は、次の基準により決定しなければならない。	管理手段の選択は、次の基準により決定しなければならない。
① 起こる可能性のある生物的、化学的、物理的危害がこの工程に存在	① 起こる可能性のある生物的、化学的、物理的危害がこの工程に存在
するか又は入る可能性があるか。	するか又は入る可能性があるか。
② 管理条件によりその危害は増大するか又は制御されるか。	② 管理条件によりその危害は増大するか又は制御されるか。
③ 発生頻度や重篤性からみてその危害は、HACCP 計画で扱うほど重要	③ 発生頻度や重篤性からみてその危害は、HACCP 計画で扱うほど重要
か又は一般的衛生管理プログラムで管理可能か。	か又は一般的衛生管理プログラムで管理可能か。
④ HACCP 計画又は一般的衛生管理プログラムで扱うとした理由は何	④ HACCP 計画又は一般的衛生管理プログラムで扱うとした理由は何
か。	かっ。
⑤ 危害を予防、排除又は減少させる実施可能で効果的な制御手段があ	⑤ 危害を予防、排除又は減少させる実施可能で効果的な制御手段があ

操	田
るか、具体的にどのような手段か。	るか、具体的にどのような手段か。
危害要因分析の過程で一般的衛生管理プログラムの修正・改善の	危害要因分析の過程で一般的衛生管理プログラムの修正・改善の
必要性が生じた場合は、修正すること。	必要性が生じた場合は、修正すること。
3. HACCP 計画の作成	3. HACCP 計画の作成
HACCP チームは、HACCP 計画を作成し、文書化し、保持し、必要に応じて	HACCP チームは、HACCP 計画を作成し、文書化し、保持し、必要に応じて
見直 <u>さ</u> なければならない。HACCP 計画においては、次に掲げる事項を定める	見直 <u>しし</u> なければならない。HACCP 計画においては、次に掲げる事項を定め
ものとする。	るものとする。
(1) 必須管理点 (CCP) の決定 (原則 2)	(1) 必須管理点 (CCP) の決定 (原則2)
HACCP 計画によって管理しなければならない危害ごとに、必須管理点	HACCP 計画によって管理しなければならない危害ごとに、必須管理点
を明確にすること。また、必須管理点に対する管理手段を決定しなけれ	を明確にすること。また、必須管理点に対する管理手段を決定しなけれ
ばならない。	ばならない。
(2) 許容限界の決定 (原則3)	(2) 許容限界の決定 (原則3)
必須管理点において、家畜・畜産物の安全性に対する危害が起きるの	必須管理点において、家畜・畜産物の安全性に対する危害が起きるの
を予防、排除又は許容できる範囲内にするために、許容限界を決定する	を予防、排除又は許容できる範囲内にするために、許容限界を決定する
こと。ただし、法規制で定められた値がある場合には、これに従わなけ	こと。ただし、法規制で定められた値がある場合には、これに従わなけ
ればならない。	ればならない。
(3) 監視 (モニタリング) 方法の確立 (原則4)	(3) 監視 (モニタリング) 方法の確立 (原則4)
必須管理点において、許容限界が守られていることを、測定、観察、	必須管理点において、許容限界が守られていることを、測定、観察、
確認して記録するモニタリングの手順及び方法を確立すること。	確認して記録するモニタリングの手順及び方法を確立すること。
① モニタリングの手順及び方法では、その対象事項、具体的な手順、	① モニタリングの手順及び方法では、何を、どのような手順と方法で、
方法及び実施の頻度を定め、測定、観察及び記録付け並びに記録の確	どのような頻度で、誰がモニターし、記録付けし、誰が確認するかを
認を行う担当者を明確にすること。	明確にすること。
② モニタリングを行う従事者は、適切に教育され、訓練されなければ	② モニタリングを行う従事者は、適切に教育され、訓練されなければ

新	旧
ならない。	ならない。
③ モニタリングの記録は、保持されなければならない。	③ モニタリングの記録は、保持されなければならない。
(4) 是正措置の確立 (原則5)	(4) 是正措置の確立(原則5)
許容限界を逸脱した場合にとるべき措置として、以下の事項を確立	許容限界を逸脱した場合にとるべき措置として、以下の事項を確立
すること。	すること。
①逸脱した状態で生産された家畜又は畜産物の分別と処理の方法(他	①逸脱した原因の究明
用途への転用、廃棄、その他)	②逸脱した状態で生産された家畜又は畜産物の分別と処理の方法(他
②正常への復帰	用途への転用、廃棄、その他)
③逸脱した原因の究明	③正常への復帰
④再発を防止するための対策	④再発を防止するための対策
是正措置を行う際には、決裁権を有する責任者がそれに当たること。	是正措置を行う際には、決裁権を有する責任者がそれに当たること。
実行された一連の是正措置は、記録し、保持しなければならない。	実行された一連の是正措置は、記録し、保持しなければならない。
(5) 検証方法の決定 (原則6)	(5) 検証方法の決定 (原則6)
HACCP システムが HACCP 計画に従って実施されているかを確認する	HACCP システムが HACCP 計画に従って実施されているかを確認する
に当たり、検証の目的、方法、頻度もしくは間隔を定め <u>た検証計画を作</u>	ための検証は、検証の目的、方法、頻度もしくは間隔を定め、計画的・
成し、これに基づき計画的・定期的に検証を行うこと。	定期的に行うこと。
検証では、以下の事項を確認すること。	検証では、以下の事項を確認すること。
① HACCP 計画が適正に運営されている <u>ことを</u> モニタリング記録、是正	① 一般的衛生管理プログラム及びHACCP計画が適正に運営されている
措置の記録、現場の査察、従事者へのインタビューなどにより確かめ	かをモニタリング記録、是正措置の記録、現場の査察、従事者へのイ
めてた。	ンタビューなどにより確かめること。
②危害要因分析への入力情報が更新され、危害要因分析が行われ、	②危害要因分析への入力情報が更新され、危害要因分析が行われ、
HACCP 計画が有効で妥当なものである <u>こと</u> 。	HACCP 計画が有効で妥当なものである <u>かを確かめること</u> 。
③モニタリングに用いる機器が定められたとおりに整備されているこ	③モニタリングに用いる機器が定められたとおりに <u>補正</u> されているこ
°	と。

兼	田
(6) 文書化及び記録方法の確立(原則7) 文書化及び文書の管理、並びに記録付け及び記録の管理は、第7章1 及び2に示す要件を満たすこと。	(6) 文書化及び記録方法の確立(原則7) 文書化及び文書の管理、並びに記録付け及び記録の管理は、第7章1 及び2に示す要件を満たすこと。
第5章 教育・訓練	第5章 教育・訓練
従事者に対し、次の要件を満たす教育・訓練が効果的に実施されていること。	従事者に対し、次の要件を満たす教育・訓練が効果的に実施されていること。
1. 教育・訓練	1. 教育・訓練
HACCP チーム責任者は、従事者に対して衛生管理に関する基本的な知識、	HACCP チーム責任者は、従事者に対して衛生管理に関する基本的な知識、
第4草で定めた一般的衛生管理プログラムに基づいた作業の手順及び方法、モニタリング、記録付けの方法、HACCP 計画、是正措置、その他一般的	作業の寺順及び方法、モニタリング、記録付けの方法、HACCP 計画、その他一般的衛生管理プログラム並びに HACCP に関する知識・技能の維持向上を
衛生管理プログラム並びに HACCP に関する知識・技能の維持向上を図るた	図るため教育・訓練 <u>が行われていること</u> 。
めの教育・訓練を行うこと。	
教育・訓練は、次の要件を満たさなければならない。	教育・訓練は、次の要件を満たさなければならない。
(1) 従事者 \overline{M} 自らの活動の $持つ$ 意味及び重要性 \overline{W} びに衛生管理システムの対理的な活用に向けて自己がだのよるな言語があまる。の対理的な	(1) 従事者自らの活動の意味及び重要性を <u>明確に認識されていること</u> 。
の効果的な連吊に同りて目らからのような貝肌ができるかの診臓を付たせるものであること。	
(2) 教育・訓練の目的、達成目標が明らかであり、その有効性が評価され	(2) 教育・訓練の目的、達成目標を明らかに <u>されている</u> こと。
るものであること。	
(3) 教育・訓練の効果を確認し、 <u>必要な力量が不足している場合にはその</u>	(3) 教育・訓練の効果を確認し、十分な効果が達成されない場合は再教育
力量に到達することを目的とした再教育が実行されるものであるこ	が実行されていること。
<u>수</u>	

幾	ш
(4)(1)から(3)までの事項が計画的に行われ、記録されるものであ	(4)(1)から(3)までの事項が計画的に行われ、記録されていること。
\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	
2. 教育・訓練プログラム	2. 教育・訓練プログラム
HACCP チーム責任者は、教育・訓練担当者及び教育・訓練の対象者を明確	HACCP チーム責任者は、教育・訓練担当者及び教育・訓練の対象者を明確
にし、あらかじめ実施の時期を明確にし、スケジュール化して行うこと。な	にし、あらかじめ実施の時期を明確にし、スケジュール化して行うこと。な
お、スケジュールを変更する場合は、その理由を記録しておかなければなら	お、スケジュールを変更する場合は、その理由を記録しておかなければなら
ない。ただし、教育・訓練は、外部の専門家に依頼することができる。	ない。ただし、教育・訓練は、外部の専門家に依頼することができる。
第6章 評価、改善及び衛牛管理システムの更新	第6章 評価、改善及び衛牛管理システムの更新
HACCP チーム責任者は、衛生管理システム全体を効果的に運用し、保持す	HACCP チーム責任者は、衛生管理システム全体を効果的に運用し、保持す
るため、次の事項について、それが効果的であり、有効なものであるかどう	るため、次の事項について、それが効果的であり、有効なものであるかどう
かを定期的に評価するとともに、改善を必要とする事項が見いだされた場	かを定期的に評価するとともに、改善を必要とする事項が見いだされた場
合は、速やかに改善しなければならない。	合は、速やかに改善しなければならない。
1. 內部監査	1. 内部検証
衛生管理システムが効果的であり、有効なものであるかどうかを確認す	衛生管理システムが効果的であり、有効なものであるかどうかを確認す
るため、以下に従い、内部監査を実施しなければならない。	るため、以下に従い、内部 <u>検証</u> を実施しなければならない。
(1) 内部 <u>監査</u> 員は、経営者又は経営者を代行する者により指名されるこ	(1) 内部 <u>検証</u> 員は、経営者又は経営者を代行する者により指名されるこ
ک ا	<i>گ</i>
(2) 内部 <u>監査</u> は、 20 手順を明確にし、定められた間隔で、計画的に実施	(2) 内部 <u>検証は、検証</u> 手順を明確にし、定められた間隔で、計画的に実施
しなければならない。	しなければならない。
(3)内部監査員は、衛生管理システムが妥当なものであるか、効果的に実	(3)内部検証員は、衛生管理システムが妥当なものであるか、効果的に実

兼	田
施され、改善を要する事項は更新されているかを、インタビュー、文	施され、改善を要する事項は更新されているかを、インタビュー、文書・
書・記録の点検、現場の観察によって検証しなければならない。	記録の点検、現場の観察によって検証しなければならない。
(4)内部監査員は、自らが所属する部署を検証することは避けなければな	(4)内部 <u>検証</u> 員は、自らが所属する部署を検証することは避けなければな
らない。	らない。
(5)内部 <u>監査</u> 員に外部の専門家を参加させることができる。	(5)内部<u>検証</u>員に外部の専門家を参加させることができる。
(6) <u>内部監査員は、</u> 内部 <u>監査</u> の結果 <u>を</u> 内部 <u>監査</u> 報告書として文書化しなけ	(6) 内部 <u>検証</u> の結果は、内部 <u>検証</u> 報告書として文書化しなければならな
ればならない。	٠٠/٠
(7) 内部 <u>監査</u> の結果は、その都度経営者及び HACCP チーム責任者に報告	(7) 内部 <u>検証</u> の結果は、その都度経営者及び HACCP チーム責任者に報告
し、改善点があればそれを指摘し、更なる保持向上に寄与しなければな	し、改善点があればそれを指摘し、更なる保持向上に寄与しなければな
らない。	らない。
2. 情報の分析	2. 情報の分析
HACCP チームは、衛生管理システム運用の中で収集した情報を分析・評価	HACCP チームは、衛生管理システム運用の中で収集した情報を分析・評価
し、改善に結びつく新たな事実の発見に努めなければならない。情報分析の	し、改善に結びつく新たな事実の発見に努めなければならない。情報分析の
結果、得られた有効な知見は、記録し、必要に応じて改善に結び付けなけれ *	結果、得られた有効な知見は、記録し、必要に応じて改善に結び付けなけれ
ばならない。	ばならない。
分析の対象となる情報、記録には、以下の事項が含まれる。	分析の対象となる情報、記録には、以下の事項が含まれる。
(1) 外部コミュニケーションの情報	(1) 外部コミュニケーションの情報
(2)内部コミュニケーションの情報	(2) 内部コミュニケーションの情報
(3)一般的衛生管理プログラムのモニタリング記録 (家畜保健衛生所によ	(3) 一般的衛生管理プログラムの記録
る飼養衛生管理基準の指導結果を含む。)	
(4) HACCP 計画の <u>モニタリング</u> 記録	(4) HACCP 計画の記録
(5) <u>内部監査</u> の記録	(5) <u>検証活動</u> の記録
(6) 教育・訓練の記録	(6) 教育・訓練の記録

兼	田
(7) <u>衛生管理目標の達成状況及びその他の</u> 監視事項の情報 (8) 直近の農場 HACCP 認証審査結果	(7) <u>経済性に関わる</u> 監視事項の情報 (新設)
 衛生管理システムの更新 経営者の指示のもと、HACCP チーム責任者は、衛生管理システムの有効性 ************************************	3. 衛生管理システムの更新 経営者は、衛生管理システムの有効性が継続的に向上されるように、改善のキャウが開発されている。 ジョン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
が整売的に同工されるよりに、 <u>1及ひ2の桁来でもとに、</u> 欧善のための処置 を実施すること。必要により衛生管理システムを更新すること。 衛生管理システムを更新するときは、あらかじめ経営者に報告するとと	のにめの処値を未施すること。必要により閘生官柱ンイアムを曳削すること。 と。 衛生管理システムの更新活動は、記録すること。_
もに、その更新を記録し、保管すること。 毎7番 無4 英田 サヨリット G パケサ お母 に 間子 2 田 か 車 店	年7年、第7年年前77年、1978
- H エ F エ ケ ラ ・ ・ ス ら ヘ 目 ・ 上 管 理 文 書 リ ス ト	- H エ エ エ ス こ ス こ ス こ ス こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ
HACCP チーム責任者又は HACCP チーム責任者によって指名された者は、農場の衛生管理に係る文書(以下「衛生管理文書」という)の全体像を把握で	HACCP チーム責任者又は HACCP チーム責任者によって指名された者は、農場の衛生管理に係る文書(以下「衛生管理文書」という)の全体像を把握で
* *	きる衛生管理文書リストを作成しなければならない。 衛午管理女書リストは「保持」可新したければたらない、
2. 文書、記録に関する要求事項	3. 文書、記録に関する要求事項
(1) 文書	(1) 文書
文書化及び文書の保存、管理の手順・方法を文書化し、保持しなければな	文書化及び文書の保存、管理の手順・方法を文書化し、保持しなければな
5 th.	675V.
① 文書化	① 文書化
文書化するときは、次の事項を満たさなければならない。	文書化するときは、次の事項を満たさなければならない。

新	Ш
・文書は読み易く分かりやすいこと。	・文書は読み易く分かりやすいこと。
・作成者の所属、署名及び作成した日付があること。	・作成者の所属、署名及び作成した日付があること。
・責任者の所属、署名及び署名した日付があること。	・責任者の所属、署名及び署名した日付があること。
・更新の履歴が明確にされていること。	・更新の履歴が明確にされていること。
・氏名の印字又は電子サイン等の使用により署名に代える場合は、あらか	(追加)
じめその旨を定めた文書を作成すること。	
② 文書管理	② 文書管理
文書は、以下の要件が満たされるように管理されなければならない。	文書は、以下の要件が満たされるように管理されなければならない。
・文書管理体系を確立すること。	・文書管理体系を確立すること。
・文書ごとに管理責任者を定めること。	・文書ごとに管理責任者を定めること。
・文書を配布する際は、配布先が明確にされていること。	・文書を配布する際は、配布先が明確にされていること。
・必要なときに、必要なところで使用可能であること。	・必要なときに、必要なところで使用可能であること。
・改訂版が最新のものであること。	・現在の改訂版が最新のものであること。
・廃棄する文書を明確にし、適切に廃棄処分されていること。	・廃棄する文書を明確にし、適切に廃棄処分されていること。
・廃棄する方法が文書化されていること。	・廃棄の手順が文書化されていること。
(2) 記録	(2) 記錄
記録付け及び記録の保存、管理の手順を文書化し、保持しなければな	記録付け及び記録の保存、管理の手順を文書化し、保持しなければな
らない。	らない。
記録は、文書と区別して保持しなければならない。	記録は、文書と区別して保持しなければならない。
① 記録付け	① 記録付け
記録は、電子化する場合も含め、次の事項を満たさなければならな	記録は、次の事項を満たさなければならない。
<i>V</i> %	

新	旧
・記録は読み易いこと。	・記録は読み易いこと。
・記録付けを行った人の所属、署名及び記録付けを行った日付、必要	・記録付けを行った人の所属、署名及び記録付けを行った日付、必要
により時間 <u>の記載があること。</u>	により時間
・責任者の所属、署名及び署名した日付 <u>の記載</u> があること。	・責任者の所属、署名及び署名した日付があること。
・記録の様式は、あらかじめ定められた頻度又は時期に見直される	・記録の様式は、あらかじめ定められた頻度又は時期に見直されるこ
ر ال	å
② 記錄管理	② 記録管理
記録は、以下の要件が満たされるように管理されなければならな	記録は、以下の要件が満たされるように管理されなければならな
い。なお、記録の識別が容易で、検索できることが望ましい。	い。なお、記録の識別が容易で、検索できることが望ましい。
・記録ごとに管理責任者を定めること。	・記録ごとに管理責任者を定めること。
・記録の保管場所、保存期間が明確であること。	・記録の保管場所、保存期間が明確であること。
・廃棄 <u>する方法</u> が文書化されていること。	・廃棄 <u>の手順</u> が文書化されていること。
付属資料	付属資料
1. 用語及び定義	1. 用語及び定義
(削分)	清浄:汚れや埃、土、飼料の残渣、油分、その他の好ましくない物質の除去。
(削3)	消毒:化学的及び/または物理的な方法によって、家畜・畜産物の安全性あ
	るいは適切さが害われ、危険に曝されないレベルまでに微生物の数
	を減少させること。
(削る)	施設:家畜・畜産物が取り扱われるあらゆる建物、又はエリア及びその周
	<u>iii</u>
(削る)	危害要因 (ハザード): 健康への悪影響を引き起こす可能性をもつ、家畜・

田	音産物中の生物学的、化学的又は物理的な要因、あるいは状態 HACCP:家畜・畜産物の安全性にとって重大な危害要因 (ハザード) を特定	(新設)		(新設)	(新設)		(新設)		(新設)				(新設)			(新設)	(新設)		(新設)	コントロールする(動詞): 決定した基準を確実に保持するために必要とす	るすべての作業を行うこと。	コントロール (名詞):正しい手順に従っており、その中で基準が満たされ
兼	HACCP:家畜・畜産物の安全性にとって重大な危害要因 (ハザード) を特定	IACCP 計画:家畜・畜産物の安全性に重大なハザードのコントロールを確保	するために HACCP の原則に従って作成した文書 <u>。</u>	逸脱:許容限界が守られないこと。	衛生管理区域:飼養衛生管理基準で定められている、病原体の侵入を防止す	るために衛生的な管理が必要となる区域。	危害要因 (ハザード) :健康への悪影響を引き起こす可能性をもつ、家畜・	畜産物中の生物学的、化学的又は物理的な要因、あるいは状態。	危害要因 (ハザード) 分析: 危害要因 (ハザード) 及び危害が存在する条件	に関する情報を収集して、その中のどれが家畜・畜産物の安全性に重	要であり、HACCP 計画に記述されるべきかを決めるために評価するプ	□t λ <u>∘</u>	許容限界:必須管理点において、家畜・畜産物の安全性に対する危害が起き	るのを予防、排除あるいは許容できる範囲内にするためにコントロ	一ルしなければならない最高値あるいは最低値。	更新: 把握した最新情報をシステムや文書などに反映させること。	工程一覧図 (フローダイアグラム):家畜・畜産物の生産過程における一連	のステップや作業(オペレーション)を系統的に表現したもの。	工程内作業:家畜・畜産物の主な生産工程で行われる作業 <u>。</u>	コントロールする(動詞): 決定した基準を確実に保持するために必要とす	るすべての作業を行うこと。	コントロール (名詞):正しい手順に従っており、その中で基準が満たされ

操	
ている状態。	ている状態
施設:家畜・畜産物が取り扱われるあらゆる建物、又はエリア及びその周	(新設)
, ZZ	
清浄:汚れや埃、土、飼料の残渣、油分、その他の好ましくない物質の除去。	(新設)
是正措置: 必須管理点におけるモニタリングの結果が、コントロールが失わ	是正措置: 必須管理点におけるモニタリングの結果が、コントロールが失わ
れた状態になったことを示す時にとられるべき措置。	れた状態になったことを示す時にとられるべき措置
組織員:家畜生産農場において、家畜・畜産物の生産に関わる全職員。	(新設)
定期作業 :家畜・畜産物の生産工程で行われる工程内作業以外の作業のう	(新設)
ち、当該農場において定期的に実施するもの。	
日常作業:家畜・畜産物の生産工程で行われる工程内作業以外の作業のう	(新設)
ち、当該農場において毎日実施するもの。	
必須管理点 (CCP) :家畜・畜産物の安全性に対するハザードを、防ぐ、取り	必須管理点 (CCP): 家畜・畜産物の安全性に対するハザードを、防ぐ、取り
除く、又は許容レベルまで引き下げるための必須のステップ。	除く、又は許容レベルまで引き下げるための必須のステップ
不定期作業:家畜・畜産物の生産工程で行われる工程内作業以外の作業のう	(新設)
ち、当該農場において必要に応じて不定期に実施するもの。	
(削多)	許容限界: 必須管理点において、家畜・畜産物の安全性に対する危害が起き
	るのを予防、排除あるいは許容できる範囲内にするためにコントロ
	ールしなければならない最高値あるいは最低値
(削多)	逸脱: 許容限界が守られないこと。
(別2)	工程一覧図 (フローダイアグラム):家畜・畜産物の生産過程における一連
	のステップや作業(オペレーション)を系統的に表現したもの。
(削多)	HACCP 計画:家畜・畜産物の安全性に重大なハザードのコントロールを確保
	するために HACCP の原則に従って作成した文書
(削る)	危害要因(ハザード)分析: 危害要因(ハザード)及び危害が存在する条件

兼	田
	に関する情報を収集して、その中のどれが家畜・畜産物の安全性に重要であり、HACCP 計画に記述されるべきかを決めるために評価するプロセス
モニタリング: 必須管理点がコントロール下にあるか否か、一般的衛生管理	
<u>プログラムが適正に運用されているか</u> を評価するために行う <u>観察</u> ・ 測定の手順・方法、又は行動 <u>。</u>	う、観測・測定の手順・方法、又は行動
2. 引用文書	2. 引用文書
1. Recommended International Cord of Practice General	1. Recommended International Cord of Practice General
Principles of Food Hygiene CAC/PCP1-1969, Rev. 5 (2020)	Principles of Food Hygiene CAC/PCP1-1969, Rev. 4 (2003)
THE CODEX ALIMENTARIUS COMMISSION	THE CODEX ALIMENTARIUS COMMISSION
(食品衛生の一般原則 国際的に推奨される実施規格	(食品衛生の一般原則 国際的に推奨される実施規格
CAC/RCP 諸般 1969 年、 <u>第 5 改訂 2020 年</u> Codex 委員会)	CAC/RCP 諸般 1969 年、 <u>第 4 改訂 2003 年</u> Codex 委員会)
2. Hazard Analysis And Critical Control Point (HACCP) system	2. Hazard Analysis And Critical Control Point (HACCP) system
Guidelines for Its Application (ANNEX) THE CODEX	Guidelines for Its Application (ANNEX) THE CODEX
ALIMENTARIUS COMMISSION	ALIMENTARIUS COMMISSION
(危害要因分析必須管理点 (HACCP) システムおよびその適用の	(危害要因分析必須管理点 (HACCP) システムおよびその適用の
ためのガイドライン 付属文書) Codex 委員会	ためのガイドライン 付属文書) Codex 委員会
3. 家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン 平成 14 年	3. 家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン 平成 14 年
農林水産省監修	農林水産省監修
4. 家畜の衛生管理ガイドライン 解説書 平成14年 農林水産	4. 家畜の衛生管理ガイドライン 解説書 平成 14年 農林水産
省監修	省監修

4年度発 HACCP 第 6 号 令和 4 年 7 月 12 日

農場 HACCP 認証 関係者各位 様

農場 HACCP 認証基準改正に伴う認証審査の実施について

このたび、農林水産省消費・安全局長から、令和4年7月12日付け4消安第1747号をもって、農場 HACCP 認証基準の一部改正について通知されました。今回の改正は、食品安全の国際規格であるISO22000の改正や飼養衛生管理基準の強化等を踏まえ行われたものです

つきましては、速やかに改正後の農場 HACCP 認証基準に対応するとともに、改正された認証基準に従って円滑な認証審査を推進する必要があります。

このため、農場 HACCP 認証協議会において協議の結果、認証基準改正に伴う認証審査の実施方法として、下記のとおり経過的措置の実施期間、該当項目及び対応方針を決定したので、ご承知の上、混乱のないよう対応等をお願いします。

なお、農場HACCP認証の審査員研修(審査員養成研修、力量向上研修)及び指導員養成研修等において、認証基準改正に伴う審査に関する講義を行うことも予定しているので、積極的な受講を検討するとともに、関係者への受講の働きかけ等をお願いします。

記

1. 経過的措置の実施期間

新たな認証基準の公布日から1年以内に申請された認証審査(初回、維持、更新)を対象とする。

2. 経過的措置の該当項目及び対応方針(別紙のとおり)

経過的措置の対象とする認証基準の項目について、文書審査において改正後の認証基準の要求内容が達成されていない場合は、懸念事項として指摘する。

しかしながら、その後の現地審査において達成できていない場合においても、不適合とは せず、観察事項として指摘する。併せて、次回審査までに改善及び更新を求める。

ただし、公表日から6か月以内については、申請農場の希望、審査員の力量向上研修の受講状況等を勘案し、認証機関の判断により、旧基準により審査を行うことも可能とする。

(参考) 審査員・指導員研修の実施時期(予定)

- ①審查員力量向上研修
 - · 主任審査員対象(11月頃)
 - ・更新登録の審査員対象(10月頃)
 - ・新規登録の審査員対象(11月頃)
- ②審査員養成研修(8月~12月頃、6回)
- ③指導員養成研修(8月~12月頃、5回)
- ④指導員力量向上研修(10月~12月頃、3回)

【本件に関する問い合わせ先】

農場HACCP認証協議会事務局

(公益社団法人中央畜産会内)

担当:山本、毛利、木島 TEL:03-6206-0835

メールアドレス: eisei@sec.lin.gr.jp

改正のポイント等 (別紙) 農場HACC P認証基準改正に伴う経過的措置の項目、

製作審査の対応方針		基本的な事項であり、経過的措置の対象とはしない。	第6章の2の分析結果に基づいて衛生管理目標の達成状況の検証等による見直しが実施されていない場合は、懸念事項、更には観察事項で指摘し、次回審査までの更新を求める。(目標の見直しの実施状況は第6章関連文書・記録に記載されていても良い。)	経営者、HXCP チーム、内部監査チーム、農場の全職員等について明確 にすること等について、組織図等の更新が不十分な場合は、懸念事 項、更には観察事項で指摘し、次回審査までの更新を求める。	内容的に大きな変更は見られないため、経過的措置の対象とはしない。
インといった。		1.範囲で、農場の経営者、従事者、組織員 数、飼養規模(概数)等を明確にするとされ た。	衛生管理目標を、第6章2の分析結果に基づき、定期的に見直すとされた。	経営者、IMOP チーム、内部監査チーム、農場の全職員等を組織図等で示し、役割と権限を文書にするとされた。	①供給者 ②家畜・畜産物の出荷先、消費者 ③法令・規制当局 ④家畜・畜産物の安全に 係るその他の組織について、リストを作成す るとされた。
靪頂	項目	1.範囲 家畜生産農場は、認証の対象となる農場の所在場所、農場の経営者、従事者、組織員数、飼養頭別数(概数)及び生産物の範囲を、文書によって明確にしなければならない。	(経過的措置該当) 1. 経営者のコミットメント (誓約) (2)衛生管理目標の設定 衛生管理目標は、 <u>第6章2の分析結果に基づき、</u> 定期的に見直さなければならない。	(経過的排置該当) (3)組織及び組織の役割と権限 経営者は、組織 <u>(経営者、HACPチーム、内部監 査員、農場内の全職員等)の全体像を組織図等を</u> 用いて明確にし、それぞれの組織の役割と権限を 文書化すること。	 外部コミュニケーション 経営者は、家畜・畜産物の安全に係る情報を確実 に利用可能とするために、次の関係者<u>のリストを</u> <u>作成した上で、これらの者と</u>効果的なコミュニケーションを行い、得られた情報を記録するととも に、その情報の活用の手順及び方法を確立し文書 化すること。
	빰	第1章		第2章 経営者 の責任	

改正のポイント		」と で指摘し、次回審査までの更新を求める。	あっ 自然災害の発生に対応しているものの、「家畜の飼養管理のための設備 数障 の故障等衛生管理システムが機能しない重大な事態」に対応していな な事 い場合は、懸念事項、更には観察事項で指摘し、次回審査までの更新 芯す を求める。	いてある内容的に大きな変更は見られないため、経過的措置の対象としない。	従来 てき 章に 内容的に大きな変更は見られないため、経過的措置の対象としない。
		②では、従来「製品表示に不適切な事例」とされていたが、「第3章2の事項に関して」と改正され、いわゆる製品説明書の内容に関してリて不適切な事例が発生した場合の手順を確立する等とされた。	⑤では、従来「自然災害」のみが対象であったが、「家畜の飼養管理のための設備の故障等衛生でない重大な事業衛生でで、これに対応する手順を確立する等とされた。	衛生管理システムの見直し及び更新について は、第6章に関連して実施すべきものである ことが、改めて明記された。	(2)「従事者の知識と能力」については、従来から第5章に関連している前提で審査してきたところであるが、今回の改正で「第5章により」が追加された。
要求事項の改正点	項目	(経過的指置該当) 5. 特定事項~の備え (1)HXCP チームによる手順の確立等 ②第3章2.の事項に関して不適切な事例が発生 1 を担み	⑤自然災害、又は家畜の飼養管理のための設備の 故障等衛生管理システムが機能しない重大な 事態が発生した場合	 6. 衛生管理システムの見直し 経営者は、第6章により、HACP チーム責任者に、衛生管理システムを運用させ、保持させ、定期的に見直しさせるとともに、必要に応じ協特見直させなければならない。 	7. 人、設備等の資源の提供と管理 (2)従事者の知識と能力 経営者は、従事者の知識及び業務遂行能力の保 持、向上を図るため、第5章の教育及び訓練を HACPチーム責任者に行わせなければならない。
	車				

	お記げ者 1月・レノメルいくフェイ		内容的に大きな変更は見られないため、経過的措置の対象としない。	
初記番内容的に大きな変更は見られな				
改正のポイント		要求事項が「現状の工程内作業、日常作業及び生産環境を明確にし、」から、「現状の工程内、日常、正期・不定期作業及び生産環境を明確にし、」に修正された。	「記述すること。」から、「記述しなければならない。」に修正された。	②「家畜間の交差感染又は畜産物への交差汚染の予防を考慮した、」から、「農場内の交差汚染の予防を考慮した、」に修正された。「検討すること。」から、「検討しなければならない。」に修正された。 ③「作成すること。」から、「作成しなければならない。」に修正された。
要求事項の改正点	項目	4. 工程一覧図(フローダイアグラム)及び現状作業、生産環境の明確化と現場での確認 HXCV チームは、以下に従い、工程一覧図並びに現状の工程内、日常、定期・不定期作業及び生産環境を明確にし、文書化し、現場で確認し、必要に応じて更新し、保持しなければならない。	(2) 現状作業(工程内及び目常・定期・不定期作業)の明確化 ①工程内現状作業の明確化 作業の手順・方法は、準備作業、実施する作業、実施後の作業に分けて記述しなければならない。 い。 ②現状の日常作業及び定期・不定期作業の文書化 作業の手順・方法は、準備作業、実施する作業、実施後の作業とが立期・不定期作業の文書化 作業の手順・方法は、準備作業、実施する作業、実施後の作業に分けて記述しなければならな	(3)生産環境の文書化 ②農場内の交差汚染の予防を考慮した、清浄度区 分 (ゾーニング) 及び人、家畜、物の流れ (動 線) を検討しなければならない。 (3敷地、道路、施設、主な設備等の配置を示した 平面図上に、清浄度区分を明示し、人、家畜、 物、生産物等の流れをトレースし、各種動線図を 作成しなければならない。
	掛		第 3 章 8 3 章 8 分析 9 登析	

	要求事項の松正点		
神	通	投币のボイント	認証審査の対応方針
	(経過的排置該当) 1. 一般的衛生管理プログラムの確立 (1)一般的衛生管理プログラムの確立 (1)一般的衛生管理プログラムを確立する場合、(中略)、特に次の事項に 三いては、病源体の侵入防止の観点から効果的に実施されるよう、その作業手順に留意すること。 ①農場に立ち入る者の制限 ②農場内に立ち入る者の制限 ③農場に持ち込む物品及び農場内に出入りする車両の制限・処理・管理 ③農場に持ち込む物品及び農場内に出入りする車両の制限・処理・管理 ④給与水、飼料、敷料等の処理・管理(5導入家畜の健康状態の確認・管理 ⑥農場での野生動物の侵入防止措置 ②傷場場での野生動物の侵入防止措置 ②衛生管理区域内への愛玩動物の特ち込み及び当該区域内での飼養の禁止 ⑧農場域内の整理整頓及び消毒	(1)①~8の項目について考慮することが追加された。	①~③について考慮していることを十分に確認できない場合は、どの事項に当たるかを具体的に挙げて懸念事項、更には観察事項とし、次回審査までの改善を求める。 (作業分析シート、マニュアル、平面図・動線図、家畜保健衛生所の指導書、現地審査時のサイトツテー・アー等から総合的に審査する。)
	(2)管理方法は、第3章で作成した文書や、作業手順書、作業マニュアル等 の文書により定めること。	管理方法に、「第3章で作成した文書」が明記された。	内容的に大きな変更は見られないため、経過的措置の対象としない。
第4章 一般的 衛生管	(経過的措置該当) (3)一般的衛生管理プログラムに基づく作業が適切に行われているか否か、 作業後の様態や効果についてのモニタリングの必要性を検討し、モニタリ ングを行う場合には、その記録の方法を明確にすること。	(新設)	一般的衛生管理プログラムに基づく作業の中で、 作業の適切性、効果等に関するモニタリングが必 要な項目の選定、その場合の記録方法の検討等が 行われていない場合は、懸念事項、更には観察事 項とし、次回審査までの実施を求める。
瓔 考因 の確立 と HACCP 計画の 作成	3. FACCP 計画の作成 (3)監視(モニタリング)方法の確立(原則4) ①モニタリングの手順及び方法では、その対象事項、具体的な手順、方法 及び実施の頻度を定め、測定、観察及び記録付け並びご記録の確認を行う 担当者を明確にすること。	表現ぶりが修正された。	内容的に大きな変更は見られないため、経過的措置の対象としない。
	(4) 是正措置の確立 (原則5) ①逸脱した状態で生産された家畜又は畜産物の分別と処理の方法 (他用途への 転用、廃棄、その他) ②正常への復帰、③逸脱した原因の究明、④再発を防止するための対策	①~④が、修正・是正措置の順に入れ 替えられた。	
	(経過的指置該当) (5) 検証方法の決定 (原則6) HMCP システムが HMCP 計画に従って実施されているかを確認するに当たり、検証の目的、方法、頻度もしくは間隔を定めた検証計画を作成し、これに基づき、計画的・定期的に検証を行うこと。検証では、以下の事項を確認すること。 確認すること。 ①HMCP 計画が適正に運営されていることをモニタリンが記録、是正措置の記録、現場の査察、従事者へのイクがェーなどにより確かめること。 ③モニタリングに用いる機器が定められたとおりに整備されていること。	「検証計画」の作成が明記され、これにより、第4章では HACP 計画についての検証を実施することが明確にされた。 高、補正」が「整備」に言い換えられた。	「検証計画」の作成が必須となったことから、「検証計画」の文書化が実施されていない場合は、懸念事項、更には観察事項とし、次回審査までの改善を求める。

内容的に大きな変更は見られないため、経過的措置の対象としない。						
改正のポイント		従事者に対して教育・訓練すべき内容に「第4章で定めた一般的衛生管理プログラムに基づいた作業の手順」「是正措置」が加えられた。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		教育・訓練に求められる要件が詳述された。	
要求事項の改正点	項目	1. 教育・訓練 HWCP チーム責任者は、従事者に対して衛生管理に関する基本的な知識、第4章で定めた一般的衛生管理プログラムに基づいた作業の手順及び方法、モニタリング、記録付けの方法、HWCP計画、是正措置、その他一般的衛生管理プログラム並びに HMCP に関する知識・技能の維持向上を図るため教育・訓練を行うこと。教育・訓練は、次の要件を満たさなければならない。	(1)従事者 <u>が</u> 自らの活動の <u>持つ</u> 意味及び重要性 <u>を</u> 理解し衛生管理システムの効果的な運用に向け て自らがどのような貢献ができるかの認識を持 たせるものであること。	(2) 教育・訓練の目的、達成目標が明らかであり、その有効性が評価されるものであること。	(3)教育・訓練の効果を確認し、必要な力量が不足している場合にはその力量に到達することを目的とした再教育が実行されるものであること。	4) (1)から(3) までの事項が計画的に行われ、記録 されるものであること。
	車		雅 第5章 章	影響		

認証審査の対応方針	内容的に大きな変更は見られないため、経過的措置の対象としない。	(3)分析内容に家畜保健衛生所による指導結果が含まれていること。 (7)衛生管理目標の連成状況の検証を行い、例えば、目標が達成されな かった場合の原因の究明やシステム更新等の検討、達成されている場 合の達成目標の分析、更に高い目標への更新が検討されていること。 (8)維持審査以降では前回審査の指摘事項を改善の種として活用して いること。 以上のような分析又は検証が実施されていない場合は、懸念事項、 更には観察事項で指摘し、次回審査までの実施を求める。	内容的に大きな変更は見られないため、経過的措置の対象としない。
改正のポイント	内部検証が内部監査と言い換えられた。	(3)一般的衛生管理プログラムのモニタリング 記録に加えて分析内容に家保による飼養衛生 管理基準の指導結果が含まれた。 (7) 経済性に関わる監視事項」が「衛生管理 目標の達成状況及びその他」と言い換えられ た。 (8) 直近の農場 HACP 認証審査結果が加えら れ、前回審査の指摘事項を改善の種として活 用しているかも審査の対象とされた。	第2章6.との関連が明確にされ、実践されていることが求められた。
要求事項の改正点項	 内部<u>監査</u> (2)内部<u>監査は、その手順</u>を明確にし、定められた間隔で、計画的に実施しなければならない。 (6)<u>内部監査員は、</u>内部<u>監査</u>の結果<u>を</u>内部<u>監査</u>報告書として文書化しなければならない。 	(経過的指置該当) 2. 情報の分析 (3)一般的衛生管理プログラムのモニタリング記録 (家畜保健衛生所による飼養衛生管理基準の指導結果を含む) (4) MXCP 計画のモニタリング記録 (5) 内部監査の記録 (6) 教育・訓練の記録 (7) 衛生管理目標の達成状況及びその他の監視事項の情報 (8) 直近の農場 IMXCP 認証審査結果	 3. 衛生管理システムの更新経営者の指示のもと、IMCP チーム責任者は、衛生管理システムの有効性が継続的に向上されるように、1及び2の結果をもとに、改善のための処置を実施すること。必要により衛生管理システムを更新すること。衛生管理システムを更新すること。衛生管理システムを更新すること。衛生管理システムをとは、あらかじめ経営者に報告するとともに、その更新を記録し、保管すること。
444		第 辞 改 な な な な 生 み り を ま み り を 事 更 ア の ま み 生 シ 々 東 東 ス タ ナ シ 々 新	

認証審査の対応方針		審査の判定に考慮すべき内容的な変更は見られないため、経過的措置の対をして、	
改正のポイント		ワープロ機能で署名部分を印字する場合及び 電子サイン等を活用する場合の本人確認の方 法が文書化されていることを確認するとされ た。	記録を電子化する場合、記録付けを行った人 の所属、署名及び記録付けを行った日付等を 確認するとされた。
要求事項の改正点	項目	2. 文書、記録に関する要求事項 (1) 文書 ①文書化名を印字又は電子サイン等の使用により署名に代える場合は、あらかじめその旨を定めた文書を作成すること。 ② 文書管理 ・廃棄する方法が文書化されていること。	 (2) 記録 (1) 記録付け (1) 記録付け (1) 記録付けを行った人の所属、署名及び記録付けを行った目付、必要により時間の記載がある (2) 責任者の所属、署名及び署名した日付の記載があること。 (2) 記録管理 (3) 廃棄する方法が文書化されていること。
	神	第7章 衛生管 リス ト、及	び書録 す求文、にる事記関 英項

飼養衛生管理基準(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)

令和3年9月24日公布(【】内は施行日)

I 家畜防疫に関する基本的事項

[人に関する事項]

1 家畜の所有者の責務

家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。

2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践

飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるよう、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

- 3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 【令和4年2月1日施行】 次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。
 - (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
 - (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項
 - (3) 海外からの肉製品の持込み (郵便物による持込みを含む。) に関する注意喚起
 - (4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
 - (5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
 - (6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
 - (7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
 - (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
 - (9) 農場における防疫のための更衣
 - (10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬 の種類、作用時間及び乾燥時間等

4 記録の作成及び保管

次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

- (1)衛生管理区域(8に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。)に立ち入った者(当該農場の従事者を除く。)の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的(所属等から明らかな場合を除く。)並びに消毒の実施の有無(衛生管理区域に車両を入れる者にあっては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。)並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあっては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
- (2) 従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称
- (3) 導入した家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日
- (4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名 称並びに出荷又は移動の年月日
- (5) 飼養する家畜の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状 並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況
- (6) 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容

5 大規模所有者が講ずる措置【令和4年10月1日施行】 大規模所有者は、以下の措置を講ずること。

- (1) 飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。
- (2) 畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること(同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う家畜(牛にあっては月齢が満四月以上のものに限る。)の頭数の合計が二百頭(第二十一条の五第九号イ(1)又は(2)に掲げる牛、鹿、めん羊及び山羊にあっては、三千頭)を超えないこと。)。

6 獣医師等の健康管理指導

農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設(家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。)を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。

7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備

家畜の所有者は、野生動物が口蹄疫等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域

(以下この項において「大臣指定地域」という。)において追加措置を講ずることとなる 14 及び 21 について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。

[飼養環境に関する事項]

8 衛生管理区域の設定

農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換(畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。)を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。

9 放牧制限の準備

法第三十四条の規定に基づく放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる 避難用設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講ずること。

10 埋却等の準備

法第二十一条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地(家畜(月齢が満二十四月以上のものに限る。)一頭当たり五平方メートルを標準とする。)の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。

11 愛玩動物の飼育禁止

猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと(愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。)。

[家畜に関する事項]

12 密飼いの防止

家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

Ⅱ衛生管理区域への病原体の侵入防止

〔人に関する事項〕

13 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限

必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置

当日に他の畜産関係施設等又は大臣指定地域に立ち入った者(農場の従事者、家畜防疫員、 獣医師、家畜人工授精師、削蹄師、飼料運搬業者、集乳業者その他の畜産関係者を除く。)及 び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないよう にすること(その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむ を得ず立ち入る場合を除く。)。

15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。)。

16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

衛生管理区域専用の衣服及び靴(衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。)を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること(その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。)。 更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

[物品に関する事項]

17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること(その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。)。

18 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置

他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

19 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置

過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

20 飲用水の給与

飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒する こと。

21 安全な資材の利用

大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保 健衛生所に助言を求め、指導に従うこと。

[家畜に関する事項]

22 家畜を導入する際の健康観察等

他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。

Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

[人に関する事項]

23 畜舎に立ち入る者の手指消毒等

畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者に当該畜舎専用の手袋を着用させる場合を除く。)。

24 畜舎の入り口における靴の交換又は消毒

畜舎ごとの専用の靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これを着実に着用させる又は靴の消毒をさせること。ただし、靴が畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う畜舎間の移動については、この限りでない。靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

[物品に関する事項]

25 器具の定期的な清掃又は消毒等

飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にすること。注射針、人工授精用器具その他の体液(生乳を除く。)が付着する物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒をすること。

26 畜舎外での病原体による汚染防止

家畜の飼養管理に必要のない物品を畜舎に持ち込まないこと。

[野生動物に関する事項]

27 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管

家畜の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置 を講ずること。

28 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

29 ねずみ及び害虫の駆除

ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置 その他の必要な措置を講ずること。

[飼養環境に関する事項]

30 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。

31 畜舎等施設の清掃及び消毒

畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃 及び消毒すること。

[家畜に関する事項]

32 毎日の健康観察

毎日、飼養する家畜の健康観察(家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。)を行うこと。

IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

[人に関する事項]

33 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等

衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)。

[物品に関する事項]

34 衛生管理区域から退出する車両の消毒

衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用 して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機 器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)。

35 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

[家畜に関する事項]

36 家畜の出荷又は移動時の健康観察

家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

37 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止

飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。

38 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

飼養する家畜に特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合(その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。)には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。

飼養衛生管理基準(豚、いのしし)

令和3年9月24日公布(【】内は施行日)

I 家畜防疫に関する基本的事項

[人に関する事項]

1 家畜の所有者の責務

家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。

2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践

飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるよう、消毒

設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜 保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、 獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守 するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずる こと。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業 者に周知徹底すること。

- (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- (3) 海外からの肉製品の持込み(郵便物による持込みを含む。) に関する注意喚起
- (4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- (5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
- (6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- (7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
- (9) 農場における防疫のための更衣
- (10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の 種類、作用時間及び乾燥時間等

4 記録の作成及び保管

次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

- (1)衛生管理区域(8に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。)に立ち入った者(当該農場の従事者を除く。)の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的(所属等から明らかな場合を除く。)並びに消毒の実施の有無(衛生管理区域に車両を入れる者にあっては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。)並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあっては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
- (2) 従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称
- (3) 導入した家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日
- (4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名 称並びに出荷又は移動の年月日
- (5) 飼養する家畜の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状 並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況
- (6) 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容

5 大規模所有者が講ずる措置 【(3)は令和5年4月1日施行】 大規模所有者は、以下の措置を講ずること。

- (1) 飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、大規模 所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては当該飼養 衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作 成し、これを全従業員に周知徹底すること。
- (2) 畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること(同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う家畜の頭数の合計が三千頭(肥育豚(月齢が満十月未満の豚をいう。)にあっては、一万頭)を超えないこと。)。
- (3) 大規模所有者のうち、特に家畜の頭数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に 多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、監視伝染病の発生に備えた対応計 画(家畜の死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。)を策定すること。

6 獣医師等の健康管理指導

農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設(家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。)を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。

7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備

家畜の所有者は、野生動物が豚熱等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域(以下この項において「大臣指定地域」という。)において追加措置を講ずることとなる14、22、26、28及び29について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。

〔飼養環境に関する事項〕

8 衛生管理区域の設定

農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域の境界を柵等によって分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換(畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。)を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。

9 放牧制限の準備

法第三十四条の規定に基づく放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる 避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講ずること。

10 埋却等に備えた措置【令和6年4月1日施行】

法第二十一条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地(家畜(月齢が満三月以上のものに限る。)一頭当たり○・九平方メートルを標準とする。)又は家畜の死体の焼却の用に供する焼却施設(以下 10 において「埋却地等」という。)を確保すること。ただし、

埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しく は化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行 うことをもつて、埋却地等の確保に代えることができる。

11 愛玩動物の飼育禁止

猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと(愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。)。

〔家畜に関する事項〕

12 密飼いの防止

家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

Ⅱ衛生管理区域への病原体の侵入防止

[人に関する事項]

13 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限

必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置

当日に他の畜産関係施設等又は大臣指定地域に立ち入った者(農場の従事者、家畜防疫員、 獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。)及び過去一週間以内 に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること(その 者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場 合を除く。)。

15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。)。

16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

衛生管理区域専用の衣服及び靴(衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から 着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項に おいて同じ。)を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させるこ と(その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。)。 更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

[物品に関する事項]

17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること(その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。)。

18 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置

他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

19 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置

過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

20 飲用水の給与

飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

21 処理済みの飼料の利用

飼養する家畜に肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)第二条第三項に規定する食品循環資源をいう。)を原材料とする飼料を給与する場合には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法 律第三十五号)に基づき適正に処理が行われたもの(撹拌しながら摂氏九十度以上で六十分間以上又はこれと同等以上の効果を有する方法で加熱処理を行い、かつ、加熱後の飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないよう必要な措置等が講じられているものをいう。)を用いることとし、当該処理の行われていないものは衛生管理区域内に持ち込まないこと。

22 安全な資材の利用

大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保 健衛生所に助言を求め、指導に従うこと。

[野生動物に関する事項]

23 衛生管理区域への野生動物の侵入防止

野生いのししの生息地域に所在する農場においては、衛生管理区域に野生いのししが侵入しないよう防護柵の設置(野生いのしし等のくぐり抜けを防止できるものに限る。放牧場等の屋外飼育施設の場合は、二重柵等の野生いのしし等との接触防止対策が講じられたものに限る。)その他の必要な措置を講ずること。定期的に防護柵その他の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。ねずみ等の野生動物が隠れる場所をなくすよう、防護柵周囲の除草その他の必要な措置を講ずること。

[家畜に関する事項]

24 家畜を導入する際の健康観察等

他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。

Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

[人に関する事項]

25 畜舎に立ち入る者の手指消毒等

畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者に当該畜舎専用の手袋を着用させる場合を除く。)。

26 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用

畜舎ごとの専用の衣服(大臣指定地域に限る。)及び靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これらを着実に着用させること。ただし、衣服又は靴が畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う畜舎間の移動については、この限りでない。更衣による病原体の畜舎への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。畜舎から家畜、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が畜舎の内外で交差しないよう、畜舎の内外で作業する者を分けること又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

[物品に関する事項]

27 器具の定期的な清掃又は消毒等

飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にすること。注射針、人工授精用器具その他の体液が付着する物品を使用する際は、注射針にあっては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあっては一頭ごとに交換又は消毒をすること。

28 畜舎外での病原体による汚染防止

家畜の飼養管理に必要のない物品を畜舎に持ち込まないこと。大臣指定地域においては、

畜舎間で家畜を移動させる場合には、屋根、壁等により野生動物等による病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケージ、リフト等を使用するとともに、畜舎に重機、一輪車等を持ち込む場合には、畜舎の出入口付近において洗浄及び消毒をすること。

[野生動物に関する事項]

29 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における 舎外飼養

野鳥等の野生動物の畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット(網目の大きさがニセンチメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。以下この項において同じ。)その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。また、大臣指定地域においては、放牧場について給餌場所における 防鳥ネットの設置及び家畜を収容できる避難用の設備の確保を行うこと。

30 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

31 ねずみ及び害虫の駆除

ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置 その他の必要な措置を講ずるとともに、畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞な くその破損箇所を修繕すること。

〔飼養環境に関する事項〕

32 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。

33 畜舎等施設の清掃及び消毒

畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃 及び消毒すること。

[家畜に関する事項]

34 毎日の健康観察

毎日、飼養する家畜の健康観察(家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。)を行うこと。

IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

[人に関する事項]

35 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等

衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)。

[物品に関する事項]

36 衛生管理区域から退出する車両の消毒

衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)。

37 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

[家畜に関する事項]

38 家畜の出荷又は移動時の健康観察

家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

39 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止

飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。

40 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

飼養する家畜に特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合(その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。)には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。

飼養衛生管理基準(鶏その他家きん)

令和3年9月24日公布(【】内は施行日)

I 家畜防疫に関する基本的事項

[人に関する事項]

1 家きんの所有者の責務

家きんの所有者は、飼養する家きんについて、家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家きんの所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家きんの所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。

2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践

飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛 生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関す る講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を 積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状 況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるよう、消 毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家 畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

- 3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 【令和4年2月1日施行】 次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、 獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守 するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずる こと。家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事 業者に周知徹底すること。
 - (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
 - (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項
 - (3) 海外からの肉製品の持込み (郵便物による持込みを含む。) に関する注意喚起
 - (4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
 - (5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
 - (6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
 - (7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
 - (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
 - (9) 農場における防疫のための更衣
 - (10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬 の種類、作用時間及び乾燥時間等

4 記録の作成及び保管

次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

- (1)衛生管理区域(7に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。)に立ち入った者(当該農場の従事者を除く。)の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的(所属等から明らかな場合を除く。)並びに消毒の実施の有無(衛生管理区域に車両を入れる者にあっては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。)並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあっては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
- (2) 従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称
- (3) 導入した家きんの種類、羽数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日
- (4) 出荷又は移動を行った家きんの種類、羽数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の 名称並びに出荷又は移動の年月日
- (5) 飼養する家きんの羽数、日齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況
- (6) 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容

5 大規模所有者が講ずる措置

- (1) 飼養する家きんが特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該 大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては当 該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したも のを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。
- (2) 家きん舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること(同一の者が複数の家きん舎を 担当する場合には、衛生管理を行う家きんの羽数の合計が鶏及びうずらの場合は十万 羽、あひる、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合は一万羽を超えないこと。)。
- (3) 大規模所有者のうち、特に家きんの羽数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等 に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、監視伝染病の発生に備えた対応 計画(家きんの死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。)を策定すること

6 獣医師等の健康管理指導

農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設(家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。)を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家 きんの健康管理について指導を受けること。

[飼養環境に関する事項]

7 衛生管理区域の設定

農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、家きん舎、家きんに直接接触する物品の保管場所並びに家きんに直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換(家きん舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。)を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、家きん、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。

8 埋却等の準備【令和4年10月1日施行】

法第二十一条の規定に基づく家きんの死体の埋却の用に供する土地(家きん(日齢が満百五十日以上のものに限る。)百羽当たり〇・七平方メートルを標準とする。)又は家きんの死体の焼却の用に供する焼却施設(以下8において「埋却地等」という。)を確保すること。ただし、埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行うことをもつて、埋却地等の確保に代えることができる。

9 愛玩動物の飼育禁止

猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと(愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。)。

〔家きんに関する事項〕

10 密飼いの防止

家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家きんを飼養しないこと。

Ⅱ衛生管理区域への病原体の侵入防止

[人に関する事項]

11 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限

必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家きんに接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

12 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置

当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者(農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。)及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者

を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること (その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。)。

13 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。)。

14 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

衛生管理区域専用の衣服及び靴(衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。)を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること(その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。)。 更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

[物品に関する事項]

15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること(その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。)。

16 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置

他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

17 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置

過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

18 飲用水の給与

飼養する家きんに水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

[家きんに関する事項]

19 家きんを導入する際の健康観察等

他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元の農場等における家きんの伝染性疾病の発生状況及び導入する家きんの健康状態を確認すること等により健康な家きんを導入すること。導入した家きんに家きんの伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接触させないようにすること。

Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

[人に関する事項]

20 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等

家きん舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、家きん舎に出入りする際 に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者に当該家きん舎専用の 手袋を着用させる場合を除く。)。

21 家きん舎ごとの専用の靴の設置並びに使用

家きん舎ごとの専用の靴を設置し、家きん舎に入る者に対し、これらを着実に着用させること。ただし、靴が家きん舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う家きん舎間の移動については、この限りでない。履替えによる病原体の家きん舎への侵入を防ぐため、着脱前後の靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、履替えの前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。家きん舎から家きん、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が家きん舎の内外で交差しないよう、家きん舎の内外で作業する者を分けること又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講ずること。靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

[物品に関する事項]

22 器具の定期的な清掃又は消毒等

飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にすること。

23 家きん舎外での病原体による汚染防止

家きんの飼養管理に必要のない物品を家きん舎に持ち込まないこと。

[野生動物に関する事項]

24 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕

野鳥等の野生動物の家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット (網目の大きさがニセンチメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。) その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

25 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

26 ねずみ及び害虫の駆除

ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置 その他の必要な措置を講ずるとともに、家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅 滞なくその破損箇所を修繕すること。

〔飼養環境に関する事項〕

27 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。

28 家きん舎等施設の清掃及び消毒

家きん舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。

〔家きんに関する事項〕

29 毎日の健康観察

毎日、飼養する家きんの健康観察(家きんの健康状態の確認に加え、ふ化及び死亡の状況 の確認を含む。)を行うこと。

IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

[人に関する事項]

30 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等

衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)。

[物品に関する事項]

31 衛生管理区域から退出する車両の消毒

衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)。

32 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

家きんの排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

[家きんに関する事項]

33 家きんの出荷又は移動時の健康観察

家きんを出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家きんの健康状態を確認すること。また、家きんの死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

34 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止

飼養する家きんが特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に 通報すること。また、農場からの家きん及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移 動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域 外に持ち出さないこと。

35 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

飼養する家きんに特定症状以外の異状であって、家きんの死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家きんの増加が確認された場合(その原因が家きんの伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。)には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家きんが監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家きんの出荷及び移動を行わないこと。当該家きんが監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家きんにその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。

関連文書等記載例(一覧表)

(3) 1	(第2章	経営者の責任	塑係
-------	------	--------	----

衛生管理方針・養豚農場	17
衛生管理目標・各畜種	18
組織図 ————————————————————————————————————	19
農場における役割と権限	20
業務分掌表 ————————————————————————————————————	21
HACCP チーム員の役割分担	23
外部・内部コミュニケーション規定	25
外部コミュニケーションのリスト	26
外部 内部 情報連絡票 ————————————————————————————————————	26
衛生管理規定書 特定事項への備え-3	29
衛生管理規定書 特定事項への備え-4	30
衛生管理システムの見直し会議議事録 ―――――	32
衛生管理システム見直し規定―――――	33
人、設備等の資源の提供と管理に関する規定―――――	35
(第3章 危害要因分析の準備関係)	
乳用牛農場における『原材料及び資材リスト』 ————————————————————————————————————	38
『製品説明書』 ————————————————————————————————————	
肉用牛農場における『原材料及び資材リスト』 —————	
『製品説明書』	
養豚農場における 『原材料及び資材リスト』 ————————————————————————————————————	
『製品説明書』 ————————————————————————————————————	43
採卵鶏農場における『原材料及び資材リスト』 —————	
『製品説明書』 ————————————————————————————————————	45
肉用鶏農場における『原材料及び資材リスト』 —————	46
『製品説明書』 ————————————————————————————————————	47
乳用牛農場における文書化例	
[1] 乳牛管理全体のフローダイアグラム 製品名:生乳 ―――	51
乳用牛農場における文書化例 2	
[2] フローダイアグラム 「3-3 搾乳後作業」 製品名:生乳 —	52
[3] 工程内作業分析シート	53
[4] 日常作業分析シート	54
[5] 定期作業分析シート	55
[6] 不定期作業分析シート	56
肉用牛農場における文書化例	
[1] フローダイアグラム 製品名:肉用牛	57
[2] 日常作業及び定期・不定期作業整理表 —————	58
[3] 工程内作業分析シート	59
[4] 工程内作業分析シート	60
[5] 日常作業分析シート	61

[6] 定期作業分析シート	62
[7] 不定期作業分析シート	63
養豚農場における文書化例	
[1] フローダイアグラム 製品名:肥育出荷豚・廃用種豚 ――	64
[2] 日常作業及び定期・不定期作業整理表 ――――――	65
[3] 工程内作業分析シート	66
[4] 工程内作業分析シート	67
[5] 不定期作業分析シート	68
採卵鶏農場における文書化例	
[1] フローダイアグラム(インライン方式) ――――	69
[2] 工程内作業分析シート	7 0
[3] <鶏舎の清掃・水洗・消毒> 作業実施記録 ―――――	7 1
[4] <鶏舎の清掃・水洗・消毒> 検査記録 ――――――	7 1
[5] 工程内作業分析シート	7 2
[6] 導入記録表	7 3
[7] 工程内作業分析シート	7 4
[8] 工程内作業分析シート	7 5
肉用鶏農場における文書化例	
[1] フローダイアグラム 製品工程図 —————	7 6
[2] 日常作業及び定期・不定期作業整理表 ―――――	7 7
[3] 鶏舎の清掃・水洗・消毒 検査記録	7 8
[4] 工程内作業分析シート	79
[5] 工程内作業分析シート	80
[6] 日常作業分析シート	
[7] 定期作業分析シート	
[8] 不定期作業分析シート	83
(第4章 一般的衛生管理プログラムの確立と HACCP 計画の作成関係)	
飼養衛生管理基準と一般的衛生管理プログラム関連表(牛)――――	86
飼養衛生管理基準と一般的衛生管理プログラム関連表(豚)――――	
飼養衛生管理基準と一般的衛生管理プログラム関連表(鶏)――――	
(参考) CCP の例	
危害要因分析の例	
[1] 乳用牛 ———————————————————————————————————	95
[2] 肉用牛 ———————————————————————————————————	96
[3] 豚 ———————————————————————————————————	98
[4] 採卵鶏	100
[5] 肉用鶏 ———————————————————————————————————	101
HACCP 計画(例)	
[1] 乳用牛 ———————————————————————————————————	106
[2] 肉用牛 ———————————————————————————————————	107
[3] 豚————————————————————————————————————	108

[4] 採卵鶏	
[5] 肉用鶏 ———————————————————————————————————	110
[6] HACCP 計画の検証 ————————————————————————————————————	111
(第5章 教育・訓練関係)	
○ 年 教育・訓練実施計画書	113
力量判定評価表 ————————————————————————————————————	114
教育訓練報告書 ————————————————————————————————————	
(第6章 評価、改善及び衛生管理システムの更新関係)	
[1] 検証計画について(まとめ) ————————	119
[2]「内部検証」と「農場 HACCP 認証審査」の相違 ―――――	120
[3] 内部監査規定	121
[4] 内部監査計画書	122
[5] A 農場 内部監査 報告書 ———————————————————————————————————	123
[6] 是正措置報告書・乳用牛農場	124
[7] 情報分析総括表・乳用牛農場 ——————	125
[8] 一般的衛生管理プログラム検証記録 ――――――	126
(第7章 衛生管理文書リスト及び文書、記録に関する要求事項関係)	
認証基準で要求のある文書と記録	
文書管理規定 ————————————————————————————————————	
衛生管理文書更新履歴 ————————————————————————————————————	
印鑑登録簿 ————————————————————————————————————	132

執筆者 (五十音順)

赤松 裕久 静岡県畜産技術研究所 上席研究員

朝日 光久 (元) 日本獣医師会 事務局長

犬丸 憲之 犬丸獣医科クリニック 院長

岩田 祐之 山口大学農学部獣医学科 教授

片岡 康 日本獣医生命科学大学獣医学部獣医学科 准教授

河合 一洋 麻布大学獣医学部獣医学科 准教授

川邊 久浩 熊本県城北家畜保健衛生所 防疫課長

見學 一宏 (元) 千葉県農業共済組合連合会西部家畜診療所

小池 郁子 エス・エム・シー株式会社 課長

富田 眞之 有限会社冨田養鶏場 取締役社長

西貝 正彦 有限会社那須 ET 研究所 代表

西村 雅明 西村獣医科クリニック 院長

(所属等は執筆当時)